

1 第210回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第210回国会（臨時会）は、令和4年(2022年)10月3日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、衆参両院の本会議において、12月10日までの69日間とする旨議決された。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、13常任委員長（内閣、総務、法務、外交防衛、文教科学、農林水産、経済産業、国土交通、環境、予算、決算、行政監視、議院運営）の辞任、14常任委員長の選挙（欠員中の財政金融含む）、7特別委員会（災害対策、ODA沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置、3調査会（外交・安保、国民生活、資源・持続可能）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置等が行われた。

(所信表明演説・質疑)

召集日当日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で10月5日及び6日、参議院で同6日及び7日にそれぞれ行われた。

(令和四年度第2次補正予算)

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）の実施に必要な経費の追加等を行う一方、租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れや公債金の増額等を行うため、11月21日、令和四年度第2次補正予算2案が衆議院に提出された。

同補正予算2案は、衆議院では、11月29日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月30日から予算委員会において質疑が行われ、12月2日に同補正予算2案を可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、同補正予算2案は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

(大臣の辞任)

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関係が相次いで明らかになっている山際国務大臣が10月24日辞任、後任として後藤国務大臣が就任した。

また、葉梨法務大臣が職務に関する軽率な発言をし、11月11日辞任、後任として齋藤

法務大臣が就任した。

さらに、政治資金などの問題が相次いで明らかになっている寺田総務大臣が11月20日辞任し、後任として松本総務大臣が就任した。

（新型コロナウイルス感染症対策）

参議院における新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、議場においては起立採決を採用する等の対応を行った。

なお、院内参観及び傍聴については、11月22日の議院運営委員会理事会において、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じる一方、これまで行ってきた人数制限等の措置を緩和することが決定された。

2 予算・決算

（1）令和四年度第2次補正予算

令和四年度第2次補正予算2案は、11月21日、衆議院に提出され、同22日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、11月25日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、立憲及び維新の2派共同、国民並びにれ新がそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、補正予算2案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

11月29日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月30日及び12月1日に総括質疑を行い、同2日に集中審議及び締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

12月2日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（2）令和三年度決算

令和三年度決算外2件は、11月18日に提出された。

3 法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出22件のうち、21件が成立した（成立率95.5%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出7件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出18件、継続42件のうち、6件が成立した（成立率10.0%）。

条約は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出2件の全てが可決された。

(1) 感染症法等改正案

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国及び都道府県並びに関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講じる「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第5号）が、10月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、10月25日の本会議で、同法律案、「国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案」（衆第5号）及び「新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案」（衆第6号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同28日から質疑を行った。11月4日に閣法第5号について質疑を終局するとともに、自民、立憲、維新及び公明の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、閣法第5号を修正議決すべきものと決定した。

11月8日の本会議において、閣法第5号は、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、11月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同15日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同24日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

12月2日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(2) 民法等改正案

子の権利利益を保護する観点から、嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止、嫡出否認をすることができる者の範囲の拡大及び出訴期間の伸長、事実を反する認知についてその効力を争うことができる期間の設置等の措置を講じるとともに、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講じる「民法等の一部を改正する法律案」（閣法第12号）が、10月14日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同2日に趣旨説明を聴取し、同8日から質疑を行った。同9日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月17日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律

案が付託された法務委員会で同22日に趣旨説明を聴取し、12月6日から質疑を行った。同8日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

12月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(3) 公職選挙法改正案(10増10減)

衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める「公職選挙法の一部を改正する法律案」(閣法第15号)が、10月25日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、11月2日に趣旨説明を聴取し、同8日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、11月11日に趣旨説明を聴取し、同16日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月18日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(4) 消費者契約法等改正案、法人寄附不当勧誘防止法案

社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講じる「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」(閣法第18号)が、11月18日、衆議院に提出された。

また、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講じる「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」(閣法第22号)が、12月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、12月6日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。同8日に質疑を終局した後、閣法第18号に対する共産提出の修正案、閣法第22号に対する自民、立憲、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案並びに共産提出の修正案について趣旨説明を順次聴取した。両原案及び各修正案

について、討論を行い、順次採決の結果、まず閣法第18号について共産提出の修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に、閣法第22号について共産提出の修正案を否決した後、自民、立憲、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案を可決し、修正議決すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、両法律案について、討論の後、閣法第18号は可決、閣法第22号は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同9日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同10日に質疑を終局した後、討論を行い、順次採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

12月10日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(5) 決議案

参議院では、10月6日の本会議において、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」が、12月5日の本会議において、「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案」が、それぞれ可決された。

4 その他

(1) 参議院改革協議会

参議院改革については、これまで歴代議長の下で議論する場が設けられ、実績が重ねられてきたところ、11月9日、尾辻議長の下により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院改革協議会を設置する旨の合意がなされた。これを受けて、同11日の議院運営委員会において、議長の下に、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議で議院運営委員長が協議会の設置について報告した。

協議会は今国会中、2回開会された。11月16日に初回の協議会が開かれ、同29日には山東前議長の下で設置された参議院改革協議会の報告書及び令和4年参議院議員通常選挙定数訴訟に係る各高裁判決について事務局から説明を聴取した。

(2) 国会同意人事案件

今国会に提出された11機関26名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(3) 憲法審査会

11月9日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。12月7日には、憲法に対する考え方について（特に、憲法における参議院の在り方並びに参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題を中心として）について参議院法制局及び憲法審査会事務局当局から説明を聴き、意見の交換を行った。

(4) 情報監視審査会

審査会は3回開会された。

6月7日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、10月28日に高市国務大臣から説明を聴き、11月2日に政府から補足説明を聴いた後、質疑を行った。また、同日、令和3年12月及び令和4年6月の本審査会の年次報告書における指摘事項について、政府からの説明聴取及び質疑を行った後、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(4.10. 3)	会期中選任
議長		尾辻 秀久(無)	
副議長		長浜 博行(無)	
常任委員 長	内閣	古賀 友一郎(自民) ※	
	総務	河野 義博(公明) ※	
	法務	杉 久武(公明) ※	
	外交防衛	阿達 雅志(自民) ※	
	財政金融	酒井 庸行(自民) ※	
	文教科学	高橋 克法(自民) ※	
	厚生労働	山田 宏(自民)	
	農林水産	山下 雄平(自民) ※	
	経済産業	吉川 沙織(立憲) ※	
	国土交通	蓮 舫(立憲) ※	
	環境	滝沢 求(自民) ※	
	基本政策	室井 邦彦(維新)	
	予算	末松 信介(自民) ※	
	決算	佐藤 信秋(自民) ※	
	行政監視	青木 愛(立憲) ※	
	議院運営	石井 準一(自民) ※	
懲罰	鈴木 宗男(維新)		
特別委員 長	災害対策	三浦 信祐(公明) ※	
	ODA沖縄北方	三原じゅん子(自民) ※	
	倫理選挙	古川 俊治(自民) ※	
	拉致問題	山谷 えり子(自民) ※	
	地方デジタル	鶴保 庸介(自民) ※	
	消費者問題	松沢 成文(維新) ※	
震災復興	古賀 之士(立憲) ※		
調査会長	外交・安保	猪口 邦子(自民) ※	
	国民生活	福山 哲郎(立憲) ※	
	資源・持続可能	宮沢 洋一(自民) ※	
憲法審査会会長	中曽根 弘文(自民) ※		
情報監視審査会会長	有村 治子(自民) ※		
政治倫理審査会会長	松下 新平(自民) ※		
事務総長	岡村 隆司	小林 史武	4.12.10

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 7. 7. 28 任期満了			② 10. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	118 (23)	19 (5)	36 (5)	55 (10)	18 (5)	45 (8)	63 (13)
立 憲 民 主 ・ 社 民	40 (19)	8 (2)	14 (7)	22 (9)	8 (5)	10 (5)	18 (10)
公 明 党	27 (4)	7 (1)	7 (1)	14 (2)	6	7 (2)	13 (2)
日 本 維 新 の 会	21 (4)	5	4 (1)	9 (1)	8 (2)	4 (1)	12 (3)
国民民主党・新緑風会	13 (4)	3 (1)	4 (1)	7 (2)	3	3 (2)	6 (2)
日 本 共 産 党	11 (5)	4 (1)	3 (2)	7 (3)	3 (2)	1	4 (2)
れ い わ 新 選 組	5 (1)	2 (1)	0	2 (1)	2	1	3
N H K 党	2	1	0	1	1	0	1
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
各派に属しない議員	9 (4)	1	5 (2)	6 (2)	1	2 (2)	3 (2)
合 計	248 (64)	50 (11)	74 (19)	124 (30)	50 (14)	74 (20)	124 (34)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	248	50	74	124	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和7年7月28日任期満了、○印の議員は令和10年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(118名)

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| ○足立 敏之 (比 例) | ○阿達 雅志 (比 例) | ○青木 一彦 (鳥取・島根) |
| ○青山 繁晴 (比 例) | 赤池 誠章 (比 例) | ○赤松 健 (比 例) |
| ○浅尾 慶一郎 (神奈川) | ○朝日 健太郎 (東 京) | 有村 治子 (比 例) |
| ○井上 義行 (比 例) | ○生稲 晃子 (東 京) | 石井 準一 (千 葉) |
| ○石井 浩郎 (秋 田) | 石井 正弘 (岡 山) | 石田 昌宏 (比 例) |
| ○磯崎 仁彦 (香 川) | ○猪口 邦子 (千 葉) | ○今井 絵理子 (比 例) |
| 岩本 剛人 (北海道) | ○上野 通子 (栃 木) | ○臼井 正一 (千 葉) |
| ○江島 潔 (山 口) | 衛藤 晟一 (比 例) | ○小野田 紀美 (岡 山) |
| ○越智 俊之 (比 例) | ○大家 敏志 (福 岡) | 大野 泰正 (岐 阜) |
| 太田 房江 (大 阪) | ○岡田 直樹 (石 川) | 加田 裕之 (兵 庫) |
| ○加藤 明良 (茨 城) | ○梶原 大介 (比 例) | ○片山 さつき (比 例) |
| ○神谷 政幸 (比 例) | 北村 経夫 (山 口) | ○こやり 隆史 (滋 賀) |
| ○小林 一大 (新 潟) | 古賀 友一郎 (長 崎) | ○古庄 玄知 (大 分) |
| 上月 良祐 (茨 城) | ○佐藤 啓 (奈 良) | 佐藤 信秋 (比 例) |
| 佐藤 正久 (比 例) | 酒井 庸行 (愛 知) | ○櫻井 充 (宮 城) |
| 山東 昭子 (比 例) | 清水 真人 (群 馬) | ○自見 はなこ (比 例) |
| 島村 大 (神奈川) | ○進藤 金日子 (比 例) | ○末松 信介 (兵 庫) |
| 世耕 弘成 (和歌山) | ○関口 昌一 (埼 玉) | 高野 光二郎 (徳島・高知) |
| 高橋 克法 (栃 木) | 高橋 はるみ (北海道) | 滝沢 求 (青 森) |
| 滝波 宏文 (福 井) | 武見 敬三 (東 京) | 柘植 芳文 (比 例) |
| ○鶴保 庸介 (和歌山) | 堂故 茂 (富 山) | ○友納 理緒 (比 例) |
| 豊田 俊郎 (千 葉) | ○中曾根 弘文 (群 馬) | 中田 宏 (比 例) |
| ○中西 祐介 (徳島・高知) | ○永井 学 (山 梨) | 長峯 誠 (宮 崎) |
| 西田 昌司 (京 都) | ○野上 浩太郎 (富 山) | ○野村 哲郎 (鹿兒島) |
| 羽生田 俊 (比 例) | ○長谷川 岳 (北海道) | ○長谷川 英晴 (比 例) |
| 馬場 成志 (熊 本) | 橋本 聖子 (比 例) | 比嘉 奈津美 (比 例) |
| ○広瀬 めぐみ (岩 手) | ○福岡 資麿 (佐 賀) | ○藤井 一博 (比 例) |
| ○藤川 政人 (愛 知) | ○藤木 眞也 (比 例) | ○船橋 利実 (北海道) |
| 古川 俊治 (埼 玉) | ○星 北斗 (福 島) | 堀井 巖 (奈 良) |
| 本田 顕子 (比 例) | 舞立 昇治 (鳥取・島根) | 牧野 たかお (静 岡) |
| ○松川 るい (大 阪) | ○松下 新平 (宮 崎) | ○松村 祥史 (熊 本) |
| 松山 政司 (福 岡) | 丸川 珠代 (東 京) | 三浦 靖 (比 例) |
| 三木 亨 (比 例) | ○三原じゅん子 (神奈川) | 三宅 伸吾 (香 川) |
| 宮崎 雅夫 (比 例) | ○宮沢 洋一 (広 島) | 宮本 周司 (石 川) |
| 森 まさこ (福 島) | 森屋 宏 (山 梨) | ○山崎 正昭 (福 井) |

山下 雄平 (佐賀)	山田 太郎 (比例)	山田 俊男 (比例)
○山田 宏 (比例)	○山谷 えり子 (比例)	○山本 啓介 (長崎)
○山本 佐知子 (三重)	○山本 順三 (愛媛)	○吉井 章 (京都)
吉川 ゆうみ (三重)	和田 政宗 (比例)	○若林 洋平 (静岡)
○渡辺 猛之 (岐阜)		

【立憲民主・社民】

(40名)

○青木 愛 (比例)	石垣 のりこ (宮城)	石川 大我 (比例)
○石橋 通宏 (比例)	打越 さく良 (新潟)	小沢 雅仁 (比例)
小沼 巧 (茨城)	○鬼木 誠 (比例)	勝部 賢志 (北海道)
川田 龍平 (比例)	岸 真紀子 (比例)	熊谷 裕人 (埼玉)
○小西 洋之 (千葉)	○古賀 千景 (比例)	○古賀 之士 (福岡)
○斎藤 嘉隆 (愛知)	塩村 あやか (東京)	○柴 慎一 (比例)
○杉尾 秀哉 (長野)	田島 麻衣子 (愛知)	○田名部 匡代 (青森)
○高木 真理 (埼玉)	○辻元 清美 (比例)	○徳永 エリ (北海道)
野田 国義 (福岡)	羽田 次郎 (長野)	○福島 みずほ (比例)
○福山 哲郎 (京都)	牧山 ひろえ (神奈川)	○三上 えり (広島)
水岡 俊一 (比例)	水野 素子 (神奈川)	宮口 治子 (広島)
○村田 享子 (比例)	森本 真治 (広島)	森屋 隆 (比例)
横沢 高德 (岩手)	吉川 沙織 (比例)	吉田 忠智 (比例)
○蓮 舫 (東京)		

【公明党】

(26名)

○秋野 公造 (福岡)	○伊藤 孝江 (兵庫)	○石川 博崇 (大阪)
○上田 勇 (比例)	河野 義博 (比例)	○窪田 哲也 (比例)
佐々木 さやか (神奈川)	○里見 隆治 (愛知)	塩田 博昭 (比例)
下野 六太 (福岡)	杉 久武 (大阪)	高橋 光男 (兵庫)
○竹内 真二 (比例)	○竹谷 とし子 (東京)	○谷合 正明 (比例)
新妻 秀規 (比例)	○西田 実仁 (埼玉)	平木 大作 (比例)
○三浦 信祐 (神奈川)	矢倉 克夫 (埼玉)	安江 伸夫 (愛知)
山口 那津男 (東京)	山本 香苗 (比例)	山本 博司 (比例)
○横山 信一 (比例)	若松 謙維 (比例)	

【日本維新の会】

(21名)

○青島 健太 (比例)	○浅田 均 (大阪)	東 徹 (大阪)
○石井 章 (比例)	○石井 苗子 (比例)	○猪瀬 直樹 (比例)
梅村 聡 (比例)	梅村 みずほ (大阪)	音喜多 駿 (東京)
○片山 大介 (兵庫)	○金子 道仁 (比例)	○串田 誠一 (比例)
清水 貴之 (兵庫)	柴田 巧 (比例)	鈴木 宗男 (比例)

- 高木 かおり (大 阪)
- 中条 きよし (比 例)
- 松沢 成文 (神奈川)
- 松野 明美 (比 例)
- 室井 邦彦 (比 例)
- 柳ヶ瀬 裕文 (比 例)

【 国民民主党・新緑風会 】

(1 3 名)

- 伊藤 孝恵 (愛 知)
- 磯崎 哲史 (比 例)
- 上田 清司 (埼 玉)
- 大塚 耕平 (愛 知)
- 嘉田 由紀子 (滋 賀)
- 川合 孝典 (比 例)
- 榛葉 賀津也 (静 岡)
- 田村 まみ (比 例)
- 竹詰 仁 (比 例)
- 芳賀 道也 (山 形)
- 浜口 誠 (比 例)
- 浜野 喜史 (比 例)
- 舟山 康江 (山 形)

【 日 本 共 産 党 】

(1 1 名)

- 井上 哲士 (比 例)
- 伊藤 岳 (埼 玉)
- 岩淵 友 (比 例)
- 紙 智子 (比 例)
- 吉良 よし子 (東 京)
- 倉林 明子 (京 都)
- 小池 晃 (比 例)
- 田村 智子 (比 例)
- 仁比 聡平 (比 例)
- 山下 芳生 (比 例)
- 山添 拓 (東 京)

【 れ い わ 新 選 組 】

(5 名)

- 木村 英子 (比 例)
- 水道橋 博士 (比 例)
- 天畠 大輔 (比 例)
- 船後 靖彦 (比 例)
- 山本 太郎 (東 京)

【 N H K 党 】

(2 名)

- ガ ー シ ー (比 例)
- 浜田 聡 (比 例)

【 沖 縄 の 風 】

(2 名)

- 伊波 洋一 (沖 縄)
- 高良 鉄美 (沖 縄)

【 各派に属しない議員 】

(9 名)

- 安達 澄 (大 分)
- 尾辻 秀久 (鹿 児 島)
- 神谷 宗幣 (比 例)
- 須藤 元気 (比 例)
- 寺田 静 (秋 田)
- 堂込 麻紀子 (茨 城)
- ながえ 孝子 (愛 媛)
- 長浜 博行 (千 葉)
- 平山 佐知子 (静 岡)

5 議員の異動

第209回国会閉会後及び今国会（4.10.3召集）中における議員の異動

○辞職

熊野 正士君（公明・比例）

4.9.30 辞職

○繰上補充当選

宮崎 勝君（公明・比例）

4.10.7 任期開始（熊野正士君辞職による）

○会派解散

「碧水会」

4.8.31 解散

○所属会派異動・会派所属

－ 4.9.1 国民民主党・新緑風会に入会－

嘉田 由紀子君

－ 4.9.20 立憲民主・社民に入会－

三上 えり君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出22件のうち、感染症法等改正案、法人寄附不当勧誘防止法案等21件が成立し、残る1件については、衆議院において継続審査となった。

参法は、新規提出7件が、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出18件のうち、価格高騰給付金差押禁止法案、C型肝炎救済特別措置法改正案等6件が成立し、残る12件については、衆議院において10件が継続審査、2件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた42件は、衆議院において39件が継続審査、3件が撤回となった。

予算は、2件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出1件が承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた8件が、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、令和二年度NHK決算（第207回国会提出）、新規提出の令和三年度決算外2件及び令和三年度NHK決算は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案、新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案の2件が提出され、いずれも可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	2 2	2 1	0	0	0	1	0	0	
参 法	新 規	7	0	0	0	7	0	0	0	
衆 法	新 規	1 8	6	0	0	0	1 0	0	2	
	衆 継	4 2	0	0	0	0	3 9	0	0	撤回 3
予 算		2	2	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	衆 継	8	0	0	0	0	8	0	0	
決算その他	新 規	4	0	0	0	4				
	継 続	1	0	0	0	1				
決 議		2	2	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（22件）

●両院を通過したもの（21件）

- 1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
- 7 競馬法の一部を改正する法律案
- 8 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 11 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
- 12 民法等の一部を改正する法律案
- 13 ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
- 14 港湾法の一部を改正する法律案
- 15 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 16 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
- 17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案
- 18 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案
- 19 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 20 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案
- 21 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案
- 22 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（修）

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（1件）

- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（7件）

●本院において委員会等に付託されなかったもの（7件）

- 1 こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案
- 2 総合的経済安全保障施策推進法案
- 3 電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギーに係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案
- 4 国の儀式として行う葬儀に関する法律案
- 5 令和四年度における外国為替資金特別会計からの繰入れの特別措置に関する法律案
- 6 規制の新設等に際し規制の総量の削減の実施を確保する制度の導入に関する法律案
- 7 刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法

律案

◎衆議院議員提出法律案（60件）（継続42件を含む）

●両院を通過したもの（6件）

- 9 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 10 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 離島振興法の一部を改正する法律案
- 15 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 16 令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 17 地方自治法の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（49件）（継続39件を含む）

- 1 国会法の一部を改正する法律案
- 2 国葬儀法案
- 3 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案
- 6 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案
- 7 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案
- 13 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 14 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 子育て・若者緊急支援法案

（第207回国会提出）

- 2 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案
- 3 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案
- 9 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案
- 10 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 11 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案

（第208回国会提出）

- 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案
- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案
- 16 日本銀行法の一部を改正する法律案
- 17 日本放送協会改革推進法案
- 18 特定土砂等の管理に関する法律案

- 19 土砂等の置場の確保に関する法律案
- 22 戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案
- 23 所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 24 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案
- 28 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 30 介護・障害福祉従業者の人材確保に関する特別措置法案
- 32 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案
- 34 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 35 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案
- 36 インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案
- 39 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 40 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
- 44 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 45 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 46 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
- 47 地方自治法の一部を改正する法律案
- 48 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 49 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 50 インターネット投票の導入の推進に関する法律案
- 52 国家賠償法の一部を改正する法律案
- 53 民法の一部を改正する法律案
- 54 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 55 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
- 56 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 57 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案
- 58 多文化共生社会基本法案
- 59 消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案
- 60 特定人権侵害行為への対処に関する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（2件）
 - 4 特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案
 - 5 国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案
- 撤回されたもの（継続3件）

（第207回国会提出）

 - 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

（第208回国会提出）

 - 61 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

◎予算（2件）

●両院を通過したもの（２件）

- 1 令和四年度一般会計補正予算（第２号）
- 2 令和四年度特別会計補正予算（特第２号）

◎条約（１件）

●両院を通過したもの（１件）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（継続８件）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（継続８件）

（第208回国会提出）

- 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
- 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

◎決算その他（５件）

●委員会に付託されなかったもの（５件）

- 令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書
- 令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第207回国会提出）

- 日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（２件）

●可決したもの（２件）

- 1 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案
- 2 新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7内閣委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

指定職俸給表等を除く俸給表について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。

二、勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合について、年間0.1月分(指定職職員については年間0.05月分)引き上げる。

三、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一は令和4年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7内閣委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一の1は令和4年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、令和4年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、令和4年4月1日から適用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 4.11.8修正議決 参議院 11.11厚生労働委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を講ずるため、都道府県知事は、管轄する区域内にある公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対し、新型インフルエンザ等感染症の患者等を入院させ、必要な医療を提供する等の当該医療機関が講ずべき措置等について通知するものとし、当該通知を受けた管理者は、それに基づく措置を講じなければならない。都道府県知事は、管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、医療措置協定を締結するものとし、協議を求められた管理者は、その求めに応じなければならない。

二、保健所を設置する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査研究及び試験検査であって、専門的な知識等を必要とするもの等を行うため、必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

三、厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、需要の増加等により、供給が不足し、又は供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、感染症の発生を予防すること等が困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合において、当該感染症対策物資等の生産を促進することが必要であると認めるときは、生産業者に対し、その生産を促進するよう要請することができる。

四、市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たっては、電子対象者確認の方法により、当該定期の予防接種等を受けようとする者がその対象者であることの確認を行うことができる。

五、検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者であって居宅等から外出しないことの協力の求めに応じないもの等に対し、居宅等から外出しないことを指示することができる。

六、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方、同感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方並びに予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方についての検討規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (4.11.24厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法施行までに相当の期間があることに鑑み、本法成立後、施行までの期間においても本法の趣旨を踏まえた感染症対策の全体的な取組の強化に努力し、当面する感染拡大に十二分に備えること。

二、保健所設置自治体が予防計画を作成するに当たり、市町村の意見を十分に聴き、市町村の役割

を明確にし、保健所の負担軽減につながる方針を示すこと。

三、感染症危機時に確実に稼働する体制を構築するため、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制確保等の協定が多くの医療機関との間で締結され、医療を必要とする者に確実に医療が提供されることとなるよう、地域における感染症医療提供体制整備、特に感染症危機時にはその感染症の特性に応じて、病床の確保や外来診療の増加及びそれらのために不可欠な医療従事者の確保などに必要な支援を行うこと。

四、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制確保等の協定の履行確保措置を講ずるに当たっては、地域の実情に応じた適切な運用となるようにするとともに、協定に基づき履行すべき内容と履行確保措置のバランス、地域医療への影響等に十分配慮すること。

五、流行初期医療確保措置は、その費用の一部に保険料が充当される例外的かつ限定的な措置であり、実施される期間について、保険者等の負担に鑑み、速やかな補助金、診療報酬の上乗せにより、3箇月を基本として必要最小限の期間とすること。

六、新興感染症から国民の命を守るため、医療機関の協力が不可欠な状況に鑑み、平時からの備えに対する必要な支援を医療機関の経営面にも配慮し講ずること。

七、感染症危機に際しかかりつけ医等の地域の医療機関が可能な限り感染症医療を行うことができるよう、医薬品、個人防護具等の配布、治療方法の普及その他の必要な支援を行うこと。

八、感染症医療に対応する医療機関が、感染症患者と当該患者のかかりつけ医との関係を把握し、当該かかりつけ医等の地域の医療機関との連携を確保することができるような方策を検討し、速やかに必要な措置を講ずること。

九、地方衛生研究所について、本法の趣旨を踏まえ、法律上の位置付けを明確にしつつ、その体制整備等についての基本的な指針を地方公共団体に示すとともに、保健所及び地方衛生研究所の人員及び予算を確保し、試験及び検査、調査及び研究等のより一層の体制強化を図ること。

十、感染症対策及び予防接種事務に関するデジタル化及び情報基盤整備に当たっては、情報の流出の防止その他の国民のプライバシー情報の厳重管理を徹底すること。

十一、感染症対策物資等の確保に当たっては、その生産拠点が特定の外国に集中している場合に、生産要請や輸入要請等が実効的なものとならない可能性があることを踏まえ、当該物資等の国内生産の促進、備蓄の確保等の必要な対策を検討し実施すること。

十二、新型コロナウイルスの特性を考慮し、新型コロナウイルスワクチンの予防接種法上の扱いについて検討を行うこと。また、同ワクチンは本人又は保護者の意思により接種を受けるべきかを判断するものであること及びワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ等の不利益取扱いを決して許されるものではないことについて積極的な広報等により周知徹底すること。

十三、新型コロナウイルス感染症への対応において、検疫所における検査・人員体制の強化等が図られたことを踏まえ、今後も新興感染症等の発生に備えた即応体制を維持・強化できるよう、関係機関等と連携した定期的な訓練の実施、海外の感染症発生動向に係る調査・研究能力の強化、検疫感染症発生時における迅速な検査能力の確保など必要な対策に取り組むこと。

十四、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に苦しむ患者について、治療と就労を両立するための支援を検討し、速やかに必要な措置を講ずること。

十五、第204回国会において採択された「新型コロナウイルス感染症と筋痛性脳脊髄炎の研究に関する請願」に基づき、早急にCOVID-19後にME/CFSを発症する可能性を調べる実態調査、並びにCOVID-19とME/CFSに焦点を絞った研究を、神経免疫の専門家を中心に開始する体制整備を行うこと。

十六、新型コロナウイルスワクチン接種後の遷延する症状について、速やかに実態を把握し、病態の解明に必要な調査研究を行うこと。

十七、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状及び新型コロナウイルスワクチン接種後の遷延する症状について、患者がかかりつけ医等の地域の医療機関での治療を受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、その症状並びにその診断及び治療の方法に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、その結果に基づき必要な情報を適切な方法により積極的に公表すること。

十八、薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進する措置を講ずるとともに、緊急時における国主導による医薬品等の確保の仕組みを検討し、必要な措置を講ずること。

十九、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、かかりつけ医の役割、新型コロナ患者の健康観察を行う主体の在り方も含め、「ウィズコロナ」下におけるあるべき地域保健医療提供体制について引き続き議論を進めること。

二十、「ウィズコロナ」への移行を更に進める観点や教育的観点から、今一度、関係省庁とも連携して、国民がマスク着用の必要のない場面で、マスクを外す判断ができる環境づくりを進めること。

二十一、現下の新型コロナウイルスの特性を踏まえ、科学的知見等に基づき適切なマスク着用の基準の見直しを検討するとともに、その結果をわかりやすく国民に伝えること。
右決議する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講じようとするものである。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7農林水産委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、地方競馬全国協会(以下「協会」という。)の資金確保措置の恒久化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し

競馬活性化計画の目的を「事業の経営基盤の強化を図る」こととし、記載事項として、「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付けることとする。

二、協会の資金確保措置の恒久化及び延長

1 協会が地方競馬の活性化を図るために行う業務の資金確保のため、時限措置とされている協会の畜産振興勘定から競馬活性化勘定への資金の繰入措置を恒久化し、日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競馬活性化勘定への資金交付措置の期限を5年間延長することとする。

2 協会が競走馬の生産の振興を図るために行う業務の資金確保のため、時限措置とされている日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金交付措置を恒久化することとする。

三、競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実

1 協会の業務に、都道府県等に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な支援を行うことを追加することとする。

2 協会が都道府県等に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、競馬主催者が競馬の円滑な実施を確保するために必要な処分を行うことができるよう必要な措置を講ずることとする。

四、罰則の強化

競馬関係者による勝馬投票券の購入等に関する罰金額の上限を「200万円」に引き上げることとする。

五、施行期日等

この法律は、令和5年4月1日から施行することとする。ただし、二の1（日本中央競馬会の資金交付措置を延長する部分に限る。）については公布の日、三の2及び四については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（4.11.10農林水産委員会議決）

我が国は古くより農耕や神事・祭事において馬に関わる文化を育み、現在も乗馬、在来種の保存、ホースセラピーなどが行われており、競馬が健全に発展することで、こうした馬事文化の継承・発展に寄与することが期待される。

インターネット投票が普及し、地方競馬においては、競馬活性化計画に基づき、主催者が収支改善のための取組を実施してきた結果、中央競馬は令和3事業年度に売得金が3兆円を超え、地方競馬でも令和2年度に29年ぶりに売得金が9,000億円を超えるなど、その売上は堅調な状況にある。引き続き堅調な売上を維持するためには、地方競馬の魅力の更なる向上、施設の老朽化への対応、馬産地の生産基盤の強化等が必要である。

一方、競馬関係者による不適切事案の発生は、競馬に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況を生じさせた。

こうした状況を踏まえ、地方競馬がこれまで畜産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、更に地方競馬の振興を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保していく必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地方競馬への支援措置の拡充に当たっては、長期にわたり計画的に競馬活性化事業を実施することにより地方競馬の経営基盤の強化が図られ、地方競馬が畜産振興及び地方財政の改善に一層貢献できるよう指導すること。また、畜産振興勘定から競馬活性化勘定への繰入れはあくまで必要最小限とすべきものであり、繰入れの趣旨、目標を明確化した上で毎年の繰入れ状況を公開すること。併せて、繰入れに当たっては、法律の趣旨である畜産振興への寄与が阻害されないよう十分配慮すること。さらに、目標達成状況を常に点検・検証し、繰入れ措置の見直しも含めて検討すること。
- 二 馬産地への支援の恒久化に当たっては、長期にわたり計画的に競走馬生産振興事業を実施することにより馬産地の生産基盤の強化や新たな発想をいかした就農の促進が図られ、競走馬の安定供給と強い馬づくりが推進されるよう指導すること。
- 三 競馬の売上げの一部が畜産振興、社会福祉事業等への貢献及び地方財政の改善に活用されていることについて、国民一般の理解が一層深まるよう努めること。また、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 四 日本中央競馬会のレース映像提供施設に関しては、地方公共団体や広く地域の理解を得て設置するよう指導すること。
- 五 売得金に占めるインターネット投票等の割合が年々増加する中であって、競馬場の入場者数の増加は、競馬関連事業の継続発展や雇用を創出するなど地域経済へ寄与することが見込まれるため、家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること。
- 六 競馬における職場環境の整備や人材の確保が競馬の魅力の更なる向上に果たす役割に鑑み、警備員や厩舎で雇用される厩務員なども含めた全ての競馬事業に従事する者の社会保険の加入や競馬主催者間の賃金格差の縮小といった処遇や職場環境が改善するよう、また、研修の充実や技術の継承等による人材の育成・確保が図られるよう努めること。
- 七 本法に基づく地方競馬全国協会の資金確保措置による地方競馬の経営基盤の強化の状況を常に分析・検証し、その結果を公開するとともに、これに基づき、地方競馬の振興の在り方について

必要な措置の検討を進めること。

- 八 競馬関係団体間の密接な協力連携体制を構築し、競馬関係者に対する研修指導を強化すること等を通じて不適切事案の未然防止を図り、競馬に対する国民の信頼を確保すること。
- 九 引退した競走馬の多様な利活用による社会貢献等の観点からも命ある馬が可能な限り充実したセカンドキャリアを送ることができるようにすることの重要性に鑑み、こうした取組に対する競馬関係者による支援の拡充を促し、取組内容の充実が図られるよう指導すること。
右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 4.11.1可決 参議院 11.7外交防衛委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5とする。
- 三、自衛隊法第45条の2第1項の規定により採用された職員に支給される6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を100分の47.5等とする。
- 四、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の165とする。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、一については、令和4年4月1日から適用する。ただし、三及び四については、令和5年4月1日から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 4.11.21可決 参議院 12.5内閣委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、公共施設等の管理者等が当該公共施設等の公共施設等運営権者の提案により実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項を変更することを可能とする手続等の整備並びに株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務への民間支援業務の追加及び同機構が保有する株式等の処分に係る期限の延長を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定事業の対象となる公共施設等にスポーツ施設及び集会施設を追加する。
- 二、公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針の公共施設等の規模又は配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案（以下「変更提案」という。）をすることができる。
- 三、変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、遅滞なく、当該変更提案について検討を加え、当該変更提案に係る公共施設等の工事が公共施設等運営事業の適正かつ確実な実施の確保に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のため必要があると認めるときは、当該変更提案に係る実施方針の変更の案の内容をその内容とする実施方針の変更をすることができる。

四、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の業務に、次に掲げる業務を追加する。

- 1 特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する専門家の派遣
- 2 特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する助言
- 3 特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

五、機構は、令和10年3月31日までにその保有する株式等の処分を行うよう努めなければならないこととされているところ、当該期限を令和15年3月31日まで延長する。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.12.8内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 P F I 事業を推進するに当たっては、民間が担うことによってコストの削減とサービスの向上が期待できる事業に限り実施されるよう徹底すること。
- 二 P F I 事業の実施に当たっては、国民の安心・安全及び働く人の賃金・勤務労働条件に十分留意し、提供される公共サービスの水準が維持・向上されるとともに、地域経済の活性化に向けて地元企業、とりわけ中小企業の参画が促進されるよう、国及び地方公共団体が責任をもって管理すること。
- 三 P F I 事業の事後評価及び諸外国の事例も含めた課題分析を行い、今後の事業実施に活かすこと。
- 四 株式会社民間資金等活用事業推進機構に対し、多額の国費が用いられていることに鑑み、出融資決定時及び実行後における当該出融資の情報開示を適切かつ定期的に行うよう求めることを通して、国民に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 五 株式会社民間資金等活用事業推進機構は民間資金の呼び水の役割を果たすという設立の趣旨に鑑み、民業補完の原則に十分留意するとともに、民間インフラ投資市場の形成を延長期限内に行い、同機構の業務が早期に終了するよう最大限努めること。そのため、同機構が有する P F I 事業に関する知見を地域金融機関に移転すること等を通じ、P F I 事業に精通した民間の人材育成を積極的に図ること。
右決議する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第10号)

（衆議院 4.11.1可決 参議院 11.1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和5年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、選挙の期日

令和5年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる90日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を、都道府県及び指定都市の選挙にあっては令和5年4月9日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては同月23日に統一する。

二、立候補の禁止

都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙又は市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないものとする。

三、寄附等の禁止

寄附等の禁止期間を選挙の期日の90日前から当該選挙の期日までの期間とする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 4.11.1可決 参議院 11.1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在外投票に関する事項

- 1 国民審査について、在外選挙人名簿に登録されている審査人による投票を可能とし、在外選挙と同様、在外公館等における在外投票、郵便等による在外投票及び国内における投票を行うことができることとする。
- 2 投票用紙には、点字による審査の投票に用いるものを除き、1から15までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設け、中央選挙管理会は、審査の告示の際に、審査に付される裁判官の氏名の告示順序を示す番号を告示することとする。
- 3 審査人は、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、投票することとする。

二、洋上投票等に関する事項

遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等が衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙において行うことができるファクシミリ装置を用いる投票方法である洋上投票等について、国民審査についても行うことができることとする。

三、その他

- 1 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備、開票立会人の選任に係る規定の整備、審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和、投票等の保存に関する事務の合理化等を行う。
- 2 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 4.11.17可決 参議院 11.18法務委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、無戸籍者の問題を解消し、児童虐待を防止するなどの観点から、民法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民法の一部改正

- 1 女性が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものは夫の子と推定する旨の規定を設けるとともに、子を懐胎した時から子の出生の時までの間に複数の婚姻をしていたときは、子の出生の直近の婚姻における夫の子と推定する旨の規定を設ける。
- 2 女性に係る再婚禁止期間に関する規定を削除する。
- 3 父による嫡出否認の訴えの出訴期間を父が子の出生を知った時から3年に伸長するとともに、嫡出推定の否認権者を子及び母に拡大し、母の前夫の否認権を新設するほか、子が自ら否認権を行使するための出訴期間の特則を設ける。

- 4 事実に反する認知について、争うことができる期間等に関する規定を設ける。
 - 5 親権者の懲戒権に関する規定を削除するとともに、子に対する監護及び教育における子の人格を尊重する義務や体罰等の禁止等に関する規定を設ける。
- 二、国籍法を一部改正し、事実に反する認知によっては日本国籍を取得できないものとする規定を設ける。
- 三、人事訴訟法及び家事事件手続法を一部改正し、子の出生の直近の婚姻の夫の子との推定が否認された場合等に裁判所が判決又は審判の内容を前夫に通知する旨の規定等を設ける。
- 四、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律を一部改正し、第三者の精子を用いた生殖補助医療により出生した子について、妻及び子の嫡出否認権を制限する規定を設ける。
- 五、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律を一部改正し、親権者や児童相談所長等が児童に対して行う監護、教育及び懲戒に関する必要な措置について、一五と同様の見直しを行う規定を設ける。
- 六、この法律は、原則として、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.12.8法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の前日に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から1年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。
 - 二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。
 - 三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。
 - 四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。
 - 五 国籍法第3条の改正により、国籍取得後に事実に反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。
 - 六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実に反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。
 - 七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。
- 右決議する。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7経済産業委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済

産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に液化天然ガスの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 ガス事業法の一部改正

- 1 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができることとする。
- 2 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガスの使用を制限すべきこと等を命じ、又は勧告することができることとする。
- 3 経済産業大臣は、2の規定の施行に必要な限度において、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができることとする。
- 4 2及び3に係る違反行為をした者について罰則を措置する。

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正

機構の業務に一の1の規定による液化天然ガスの調達業務を追加する。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.11.10経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 電力・ガスを含め、国民が安心して暮らせる我が国のあるべきエネルギーミックスの姿を広く示し、その実現に必要な政策的措置を含めて、国会での議論を丁寧に進めながら、政府として責任を持ってその実現に向けた取組を推し進めること。ガス分野においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタネーション技術の開発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素化の促進のために実効的な措置を講ずること。また、安定的なエネルギー供給の確保の観点から、国内におけるバイオマスやメタンハイドレート等の資源開発を更に推進すること。
- 二 緊急時における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に対する経済産業大臣による液化天然ガス（LNG）の調達要請については、その要件をあらかじめ具体的に定めること等により、予見可能性を高めるよう努めること。また、LNGの調達から利用まで相当な時間を要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要な調達が行われるよう万全を期すこと。
- 三 LNGは、都市ガス用のみならず発電用にも使用されることに鑑み、緊急時にJOGMECが調達するLNGの事業者への供給については、運用の明確化を図り、適切な配分が行われるよう努めること。また、JOGMECによる調達価格と手数料の転嫁に当たっては、過大な転嫁とならないよう内容を吟味すること。
- 四 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、あらかじめ業務内容を定めるとともに、民間事業者との役割分担を明示し、その体制の整備に必要な措置を講ずること。また、資源開発は投資の回収期間が長く不確実性の高い事業であるが、過度な繰越欠損金の計上が継続しないように、事業計画の確認や業務の実績評価を適切に行うこと。
- 五 ガスの使用制限を実施するに当たっては、対象となる需要家等の予見可能性を確保するため、事前に十分な調整を行うとともに、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家へ

の影響が最小限に抑えられるよう、できる限り勧告制度を活用するなど、十分に配慮すること。

六 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、平時から、資源外交の積極的な展開、LNGの開発・調達に対する戦略的な支援、取引の柔軟化に向けた更なる取組等を通じて、LNGの低廉かつ安定的な調達に努めるとともに、需要家に対する節ガスの呼びかけや経済インセンティブの活用等を進めるなど、ガスの需給両面において可能な限りの対策を講ずること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7国土交通委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 港湾における脱炭素化の推進

- 1 船舶役務用施設及び港湾役務提供用移動施設として、船舶のための給油及び給炭の用に供する施設等以外の船舶のための動力源の供給の用に供する施設等を追加することとする。
- 2 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針を定めるに当たって、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮するものとする。
- 3 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成することができることとする。
- 4 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、同計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会を組織することができることとする。
- 5 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、同計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、分区の区域内において、脱炭素化推進地区を定め、条例で、当該地区内における構築物の用途規制を強化し、又は緩和することができることとする。

二 港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化

- 1 港湾において、港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、行政財産である緑地等の貸付けを受けようとする者は、港湾環境整備計画を作成し、当該港湾の港湾管理者の認定を申請することができることとし、当該港湾の港湾管理者は、同計画の内容が港湾計画等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 2 国土交通大臣が、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における業務の実施体制等を勘案して必要であると認めるときに、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を行うことができる制度について、その適用が可能な場合を、非常災害、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象が発生した場合とすることとする。

三 その他所要の改正を行うこととする。

四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.11.10国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 我が国の産業や港湾の国際競争力強化につなげるため、港湾における脱炭素化の取組を着実に推進するとともに、国際戦略港湾政策の強化、港湾の技術革新、港湾運営の諸課題の改善などに早期かつ適切に対応すること。また、港湾における脱炭素化の推進には船社等港湾の利用者による取組も極めて重要であることから、水素やアンモニアを動力源とする船舶の利用見込みやこれらによる脱炭素化の数値目標、効果についても指標として明確化するとともに、これらの船舶の早期実用化に向け必要となる技術開発への支援にも努めること。

二 港湾における脱炭素化の推進のため、地方港湾に対しても、港湾脱炭素化推進計画の策定を促すとともに、事業者が同計画に基づく港湾脱炭素化促進事業により取得する荷役機械に対する税制上の措置のみならず、同計画に伴って整備する港湾施設への補助等の予算措置について検討す

ること。あわせて、老朽化した港湾施設の更新、周辺道路の整備、航路の浚渫等、港湾管理に必要な事業に対する支援についても充実を図ること。

特に、水素等の関連施設における安全対策や保安対策については、港湾管理者等とともに万全を期すこと。

三 港湾脱炭素化推進計画の実効性確保の観点から、関係事業者の労使双方が港湾脱炭素化推進協議会の構成員として参画できるよう、港湾管理者に配慮を求めること。

特に、脱炭素化への取組や情報通信技術の活用が港湾労働者の雇用・就労に悪影響を及ぼさないよう関係者間の調整を十分に図ること。

四 感染症等のリスク発生時における港湾施設の管理代行が円滑に行われ、その機能が確実に維持されるよう、港湾管理者が要請を行うべき状況を事前に検討し、平常時から連携体制を確立する等十分に備えておくこと。

五 港湾の緑地等の再整備等における民間事業者の活用に当たっては、都市部から離れた港湾にあっても、魅力ある賑わい空間が創出できるよう、アクセス確保の在り方について検討すること。また、港湾における観光と物流の振興を両立させるため、観光客の増加によるオーバーツーリズムが物流に悪影響を及ぼさないよう港湾管理者等に適切な取組を促し、そのために必要な支援を行うこと。

六 港湾の緑地等の再整備における民間事業者の収益の充実に当たっては、同事業者の意見が十分に反映されるものとなるようにするとともに、認定された港湾環境整備計画以外の再整備等に関しては、民間事業者の収益を充当することがないよう、港湾管理者に配慮を求めること。また、港湾管理者が民間事業者の作成する港湾環境整備計画の認定を適切に行えるよう、技術的助言やノウハウの提供を行うこと。

七 気候変動や巨大地震による大規模災害に備えるとともに、災害時に早急な災害復旧を図れるよう、港湾における防災・減災対策を着実に推進し、そのために必要な国や港湾管理者の職員の確保に努めること。また、国や港湾管理者が行う港湾工事のための調査等を委託した民間事業者に対して立入権限が付与されることについて、港湾区域内の土地所有者等に十分な周知を図ること。右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 4.11.10可決 参議院 11.10政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、令和2年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受けて、当該勧告どおり25都道府県において140選挙区の改定を行う。

二、令和2年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で1ずつ減少させる。

三、この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 4.11.15可決 参議院 11.16内閣委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍

結等に関する特別措置法の一部改正として、国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の措置の対象とし、金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務の履行を受けること等を、財産の凍結等の措置の対象となる者が許可を受けべき行為に追加する。

二、外国為替及び外国貿易法の一部改正として、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるほか、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき基準に従って外国為替取引等を行う義務を課す。

三、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正として、犯罪収益等隠匿罪等の法定刑を引き上げるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産を拡大する。

四、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正として、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑を引き上げる。

五、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律の一部改正として、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為を「特定犯罪行為」と定義した上で、各処罰規定について、特定犯罪行為のための資金等の提供等を処罰対象に加えるとともに、法定刑を引き上げる。

六、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正として、司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が顧客等との間で行う取引時の確認事項に、取引を行う目的等の事項を追加するほか、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が行う疑わしい取引の届出に関する規定を整備する。また、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に、支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるほか、暗号資産の移転についても通知義務の対象とする。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.11.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等に対し、新たに取引時の確認事項として、取引を行う目的、職業又は事業の内容及び実質的支配者の本人特定事項が追加されることから、円滑に取引時確認が行われるよう、法改正の内容を国民に対して十分に周知・広報し、実効的なマネー・ローンダリング対策等の実現に万全を期すること。

二 金融機関等において旧姓等本名と異なる名義により開設された口座がマネー・ローンダリング等に悪用される懸念があることを踏まえ、マネー・ローンダリング対策等を適切に講ずる観点から、必要な対応を検討すること。

右決議する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 4.11.21可決 参議院 12.5厚生労働委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共同生活援助の支援内容に、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことを追加する。

二、市町村は、地域生活支援拠点等を整備するものとし、基幹相談支援センター設置に努めるものとする。

- 三、障害者の就労に関する適性等の評価等の結果に基づき便宜を供与する「就労選択支援」を創設する。公共職業安定所等は、当該支援を受けた者に対して、当該結果を参考に、職業指導等を行うものとする。
- 四、週所定労働時間が特に短い重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例を創設する。
- 五、障害者雇用調整金及び報奨金の支給の見直し及び対象障害者である労働者の職場への適応を容易にするための措置に要する費用等に充てるための助成金の支給を行うこととする。
- 六、精神科病院の管理者は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことができるものとする。
- 七、都道府県は、市町村長の同意による医療保護入院者等に対し、入院者訪問支援員が、その者の求めに応じ、入院中の生活に関する相談等の支援を行う事業を行うことができるものとする。
- 八、精神科病院における業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならないものとする。
- 九、指定難病の患者に係る特定医療費及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費の支給認定は、指定医が、病状の程度が厚生労働大臣が定める程度であると診断した日等に遡ってその効力を生ずるものとする。
- 十、都道府県は、指定難病にかかっている旨等を書面等により証明する事業を行うよう努めるものとする。
- 十一、匿名障害福祉等関連情報、匿名指定難病関連情報等の利用又は提供の仕組みについて定める。
- 十二、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (4. 12. 8厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援の実施に当たっては、福祉からの卒業として一人暮らし等への過度な誘導につながらないよう、新たなグループホームの類型の創設については丁寧に検討し、本人の意思を尊重して個別に必要な支援が適切に提供されるようにすること。
- 二、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における指摘事項を踏まえ、地域移行を着実に進めるため、多様な障害当事者の意見も踏まえ、障害福祉計画の地域移行者数の目標値を適切に設定し、具体的な地域移行の計画を立案すること。また、入所者の重度化や高齢化が進み、近年、施設入所者数の減少が緩やかになってきている現状を踏まえつつも、地域移行の推進の観点も考慮し、障害福祉計画の施設入所者数の削減目標について適切な目標値を設定すること。その際、施設入所に頼らず地域で安心して暮らせるための環境整備・資源の確保に努めること。さらに、地域生活支援拠点等の役割の明確化や機能強化、拠点コーディネーターの役割の整理や配置の促進など地域移行を効果的、計画的に推進するための方策について検討し、必要な措置を講ずること。
- 三、重度障害者の職場及び通勤における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。また、重度障害児の学校及び通学中における介護の在り方についても、教育と福祉の連携による取組の実施状況を踏まえて検討すること。さらに、地域生活支援事業により実施されている移動支援について、個別給付とすることも含め、その見直しを検討すること。
- 四、障害者に対する介護保険優先原則の運用に当たっては、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、重度訪問介護も含め、個々の障害者が必要とする支援を受けられるよう、地方公共団体に周知すること。
- 五、障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、加算を増やして報酬体系をいたずらに複雑化させないことに留意しつつ、必要な人員を確保し、適切なサービスが提供されるようにすること。また、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面し、経営への影響が懸念されている全国の障害福祉サービス事業所を支援するため、必要な措置を講ずること。

- 六、多様なピアサポーターの活動の価値や専門性を分かりやすく伝える観点も踏まえつつ、障害者ピアサポート研修事業の研修カリキュラムの見直しを検討すること。
- 七、進行性の障害の状態を踏まえた必要な支援が受けられるよう、障害支援区分の認定や障害福祉サービスの支給決定に係る適切な運用を推進し、周知すること。
- 八、失語症に関し、身体障害者手帳の等級の認定基準等を見直すよう、検討するほか、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣事業の全国的な実施等、失語症者が障害者総合支援法に基づく必要な支援を受けられるよう、検討するとともに、循環器病対策推進基本計画の記載事項も含めて、失語症者が社会生活を円滑に営むために必要な支援体制の整備等についてしっかりと検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 九、放課後児童クラブのインクルーシブ化を推進するとともに、障害児の特性に応じた適切な支援に努めること。
- 十、就労選択支援におけるアセスメントを実施する際には、本人による選択と決定を重視するとともに、一般就労への過度な誘導等による福祉サービスの利用の抑制につながらないように留意すること。
- 十一、重度障害者に対する職場における支援のための助成金の利用が低調な理由について分析するとともに、重度障害者の就労ニーズの掘り起こし等を検討すること。
- 十二、難病患者など障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援のために必要となる就労能力の判定の在り方について検討し、必要な施策を講ずること。
- 十三、障害者雇用率制度における除外率制度の早期廃止に向けた取組を行うほか、事業主が、単に雇用率の達成のみを目的として雇用主に代わって障害者に職場や業務を提供するいわゆる障害者雇用代行ビジネスを利用することがないよう、事業主への周知、指導等の措置を検討すること。
- 十四、医療保護入院の入院期間の上限については、厚生労働省令において6月を下回る可能な限り短い期間を設定するとともに、医療保護入院者退院支援委員会には、入院者本人及び本人の地域移行を支援する者を参加させることとし、入院期間の更新やみなし同意によって事実上の長期入院とならないよう、安易に更新が繰り返されないようにするための措置を講ずること。
- 十五、家族等が同意又は不同意の意思表示をしない場合において市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加することがないよう、必要な措置を講ずること。また、医療保護入院には、家族等の負担過重や患者の権利擁護の観点から廃止されるべきとの指摘があることを踏まえ、その在り方について、精神疾患の特性も踏まえながら速やかに検討を行うこと。
- 十六、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における、精神保健福祉法及び心神喪失者等医療観察法の規定に基づく精神障害者への非自発的入院及び強制的な治療等の廃止、精神医療を一般医療から分離する制度の解消等の勧告を踏まえ、精神科医療と他科の医療との政策体系の関係性を整理し、精神医療に関する法制度の見直しについて、精神疾患の特性も踏まえながら、精神障害者団体の参画による検討によって、必要な措置を講ずること。
- 十七、入院者訪問支援事業が、市町村長同意の医療保護入院者に限らず精神科病院に入院している全ての精神障害者の権利擁護のためのアドボケートとして機能するよう、入院者訪問支援員の研修など事業の実施体制の整備に万全を期すこと。
- 十八、本法施行後の精神科病院の業務従事者による虐待についての通報の仕組みの実施状況を踏まえ、障害者虐待防止法における、病院での虐待の防止と報告を確保するための更なる取組について検討すること。
- 十九、隔離・身体的拘束に関する切迫性、非代替性、一時性の要件を明確にするため、厚生労働大臣告示の改正を進めるに当たっては、関係団体との意見交換の場を設け、患者に対する治療が困難という文言やそれに類似する文言の使用によらない方策を検討し、隔離・身体的拘束の対象が実質的にも限定されるよう必要な措置を講ずること。
- 二十、地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインについては、原則として警察又は警察関係者を参加させるべきではないとの観点から必要な措置を講ずるとともに、措置入院の運用に関するガイドラインについては、自立支援協議会等が関係者による協議の場として

活用されることのないよう、適切に運用されるために、必要な措置を講ずることについて検討すること。

二十一、精神科病院の入院患者のより一層の地域移行を促進し、精神病床数の削減を図っていく必要があることから、第8次医療計画の中間指標では、精神科病院の非自発的入院の削減を把握する指標例とともに、精神病床の削減のための目標値の設定について検討すること。

二十二、障害福祉関係データベースの運用に当たっては、障害当事者の意見が反映される仕組みを作るとともに、本データベースに収集されたデータは、障害者権利条約第31条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するなど、障害者の福祉を増進するために利用されるよう検討すること。

二十三、障害福祉サービスに係る適切な提供体制の確保等を図る観点から、地方公共団体における障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用を促すことなどを検討し、PDCAサイクルに基づく計画の立案、評価及び見直しなど、実効的な計画の策定が行われるよう努めること。

二十四、指定難病及び重症度分類の基準の選定に当たっては、引き続き、医学的見地に基づく日常生活上の困難さも十分考慮すること。また、小児慢性特定疾病について、成人後も切れ目のない治療が可能となるよう指定難病に指定することを検討すること。

二十五、難病患者等に対する医療費助成の前倒しに当たっては、申請日から医療費助成の対象の病状であると診断された日まで十分に遡って助成の対象とすること。また、自己負担限度額の在り方について、引き続き、必要なデータ収集を行うこと。

二十六、就労支援、医療・福祉、ピアサポート等、多岐にわたる相談業務を担う難病相談支援センターについて、関係機関との連携を密にしつつ、それぞれの強みを活かした相談支援を充実させるとともに、地域間格差が生じないよう必要な人員の確保や研修等による職員の質の向上に努めること。また、難病対策地域協議会等が設置されていない都道府県等に対し、十分な協議が行われるよう、その設置を促すとともに、医療的ケア児等の他の協議会と共同で開催できる旨の周知に努めること。

二十七、難病患者等が地域において適切な医療を受けることができるよう、必要な予算や人員を確保しつつ、難病診療連携拠点病院を中心とした医療機関間の連携や移行期医療の体制整備などに取り組むこと。また、難病患者等の診療が制限を受けることは、命に直結することから、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中でも、診療に制限がかかることのないよう万全の対策を講ずること。

二十八、難病患者等が治療によって、就労・就学において不利益な扱いを受けることがないよう、また、オンライン等の手段を活用し学習を継続できるよう環境の整備に万全を期すこと。就労については、病気休暇等の普及促進、難病患者の障害者雇用率制度における取扱いの検討及び事業主への正しい理解の啓発に取り組むとともに、働きやすい環境整備に取り組むこと。

二十九、難病の根治に向けた研究、治療法の確立に資するデータベースの構築を図るため、データ登録の促進に努めるとともに、オンライン化を始めとした事務手続の簡略化を図ること。また、取り扱うデータは遺伝情報等が含まれることから、登録データのセキュリティ対策には万全を期すとともに、利活用の範囲については慎重に検討すること。さらに、登録者証のマイナンバーとの連携に当たっては、疾病情報を基にした偏見や差別につながらないように十分に留意すること。

三十、長期療養を必要とする難病等に苦しむ者や子どもが地域において適切な福祉サービスを受容できるよう、地方自治体が作成する障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針にその趣旨を明記すること。

三十一、難病に苦しむ者の就労状況の実態把握に努め、治療を躊躇することなく、就労できる環境を創出するための、関係制度の検討及び他領域にまたがる政策の連携を通じた、支援策の充実に努めること。

三十二、包括的な難病等対策を実現するため、難病等に対する有効な新規治療薬・治療方法の開発を進めるとともに、新たに治療薬が実用化された場合などにおいて、早期診断及び早期治療が可

能となるような医療提供体制を早急に整備すること。

三十三、新生児マスキング事業について、全国の地方自治体において適切に検査が実施され、検査の結果治療が必要となる新生児に対し、最新の知見を基に最適な治療が受けられるよう国の責任において当該事業の推進を図ること。

三十四、指定難病患者等だけでなく、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者についても、福祉サービスの円滑な利用の促進を図るため、必要な周知に努めること。

三十五、施行後5年の見直しを待たず、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見の内容を踏まえ、次回の定期報告が令和10年とされていることを見据え、当事者参画の下で速やかに見直しに向けた検討を開始すること。

右決議する。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 4.12.8可決 参議院 12.8消費者問題に関する特別委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、消費者契約法の一部改正

- 1 意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型を改正し、事業者が消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるものとする。
- 2 1の不当な勧誘行為に係る取消権の行使期間を、追認をすることができる時から3年間、消費者契約の締結の時から10年を経過したときに伸長する。

二、独立行政法人国民生活センター法の一部改正

- 1 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の業務に、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加する。
- 2 紛争解決委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、紛争解決委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとする。
- 3 センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】（4.12.10消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。
- 二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。また、配慮義務規定に定められた自由な意思を抑圧し、適切な判断ができない状況等の具体例について、継続的に事例の収集、分析を行うこと。

- 三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下「新法」という。）及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。
- 四 新法が、寄附勧誘の不法行為該当性に関してこれまで裁判所で示されてきた解釈を限定する趣旨のものではないことを確認し、周知徹底すること。
- 五 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないように両罰規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対して周知すること。
- 六 悪質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないように、法テラス等においてきめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。その上で、活用状況の確認をしつつ必要な措置を講ずること。
- 七 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。
- 八 靈感商法等の悪質商法への対策検討会で示された家族による財産保全又は管理の制度について現状や課題を把握し、必要な検討を行うこと。
- 九 国は、法人等からの不当な勧誘により寄附をした者等の実効的救済を図るため、日本司法支援センターを中核とする関係機関及び関係団体等相互間の連携を緊密に図り、包括的な支援体制の整備・強化及びその周知広報を徹底するとともに、償還免除の拡大、給付制の導入、常勤弁護士や契約弁護士の積極的活用等を含め、民事法律扶助制度の充実・強化やこれを実現するための日本司法支援センターの人的・物的体制の拡充に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。
- 十 親族間の問題、心の悩み、宗教2世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。成人した宗教2世についても、親子間の葛藤や心の悩み、就職等も含め社会参画の困難性を抱えていることから、同様の支援や、就労の支援等の支援体制を構築すること。
- 十一 不当な勧誘行為によって、既に多くの被害者やその家族が困窮している現状に鑑み、新法の適用外となる被害者等に対する支援について検討し、必要な措置をできるだけ速やかに講ずること。また、被害者等を支援する団体や困惑からの回復を支援する団体に対する支援についても検討し、措置すること。
- 十二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに国会での答弁内容を含めて条文解説、Q&Aなどを作成し、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市区町村における消費者行政担当者等に十分周知し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。
- 十三 行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第208回国会における附帯決議で求められた、消費者契約法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。
- 十四 消費者契約法第40条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を内閣府令で定める際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。
- 十五 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第42条第2項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるよう体制を整備すること。
- 十六 地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、消費

者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。

右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 4. 11. 29可決 参議院 11. 30総務委員会付託 12. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和4年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
- 2 令和4年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和4年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とする。

二、令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例

令和4年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和5年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 4. 11. 29可決 参議院 12. 1総務委員会付託 12. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるとともに、当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構は、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための情報通信研究開発基金を設け、政府により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。
- 二、政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができることとし、あわせて、基金の運用方法の制限等について規定する。
- 三、機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成して総務大臣に提出するとともに、総務大臣は、当該報告書に意見を付けて、国会に報告しなければならないこととする。
- 四、機構は、情報通信研究開発基金に係る業務について、一般財源と電波利用料財源ごとに、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこととする。
- 五、総務大臣が交付する電波利用料を財源とする補助金を、情報通信研究開発基金その他の周波数の有効利用に資する研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てることができる旨を明確化するとともに、総務大臣は、当該基金の使用状況を毎会計年度公表するものとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4. 12. 2総務委員会議決)

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現

に努めるべきである。

- 一、政府は、ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術が今後の社会や産業の基盤として重要であることを踏まえ、その技術の迅速かつ確実な進展と成果の社会実装に向けて継続的かつ十分な支援措置を行うこと。
- 二、政府は、ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、研究開発計画の具体化や研究開発支援の拡大等を進めるとともに、ビヨンド5Gに係る国際標準規格において、必要不可欠な特許権等の知的財産権を我が国の事業者がより多く取得できるよう、官民を挙げて戦略的に取り組むこと。
- 三、政府は、ビヨンド5Gの早期実現とグローバル展開を加速するため、戦略的パートナーとの国際連携を推進するとともに、2025年の大阪・関西万博において我が国の研究成果等を広く発信できるよう着実に取組を進めること。
- 四、アフターコロナの時代においても情報通信の果たす役割が重要となることに鑑み、機構においては、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識するとともに、ビヨンド5Gを始めとした研究開発に不断にいそしみ、その成果の社会実装に向けて貢献すること。また、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、必要な人員・予算等を確保するよう努めること。
- 五、機構は、その委託・助成による研究開発については、本法により造成される基金によるものも含め、効果的・効率的に行われるよう当該研究開発の評価・検証を適切に行うとともに、その実施状況や検証結果について適時・適切に公表するなど透明化を図ること。
- 六、政府は、本法による電波利用料の基金への活用にあたっては、電波利用料が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を原則として全ての無線局について公平に負担するものであることに鑑み、基金に充てられた電波利用料の用途を公表するとともに、電波の適正な利用の確保に資する事務・事業となるよう留意し、最大限効率的に活用されるよう適正化を図ること。
- 七、政府は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するため、光ファイバ、5G、データセンター等の情報通信インフラ整備については、地方のニーズを適確に反映するとともに、遅滞することなく迅速に推進すること。
- 八、政府は、今後ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術の発展により、電波が一層貴重な資源となることが見込まれることから、その有効活用に向けた取組に努めること。
- 九、政府は、情報通信技術の発展とともに、情報セキュリティ対策や個人情報保護の重要性が一層高まっていることを踏まえ、国民の権利利益の侵害を未然に防止することができるよう、安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークの構築に向けた研究開発等を推進すること。
右決議する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 4.11.29可決 参議院 12.1文教科学委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)について、新たな業務を追加するとともに、当該業務に要する費用に充てるための基金を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の目的に、三の基本指針に基づいて学部等(大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校)の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを追加する。
- 二、機構の業務に、三の基本指針に定める分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務(以下「助成業務」という。)及びこれ

に附随する業務（以下「助成業務等」という。）を追加する。

三、文部科学大臣は、助成業務の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

四、機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

五、機構は、助成業務等に要する費用に充てるために基金を設ける。政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

六、機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。文部科学大臣は、当該報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.12.2文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、令和四年度第2次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における基金の創設を速やかに進め、高度専門人材の育成を担う大学等が予見可能性をもって成長分野への学部再編等に取り組むための環境整備に早急に着手すること。

二、今般新たに創設される基金については、多額の国費を中心とした複数年度にわたる支援であることを踏まえ、基金の適正な執行や助成業務の実施状況等について、国会への報告を通じ高い透明性を確保すること。また、基金の活用を通じた大学等の学部再編等の結果として、我が国の成長や社会の発展に寄与する分野の高度専門人材の育成状況等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三、文部科学大臣が定める基本指針において、助成金の交付対象となる教育研究の分野や選定方法等を定めるに当たっては、適切な大学等に助成されるよう有識者の意見を十分に踏まえた上で公平性・公正性が確保された基準とすること。その際、定員未充足が継続するなど経営に過度に課題のある大学等に措置されることのないよう、適正な選定方法の在り方に留意すること。

四、学校法人及び公立大学法人が行う学部等の設置等については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による助成金の交付対象として選定される場合においても、大学設置・学校法人審議会の審査を経て文部科学大臣の認可が必要であることから、両者の審査項目を精査し、重複するものについては、手続の簡素化を図るなど、大学等の負担軽減に努めること。

五、今般新たに創設される基金は成長分野をけん引する高度専門人材の育成を目的とするものであることを踏まえ、基金において支援する大学等の学部再編等に加え、質の高い教員の確保や教員一人当たりの学生数の改善などを通じ、学生が主体的な学修を実現するための適正な教育環境を整備するとともに、企業や地域におけるリカレント教育の促進など、高度専門人材の育成に向けた各種施策の総合的な推進を図ること。

六、量子コンピュータや人工知能など先端分野における国際競争の激化に伴い、科学技術の研究・開発やデータサイエンス分野等に係る人材が求められる現状を踏まえ、高等教育段階の理系人材を量的・質的に確保し研究力の強化を図る観点から、初等中等教育段階における自然科学に対する興味と志向の醸成に努めること。また、我が国では理工系の学部等に進学する女子の割合が男子と比較して大幅に少ないことから、その原因を調査するとともに、理工系の学部等への女子進学者を増加させる取組を行う大学等に対する支援を実施すること。

七、大学等の学部再編等に助成する基金の創設のみならず、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金及び独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金に係る基盤的経費や競争的研究費などの大学・高等専門学校への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学等の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、我が国が成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要であることに鑑み、次世代を担う子供たちが等しく教育を受ける機会を得られるよう引き続き教育費の負担軽減を図るとともに、必要な教育予算の確保に一層努めること。

右決議する。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 4.12.8修正議決 参議院 12.8消費者問題に関する特別委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）は、寄附の勧誘を行うに当たり、寄附の勧誘が個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることなど、配慮しなければならない事項を規定するとともに、寄附の勧誘に関する禁止行為として、不当な勧誘により寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないこと及び借入れ等による資金調達を要求してはならないことを規定する。
- 二、法人等が禁止行為に違反した場合の勧告、命令等の行政上の措置等について規定するとともに、当該行政措置に係る罰則について規定する。
- 三、不当な勧誘により個人が困惑して寄附を行った場合における意思表示の取消しについて規定するとともに、扶養義務等に係る定期金債権について、確定期限の到来していない部分を保全するための債権者代位権の行使に係る特例を設ける。
- 四、国は、法人等の不当な勧誘により寄附をした者等が権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 五、この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないものとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めること、寄附を勧誘する際の配慮義務の遵守に係る勧告、公表等についての規定を創設すること、この法律の規定についての検討に関して、施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」に改めること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（4.12.10消費者問題に関する特別委員会議決）

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第18号)と同一内容の附帯決議が行われている。

本院議員提出法律案

こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、こどもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進しようとするものである。

総合的経済安全保障施策推進法案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の安全保障が、防衛、外交、経済、科学技術、文化等の各分野の施策を総合的に講ずることによって確保されるものであるとともに、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い経済安全保障施策の推進が喫緊の課題となっていることに鑑み、我が国及び国民の安全の確保に資するため、経済安全保障施策の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、経済安全保障施策の基本となる事項を定めることにより、経済安全保障施策を総合的に推進しようとするものである。

電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われなくするために講ずべき措置等に関する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電気料金が高騰している現状に鑑み、電気の利用者の負担の軽減を図るため、当分の間の措置として、電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われなくするために講ずべき措置について定め、あわせて、再生可能エネルギー電気の供給の促進に要する費用の在り方についての政府における検討について定めようとするものである。

国の儀式として行う葬儀に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の儀式として行う葬儀については、大喪の礼及び上皇の喪儀に限ることとするものである。

令和四年度における外国為替資金特別会計からの繰入れの特別措置に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の外国為替資金特別会計における資金及びその運用の状況に鑑み、令和4年度の一般会計補正予算(第2号)における公債の発行に代わる財源として、同特別会計の資金を現下の物価の高騰により厳しい状況にある生活者及び事業者への支援その他国民生活の安定を図る等のために講ぜられる措置に有効に活用することができるようにするため、同年度における同特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めるものである。

規制の新設等に際し規制の総量の削減の実施を確保する制度の導入に関する法律案(参第

6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、規制改革として様々な取組が行われてきているものの、規制の総量の削減が進んでおらず、他方で、規制の新設等が行われていることにより、事業者等による自由な経済活動が妨げられている状況にあることに鑑み、これを解消するため、規制の新設等に際し規制の総量の削減の実施を確保する制度の導入について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、心理的な支配を利用して財物を交付させる等の行為により深刻な被害が発生していること等に鑑み、心理的支配利用の罪を新設するとともに、当該罪に当たる行為が組織的に行われたときの法定刑の加重を行おうとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載)

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第9号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7内閣委員会付託 11.9本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和4年9月20日に閣議において決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいう。

二、差押禁止等

- 1 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても適用する。ただし、二の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.10議院運営委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給料月額の一部を改定すること。
- 二、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、令和5年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については令和4年4月1日から適用し、三については令和5年4月1日から施行すること。

離島振興法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 4.11.10可決 参議院 11.14国土交通委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一 離島が担っている我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加するとともに、この法律により離島の基礎条件の改善等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を実施する等に当たっては、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべきことを明記することとする。

- 二 都道府県は、基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた離島の振興のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、離島振興対策実施地域の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを受用できるよう適切な配慮をするものとする。
- 四 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、人口の減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- 五 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である地方公共団体から提案があったときは、離島の振興を図るため、離島振興対策実施地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。
- 六 離島振興法の有効期限を令和15年3月31日まで10年間延長することとする。
- 七 この法律は、令和5年4月1日から施行することとする。ただし、六及びこれに伴う規定の整備については、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】 (4. 11. 15国土交通委員会議決)

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。
- 二 島内の消費を伸ばし、離島経済の活性化を図るため、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の増加を図ること。
- 三 離島の物価が本土に比べて高い傾向にあること、また、離島振興法第19条の規定の趣旨等をも踏まえ、離島の振興に寄与するものに関する調査研究を既成概念にとらわれずに行うとともに、支援の在り方について検討を行い、ガソリン価格の低廉化に関する事業における支援を強化する等の必要な措置を講じ、離島におけるガソリン小売価格を引き下げること。
- 四 医療提供体制の確保は島民が離島で安心して生活し続けていく上で必要不可欠であることを踏まえ、医師等の確保に努めつつ、オンライン診療、電子処方箋等の遠隔医療を活用できる環境整備を推進するとともに、離島における看護師が実施可能な医療行為に対する支援、看護師等の処遇改善や人員設置基準の緩和等について検討すること。
- 五 離島振興に関する現状の財政措置についての調査研究を行うとともに、地方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に対して必要な財政措置を講ずること。
- 六 離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保する観点から離島に係る交通関連事業者を支援する地方公共団体に対する支援の在り方について検討すること。

右決議する。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 4. 11. 21可決 参議院 12. 7厚生労働委員会付託 12. 10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を延長するとともに、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、給付金の請求期限を5年延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとする。

1 特別措置法の施行の日（平成20年1月16日）から起算して20年を経過する日（2において「経過日」という。）

2 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日

二、特定C型肝炎ウイルス感染者のうち、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎（遅発性肝不全を含む。四において同じ。）に罹患して死亡した者に対する給付金の額（現行では1,200万円）を「慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者」と同額の4,000万円に引き上げる。

三、この法律は、公布の日から施行する。

四、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した特定C型肝炎ウイルス感染者で、この法律の施行前に1,200万円の給付金の支給が行われたものについて、二により引き上げられた給付金の額（4,000万円）との差額に相当する額（2,800万円）の給付金を支給することについて、所要の経過措置を定める。

令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第16号)

(衆議院 4. 11. 29可決 参議院 12. 2厚生労働委員会付託 12. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和4年度出産・子育て応援給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和4年度出産・子育て応援給付金を使用することができるようにするため、令和4年度出産・子育て応援給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、この法律において「令和4年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和4年度の一般会計補正予算（第2号）における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。

二、令和4年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

三、令和4年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

四、租税その他の公課は、令和4年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

五、この法律は、公布の日から施行する。

六、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和4年度出産・

子育て応援給付金についても適用する。ただし、二及び三の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

地方自治法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 4.12.8可決 参議院 12.8総務委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をするほか、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和

- 1 規制の対象となる「請負」の定義を明確化する。
- 2 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除く。

二、災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

三、政府の措置等

- 1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。
- 2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二及び三は、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (4.12.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。
- 二、地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
- 三、地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
- 四、地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。
右決議する。

予 算

令和四年度一般会計補正予算（第2号）

令和四年度特別会計補正予算（特第2号）

（衆議院 4. 11. 29可決 参議院 11. 29予算委員会付託 12. 2本会議可決）

【概要】

日本経済は、緩やかに持ち直している。しかしながら、政府は、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などにより、エネルギー・食料品等の価格が上昇していること、また、世界的な景気後退懸念が高まっていることから、令和4年10月28日に事業規模71.6兆円（財政支出39.0兆円）の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和四年度第2次補正予算は、令和4年11月8日に閣議決定された。一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、租税及印紙収入等の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額を行うものである。

歳出については、物価高騰・賃上げへの取組7兆8,170億円、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化3兆4,863億円、「新しい資本主義」の加速5兆4,956億円、防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保7兆5,472億円、今後への備え4兆7,400億円、国債整理基金特別会計へ繰入6,906億円等が追加された一方、既定経費1兆774億円（うち国債費の減額9,662億円）が減額された。歳入では、租税及印紙収入3兆1,240億円の増収とともに、税外収入6,731億円の増収を見込むほか、前年度剰余金受入2兆2,732億円、公債金22兆8,520億円（建設公債2兆4,760億円、特例公債20兆3,760億円）を増額することとされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は28兆9,222億円となり、これを加えた令和四年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに139兆2,196億円となった。

令和四年度第2次補正予算のフレーム（一般会計）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 物価高騰・賃上げへの取組	7兆8,170億円	1. 租税及印紙収入	3兆1,240億円
2. 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化	3兆4,863億円	2. 税外収入	6,731億円
3. 「新しい資本主義」の加速	5兆4,956億円	3. 前年度剰余金受入	2兆2,732億円
4. 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保	7兆5,472億円	4. 公債金	22兆8,520億円
5. 今後への備え	4兆7,400億円	(1) 建設公債	2兆4,760億円
(1) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	3兆7,400億円	(2) 特例公債	20兆3,760億円
(2) ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	1兆円		
小計（経済対策関係経費）	29兆861億円	合計	28兆9,222億円
6. その他の経費	2,229億円		
7. 国債整理基金特別会計へ繰入	6,906億円		
8. 既定経費の減額	▲1兆774億円		
合計(A)	28兆9,222億円		
第1次補正後予算額(B)	110兆2,973億円		110兆2,973億円
第2次補正後予算額(A)+(B)	139兆2,196億円		139兆2,196億円

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

（出所）財務省資料より作成

条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(閣条第1号)

(衆議院 4.11.1承認 参議院 11.14外交防衛委員会付託 11.22本会議承認)

【要旨】

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「現行協定」という。）に基づくアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置が2021年（令和3年）3月に適用されたことを受け、我が国とアメリカ合衆国との間で、現行協定に関連して作成された両国政府間の交換公文上の義務に基づき当該措置の適用の条件を修正するための協議が行われた。その結果、2022年（令和4年）6月2日にワシントンにおいて、この議定書が署名された。この議定書は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、現行協定附属書I第B節第四款9(b)を改め、アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合にのみ、当該措置をとることができる。

- 1 アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準を超えること。
- 2 4年目及びその後の各年について、アメリカ合衆国からの牛肉及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準を超えること。
- 3 4年目から9年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、前年におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量を超えること。

二、この議定書は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後30日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。

予備費等承諾を求めるの件

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から11月26日までの間に使用を決定した金額は3兆1,656億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費8,415億円、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費7,310億円、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費5,119億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から11月17日までの間に使用を決定した金額は447億円で、その内訳は、政府広報に必要な経費101億円、自衛隊が行う診療等に必要な経費92億円、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費86億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和3年11月26日に使用を決定した金額は23億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給安定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

令和3年9月16日に決定した経費増額総額は692億円で、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額である。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に使用を決定した金額は1兆4,529億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費6,670億円、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費4,396億円、検疫業務の実施に必要な経費1,479億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から3月25日までの間に使用を決定し

た金額は4,033億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費3,499億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費310億円、漁業用燃料油価格安定対策事業に必要な経費98億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和4年3月4日に使用を決定した金額は300億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

令和4年2月22日から3月29日までの間に決定した経費増額総額は334億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

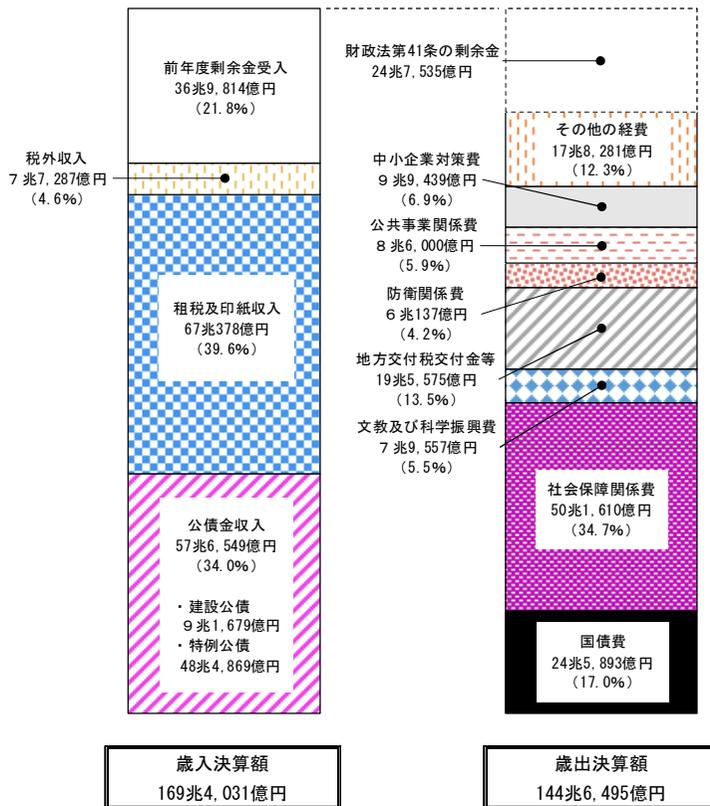
令和三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は169兆4,031億円、歳出決算額は144兆6,495億円であり、差引き24兆7,535億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和4年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆3,811億円である。

令和三年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は455兆5,544億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は441兆814億円である。

令和三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は90兆4,707億円であり、資金からの支払命令済額は19兆5,806億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は69兆4,847億円であるため、差引き1兆4,053億円の剰余を生じた。

令和三年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は9,955億円、支出済額を合計した支出決算額は6,646億円である。

〈令和三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) ()内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書における3年度中の国有財産の差引純増加額は9兆2,887億円、3年度末現在額は126兆5,485億円である。

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書における3年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は66億円、3年度末現在額は1兆2,208億円である。

N H K 決算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

5 議案審議表

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	4.10.7	— 10.27 内閣	11.2 可決(多)	11.4 可決(多)	— 11.7	11.8	11.10 質疑	11.10 可決(多)	11.11 可決(多)	(起立採決)	11.18 81号	19		
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)	4.10.7	— 10.27 内閣	11.2 可決(多)	11.4 可決(多)	— 11.7	11.8		11.10 可決(多)	11.11 可決(多)	(起立採決)	11.18 82号	19		
令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第9号)	4.11.2			11.4 可決(全)	— 11.7	11.8	—	11.8 可決(全)	11.9 可決(全)	(起立採決)	11.9 79号	43		
国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)	4.10.26	(11.8) 11.8 内閣	11.11 可決(多)	11.15 可決(多)	— 11.16	11.17	11.24 質疑	11.24 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	(起立採決)	12.9 97号	30		
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)	4.10.14	— 11.15 内閣	11.18 可決(多) 附帯決議	11.21 可決(多)	— 12.5	12.6	12.8 質疑	12.8 可決(多) 附帯決議	12.10 可決(多)	(起立採決)	12.16 100号	24		

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第19号)	4.11.21	— 11.25 総務	11.29 可決(多)	11.29 可決(多)	— 11.30	12.1	12.1 質疑	12.2 可決(多)	12.2 可決(多)	(起立採決)	12.9 95号	37		
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第20号)	4.11.21	— 11.28 総務	11.29 可決(多) 附帯決議	11.29 可決(多)	— 12.1	12.2	12.2 質疑	12.2 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	(起立採決)	12.9 93号	37		
地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第17号)	4.12.6			12.8 可決(多)	— 12.8	12.9	12.9 質疑	12.9 可決(多) 附帯決議	12.10 可決(多)	(起立採決)	12.16 101号	46		

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)	4.10.7	— 10.25 法務	11.2 可決(多)	11.4 可決(多)	— 11.7	11.8	11.10 質疑 11.17 質疑	11.17 可決(多)	11.18 可決(多)	(起立採決)		11.28 90号	19	
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	4.10.7	— 10.25 法務	11.2 可決(多)	11.4 可決(多)	— 11.7	11.8	11.10 質疑 11.17 質疑	11.17 可決(多)	11.18 可決(多)	(起立採決)		11.28 91号	19	
民法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)	4.10.14	(11.1) 11.1 法務	11.9 可決(全) 附帯決議	11.17 可決(多)	(11.18) 11.18	11.22	12.6 質疑/参考人 12.8 質疑	12.8 可決(全) 附帯決議	12.10 可決(多)	(起立採決)		12.16 102号	26	

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)	4.10.7	— 10.26 安全保障	10.28 可決(全) 附帯決議	11.1 可決(多)	— 11.7	11.8	11.10 質疑	11.10 可決(全)	11.11 可決(多)	(起立採決)		11.18 88号	24	
日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	4.10.14	— 10.26 外務	10.28 承認(多)	11.1 承認(多)	— 11.14	11.15	11.22 質疑	11.22 承認(多)	11.22 承認(多)	(起立採決)			48	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第21号)	4.11.21	— 11.28 文部科学	11.29 可決(多) 附帯決議	11.29 可決(多)	— 12.1	12.2	12.2 質疑	12.2 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	(起立採決)		12.9 94号	38	

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)	4.10.7	(10.25) 10.25 厚生労働	11.4 修正(多) 附帯決議	11.8 修正(多)	(11.11) 11.11	11.15	11.15 質疑 11.17 質疑 11.18 参考人 11.24 質疑	11.24 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	(起立採決)		12.9 96号	20	
令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第16号)	4.11.29			11.29 可決(全)	— 12.2	12.5	—	12.5 可決(全)	12.8 可決(全)	(起立採決)		12.14 98号	45	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)	4.10.26	— 11.8 厚生労働	11.18 可決(多) 附帯決議	11.21 可決(多)	(12.5) 12.5	12.5	12.5 参考人 12.6 質疑 12.8 質疑	12.8 可決(多) 附帯決議	12.10 可決(多)	(起立採決)		12.16 104号	31	
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第15号)	4.11.18			11.21 可決(多)	— 12.7	12.8	—	12.8 可決(多)	12.10 可決(多)	(起立採決)		12.16 103号	45	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
競馬法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	4.10.7	— 10.27 農林水産	11.2 可決(全) 附帯決議	11.4 可決(全)	— 11.7	11.8	11.10 質疑	11.10 可決(全) 附帯決議	11.11 可決(全)	(起立採決)		11.18 85号	22	

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第13号)	4.10.14	— 10.27 経済産業	11.2 可決(多) 附帯決議	11.4 可決(多)	— 11.7	11.8	11.10 質疑	11.10 可決(多) 附帯決議	11.11 可決(多)	(起立採決)		11.18 80号	27	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
港湾法の一部を改正する法律案(閣法第14号)	4.10.14	— 10.27 国土交通	11.2 可決(多) 附帯決議	11.4 可決(多)	— 11.7	11.8	11.10 質疑	11.10 可決(多) 附帯決議	11.11 可決(多)	(起立採決)		11.18 87号	29	
離島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第12号)	4.11.9			11.10 可決(全)	— 11.14	11.15	11.15 質疑	11.15 可決(全) 附帯決議	11.18 可決(全)	(起立採決)		11.28 92号	43	

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
令和四年度一般会計補正予算(第2号)(関予第1号)	4.11.21	(11.21 財政演説) 11.21 予算	11.29 可決(多)	11.29 可決(多)	(11.22 財政演説) 11.21 予備付託 11.29 本付託	11.22	11.30 総括質疑 12.1 総括質疑 12.2 集中審議/ 締めくくり質疑	12.2 可決(多)	12.2 可決(多)	(起立採決)			47	
令和四年度特別会計補正予算(特第2号)(関予第2号)	4.11.21	(11.21 財政演説) 11.21 予算	11.29 可決(多)	11.29 可決(多)	(11.22 財政演説) 11.21 予備付託 11.29 本付託	11.22	11.30 総括質疑 12.1 総括質疑 12.2 集中審議/ 締めくくり質疑	12.2 可決(多)	12.2 可決(多)	(起立採決)			47	

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第10号)	4.11.4			11.4 可決(多)	— 11.10	—	—	11.11 可決(多)	11.11 可決(多)	(起立採決)		11.18 83号	43	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案(関法第10号)	4.10.14	— 10.25 倫理選挙	10.31 可決(全)	11.1 可決(全)	— 11.1	11.2	11.9 質疑	11.9 可決(全)	11.11 可決(全)	(起立採決)		11.18 84号	25	
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(関法第11号)	4.10.14	— 10.25 倫理選挙	10.31 可決(全)	11.1 可決(全)	— 11.1	11.2		11.9 可決(全)	11.11 可決(全)	(起立採決)		11.18 86号	26	
公職選挙法の一部を改正する法律案(関法第15号)	4.10.25	— 11.1 倫理選挙	11.8 可決(多) 附帯決議	11.10 可決(多)	— 11.10	11.11	11.16 質疑	11.16 可決(多)	11.18 可決(多)	(起立採決)		11.28 89号	30	

消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(関法第18号)	4.11.18	(12.6) 12.6 消費者問題	12.8 可決(全) 附帯決議	12.8 可決(多)	(12.8) 12.8	12.9	12.9 質疑/参考人 12.10 質疑	12.10 可決(全) 附帯決議	12.10 可決(多)	(起立採決)		12.16 99号	35	
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(関法第22号)	4.12.1	(12.6) 12.6 消費者問題	12.8 修正(多) 附帯決議	12.8 修正(多)	(12.8) 12.8	12.9		12.10 可決(多) 附帯決議	12.10 可決(多)	(起立採決)		12.16 105号	40	

1 本会議審議経過

○令和4年10月3日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	酒井	庸行君
総務委員長	平木	大作君
法務委員長	矢倉	克夫君
外交防衛委員長	馬場	成志君
文教科学委員長	山下	雄平君
農林水産委員長	長谷川	岳君
経済産業委員長	石橋	通宏君
国土交通委員長	古賀	之士君
環境委員長	古賀	友一郎君
予算委員長	山本	順三君
決算委員長	松村	祥史君
行政監視委員長	吉田	忠智君
議院運営委員長	福岡	資麿君

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	古賀	友一郎君
総務委員長	河野	義博君
法務委員長	杉	久武君
外交防衛委員長	阿達	雅志君
財政金融委員長	酒井	庸行君
文教科学委員長	高橋	克法君
農林水産委員長	山下	雄平君
経済産業委員長	吉川	沙織君
国土交通委員長	蓮	舩君
環境委員長	滝沢	求君
予算委員長	末松	信介君
決算委員長	佐藤	信秋君
行政監視委員長	青木	愛君
議院運営委員長	石井	準一君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、
地方創生並びにデジタル社会の形成及び推進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会**、
消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、
東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員35名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、
政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題の調査並びに沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員35名から成る**政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会**を設置することに決し、
議長は、特別委員を指名した。

調査会設置の件

本件は、議長発議により、
外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**外交・安全保障に関する調査会**、
国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**国民生活・経済及び地方に関する調査会**、
原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会**を設置することに全会一致をもって決し、
議長は、調査会委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、猪口邦子君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、有村治子君を選任することに決した。

休憩 午前10時16分

再開 午後3時1分

日程第3 会期の件

本件は、69日間とすることに決した。

日程第4 国務大臣の演説に関する件

岸田内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時34分

○令和4年10月6日(木)

開会 午前10時1分

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(石井準一君外10名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、石井準一君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

岸田内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

田名部匡代君、世耕弘成君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時55分

○令和4年10月7日(金)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員宮崎勝君を議院に紹介した後、同君を農林水産委員に指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、浅田均君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、舟山康江君、小池晃君、石垣のりこ君、牧野たかお君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職24年に達した前議員市田忠義君、小川敏夫君、郡司彰君、渡辺喜美君、増子輝彦君を院議をもって表彰することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員有村治子君、柘植芳文君、野上浩太郎君、同予備員藤川政人君、羽生田俊君、伊藤孝江君、裁判官訴追委員石井準一君、里見隆治君、同予備員石井浩郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に浅尾慶一郎君、福岡資麿君、藤川政人君、同予備員に赤池誠章君(第1順位)、中田宏君(第2順位)、塩田博昭君(第3順位)、裁判官訴追委員に中西祐介君、新妻秀規君、同予備員に島村大君(第1順位)を指名した。

散会 午後3時58分

○令和4年10月28日(金)

開会 午前10時1分

皇室会議予備議員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び皇室会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、皇室会議予備議員の職務を行う順序を決定した。

皇室会議予備議員

関口 昌一君(第1順位)

田名部 匡代君(第2順位)

検察官適格審査会委員

牧山 ひろえ君

同予備委員

上野 通子君(西田昌司君の予備委員)

串田 誠一君(牧山ひろえ君の予備委員)

日本ユネスコ国内委員会委員

大家 敏志君

国土審議会委員

野上 浩太郎君

松山 政司君

吉田 忠智君

谷合 正明君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

松村 祥史君
斎藤 嘉隆君
西田 実仁君

日程第1 国務大臣の発言に関する件(経済に関する件について)

本件は、後藤国務大臣から発言があった後、石橋通宏君、柴田巧君、上田清司君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前10時58分

○令和4年11月9日(水)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、食品安全委員会委員に山本茂貴君、公安審査委員会委員に遠藤みどり君を任命することに同意することに決し、

カジノ管理委員会委員に石川恵子君、北村博文君を任命することに同意することに決し、

証券取引等監視委員会委員長に中原亮一君、同委員に高田さゆり君、橋本尚君、電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一君、前原賀代君、中條祐介君、小塚莊一郎君、三尾美枝子君、中央更生保護審査会委員に伊藤富士江君、運輸審議会委員に堀川義弘君、大石美奈子君、運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、鈴木美緒君、新妻実保子君、公害健康被害補償不服審査会委員に星景子君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

電波監理審議会委員に大久保哲夫君を任命することに同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に磯山誠二君を任命することに同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に相原香織君を任命することに同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に水野節子君を任命することに同意することに決し、

公安審査委員会委員に外井浩志君を任命することに同意することに決した。

日程第1 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前10時11分

○令和4年11月11日(金)

開会 午前10時1分

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、島村大君、川田龍平君、山本博司君、東徹君、田村まみ君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第3は可決、日程第4は可決された。

日程第5 ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第6 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第7 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第8 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置について発言があった。

散会 午後0時59分

○令和4年11月18日(金)

開会 午前10時1分

民法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、齋藤法務大臣から趣旨説明があった後、福島みずほ君、梅村みずほ君、川合孝典君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第3は可決、日程第4は可決された。

散会 午前11時52分

○令和4年11月22日(火)

開会 午後1時1分

閣僚の交代に係る経緯について、岸田内閣総理大臣から発言があった。

日程第1 国務大臣の演説に関する件

鈴木財務大臣は、財政について演説をした。

本件に対し、小沢雅仁君、西田昌司君、平木大作君、音喜多駿君、竹詰仁君、紙智子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

散会 午後3時46分

○令和4年12月2日(金)

開会 午後5時36分

令和四年度一般会計補正予算(第2号)

令和四年度特別会計補正予算(特第2号)

以上両案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第2 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第1の議案は可決、第2の議案は可決された。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後6時46分

○令和4年12月5日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案(石井準一君外9名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、石井準一君から趣旨説明があつた後、可決された。

林外務大臣は、本決議について所信を述べた。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があつた後、打越さく良君、三浦信祐君、松野明美君、田村まみ君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時52分

○令和4年12月8日(木)

開会 午後3時1分

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、河野国務大臣から趣旨説明があつた後、中田宏君、石橋通宏君、安江伸夫君、梅村聡君、大塚耕平君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

散会 午後5時37分

○令和4年12月10日(土)

開会 午後5時1分

日程第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提

出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は可決、日程第2は可決された。

日程第3 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、第1の議案は可決、第2の議案は可決された。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

外交・安全保障に関する調査会

一、外交・安全保障に関する調査

国民生活・経済及び地方に関する調査会

一、国民生活・経済及び地方に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

事務総長辞任の件

本件は、岡村隆司君の辞任を許可することに決した。

事務総長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は小林史武君を指名した。
議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後6時18分

2 国務大臣の演説・発言・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
4. 10. 3	所信表明演説	岸田内閣総理大臣	10. 6	田名部 匡代君(立憲) 世耕 弘成君(自民)
			10. 7	山口 那津男君(公明) 浅田 均君(維新) 舟山 康江君(民主) 小池 晃君(共産) 石垣 のりこ君(立憲) 牧野 たかお君(自民)
4. 11. 22	財政演説	鈴木財務大臣	同日	小沢 雅仁君(立憲) 西田 昌司君(自民) 平木 大作君(公明) 音喜多 駿君(維新) 竹詰 仁君(民主) 紙 智子君(共産)

国務大臣の発言及び質疑

発 言			質 疑	
年月日	事 項	発 言 者	月日	質 疑 者
4. 10. 28	経済に関する件について	後藤国務大臣	同日	石橋 通宏君(立憲) 柴田 巧君(維新) 上田 清司君(民主) 井上 哲士君(共産)

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案	石井 準一君 外10名	4. 10. 5			4. 10. 6 可決	
2	新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案	石井 準一君 外 9 名	4. 12. 2			4. 12. 5 可決	

可決したもの

令和4年10月6日

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

10月4日、北朝鮮は弾道ミサイルを発射し、青森県付近の我が国上空を通過する形で太平洋上に落下した。これは、関連する安保理決議や日朝平壤宣言に違反するものであり、このような北朝鮮の行為に断固として抗議する。

北朝鮮は、今年に入ってから弾道ミサイルを計20回にわたって発射しており、これらの高い頻度で続く一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このような中で、平成29年9月15日以来、およそ5年ぶりに我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した。これらは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。更なる挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的に解決すべきである。

加えて、政府においては、日米韓の情報共有を含む連携を強化し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。併せて、米国、韓国等と緊密に連携し、北朝鮮に挑発行動の自制を強く求めるべきである。同時に我が国独自の制裁の徹底及び強化を図るべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最も重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

令和4年12月5日

新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議

近年、国際社会から、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における、信教の自由への侵害や、強制収監をはじめとする深刻な人権状況への懸念が示されている。人権問題は、人権が普遍的価値を有し、国際社会の正当な関心事項であることから、一国の内政問題にとどまるものではない。

この事態に対し、一方的に民主主義を否定されるなど、弾圧を受けていると訴える人々からは、国際社会に支援を求める多くの声が上がっており、また、その支援を打ち出す法律を制定する国も出てくるなど、国際社会においてもこれに応えようとする動きが広がっている。そして、日米首脳会談、G7、国連人権高等弁務官事務所等においても、人権状況への深刻な懸念が共有されたところである。

このような状況において、人権の尊重を掲げる我が国も、日本の人権外交を導く実質的かつ強固な政治レベルの文書採択し、確固たる立場からの建設的なコミットメントが求められている。

本院は、深刻な人権状況に象徴される力による現状の変更を国際社会に対する脅威と認識するとともに、深刻な人権状況について、国際社会が納得するような形で当該国政府が説明責任を果たすよう、強く求める。

政府においても、このような認識の下に、それぞれの民族等の文化・伝統・自治を尊重しつつ、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値観を踏まえ、まず、この深刻な人権状況の全容を把握するため、事実関係に関する情報収集を行うべきである。それとともに、国際社会と連携して深刻な人権状況を監視し、救済するための包括的な施策を実施すべきである。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（22名）

委員長	古賀 友一郎（自民）	衛藤 晟一（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	上月 良祐（自民）	自見 はなこ（自民）	柴田 巧（維新）
理事	森屋 宏（自民）	広瀬 めぐみ（自民）	高木 かおり（維新）
理事	山田 太郎（自民）	三宅 伸吾（自民）	上田 清司（民主）
理事	吉田 忠智（立憲）	山谷 えり子（自民）	井上 哲士（共産）
理事	塩田 博昭（公明）	塩村 あやか（立憲）	水道橋 博士（れ新）
	有村 治子（自民）	杉尾 秀哉（立憲）	
	磯崎 仁彦（自民）	水野 素子（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件及び衆議院提出1件（内閣委員長提出）の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類42件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、同給付金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の令和4年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものである。

委員会の質疑においては、両法律案を一括して議題とし、国家公務員の博士号取得者の評価・採用への取組、人事院勧告制度の在り方、国家公務員の人材確保策、非常勤職員の処遇改善等について議論が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等

の一部を改正する法律案は、国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止するため、大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の対象として追加するとともに、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とするほか、暗号資産交換業者に暗号資産の移転に係る通知義務を課す等の措置を講じようとするものである。

委員会の質疑においては、大量破壊兵器の拡散防止等の実効性、司法書士等「士業者」のマネロン対策追加の意義、NPO等がテロ資金供与に悪用されないための施策、マネロン罪の法定刑引上げの是非等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、公共施設等の運営権者の提案による実施方針の変更手続の整備、並びに株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の追加及び同機構が保有する株式等の処分に係る期限の延長を行おうとするものである。

委員会の質疑においては、これまでのPFIの実績と評価、会計検査院報告の指摘に対する認識、公共施設等運営権に関する実施方針の変更の在り方、機構の役割と業務終了の目途等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月27日、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について川本人事院総裁から説明を聴取した。

11月1日、少子化の現状認識と子供政策に関する予算確保に向けた取組、性暴力被害者支援団体に対する業務妨害等への対応、LPガスの価格低減に向けた政府の支援、国民保護のための地下避難施設の整備、子供の貧困に係る支援の在り方、視覚障害者に配慮した施設整備の必要性、重要土地等調査法に基づく土地等利用状況調査の在り方等の諸問題について質疑を行った。

11月8日、宇宙開発利用の推進体制の在り方、国内外の情勢変化を踏まえたテロ対策の推進、子育てに関する公的給付の所得制限の撤廃、男女間の賃金格差の是正に向けた取組等の諸問題について質疑を行った。

12月6日、保育分野における公定価格の地域区分の在り方、視覚障害者等の読書バリアフリーの促進、新型コロナウイルス感染症に対する政府の取組、サイバー空間における脅威への対処、障害者差別解消に向けた取組等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月27日(木) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件について川本人事院総裁から説明を聴いた。

○令和4年11月1日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少子化の現状認識と子供政策に関する予算確保に向けた取組に関する件、性暴力被害者支援団体に対する業務妨害等への対応に関する件、L P ガスの価格低減に向けた政府の支援に関する件、国民保護のための地下避難施設の整備に関する件、子供の貧困に係る支援の在り方に関する件、視覚障害者に配慮した施設整備の必要性に関する件、重要土地等調査法に基づく土地等利用状況調査の在り方に関する件等について小倉国務大臣、松野内閣官房長官、後藤国務大臣、谷国家公安委員会委員長、河野国務大臣、高市内閣府特命担当大臣、大串内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、杉田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君(自民)、塩村あやか君(立憲)、塩田博昭君(公明)、柴田巧君(維新)、高木かおり君(維新)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)

○令和4年11月8日(火) (第3回)

- 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第9号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長大西英男君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第9号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宇宙開発利用の推進体制の在り方に関する件、国内外の情勢変化を踏まえたテロ対策の推進に関する件、子育てに関する公的給付の所得制限の撤廃に関する件、男女間の賃金格差の是正に向けた取組に関する件等について小倉国務大臣、高市内閣府特命担当大臣、松野内閣官房長官、谷国家公安委員会委員長、中谷経済産業副大臣、武井外務副大臣、伊佐厚生労働副大臣、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水野素子君(立憲)、柴田巧君(維新)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
以上両案について河野国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月10日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
以上両案について河野国務大臣、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

有村治子君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、吉田忠智君(立憲)、三浦信祐君(公明)、高木か

おり君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産

反対会派 維新

欠席会派 れ新

（閣法第2号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主

反対会派 維新、共産

欠席会派 れ新

○令和4年11月17日（木）（第5回）

- 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について谷國務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月24日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について谷國務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役田中進君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、三浦信祐君（公明）、高木かおり君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月6日（火）（第7回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 保育分野における公定価格の地域区分の在り方に関する件、視覚障害者等の読書バリアフリーの促進に関する件、新型コロナウイルス感染症に対する政府の取組に関する件、サイバー空間における脅威への対処に関する件、障害者差別解消に向けた取組に関する件等について小倉内閣府特命担当大臣、松野國務大臣、後藤國務大臣、谷国家公安委員会委員長、伊佐厚生労働副大臣、中川総務大臣政務官、吉永国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、吉田忠智君（立憲）、柴田巧君（維新）、木村英子君（れ新）

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について岡田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年12月8日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について岡田内閣府特命担当大臣、自見内閣府大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

広瀬めぐみ君(自民)、水野素子君(立憲)、塩田博昭君(公明)、高木かおり君(維新)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(閣法第9号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月10日(土) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第15号外41件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	河野 義博 (公明)	柘植 芳文 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	佐藤 啓 (自民)	長谷川 英晴 (自民)	片山 大介 (維新)
理事	中西 祐介 (自民)	舞立 昇治 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
理事	三浦 靖 (自民)	牧野 たかお (自民)	竹詰 仁 (民主)
理事	小沢 雅仁 (立憲)	松下 新平 (自民)	伊藤 岳 (共産)
理事	山本 博司 (公明)	山本 順三 (自民)	ガ ー シ ー (N党)
	井上 義行 (自民)	岸 真紀子 (立憲)	浜田 聡 (N党)
	江島 潔 (自民)	古賀 之士 (立憲)	
	高野 光二郎 (自民)	野田 国義 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出1件（総務委員長提出）の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和4年度に限り臨時経済対策費を設けるとともに、令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額について特例を講じようとするものである。

委員会においては、地方交付税の法定率引上げと臨時財政対策債の償還の必要性、「臨時経済対策費」の創設により想定される諸施策の具体的な内容、地方自治体独自の減税と地方交付税算定との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務等のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるとともに、当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、補正予算により恒久的な基金を設置することの妥当性、ビヨンド5Gの国際的研究開発競争に対する取組、機構において繰越欠損金が生じている問題、機構が提供する多言語音声翻訳の活用状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をするほ

か、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定を整備しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長浮島智子君から趣旨説明を聴取した後、請負に関する規制の緩和による議会の行政監視機能への懸念等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月25日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について寺田総務大臣から説明を聴取した。

11月1日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について、郵便局におけるマイナンバーカードの申請・交付事務の取扱いについての検討状況、地方分権改革や平成の合併に関する総務省による検証と地方財源の確保、杉田大臣政務官の職を免ずることを内閣に申し出ることに対する総務大臣の見解、地域おこし協力隊の受入体制や任期後に対する支援と目標達成に向けた総務大臣の決意、アピアランスケアにおける「バスタイムカバー」の周知に向けた総務省の取組、自治体の情報システム標準化に関するスケジュールへの懸念、地方活性化の観点におけるインフラの維持管理・更新の必要性、政治団体「以正会」における政治資金の支出の妥当性、現状の受信料制度に対する総務大臣の問題意識及び制度改革を行う意向の有無等の質疑を行った。

11月22日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について松本総務大臣から説明を聴取した。

11月24日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について、令和6年度秋をめどに現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一体化するとする河野デジタル大臣発言の受け止めと関係省庁との連携の必要性、NHKとして今後の巨大イベントにおける放送権料を明らかにする必要性、プラチナバンドや地上波放送が利用する帯域などにも電波オークションの対象を拡大する必要性、地方創生に関して都市部と地方がそれぞれ採るべき施策と総務大臣の役割、松本総務大臣の後援会による政治資金パーティーに対する支払者数と実際の参加者数、沖縄とその他の都道府県でNHKの受信料額が異なる理由と全国一律にする必要性等の質疑を行った。

12月6日、消防職場におけるハラスメントの現状と対策、インターネット上の誹謗中傷に対するこれまでの取組と今後の課題、総務省若手職員の早期退職の状況とその原因分析、サイバー攻撃を受けた行政ポータルサイトの改善状況と安全性確保策、地方議会議員と「旧統一教会」が関係を絶つ必要性についての総務大臣の認識、NHKが特別あて所配達郵便等を用いることの是非等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月25日(火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について寺田総務大臣から説明を聴いた。

○令和4年11月1日(火) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について寺田総務大臣、柘植総務副大臣、尾身総務副大臣、杉田総務大臣政務官、国光総務大臣政務官、中川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長谷川英晴君(自民)、野田国義君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、山本博司君(公明)、西田実仁君(公明)、片山大介君(維新)、竹詰仁君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)

○令和4年11月22日(火) (第3回)

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について松本総務大臣から説明を聴いた。

○令和4年11月24日(木) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について松本総務大臣、柘植総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事林理恵君及び同協会専務理事伊藤浩君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君(立憲)、古賀之士君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、竹詰仁君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)

○令和4年12月1日(木) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、尾身総務副大臣、勝俣農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

岸真紀子君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、竹詰仁君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)

○令和4年12月2日(金) (第6回)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。(閣法第19号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、N党

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について松本総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、中谷経済産業副大臣、井野防衛副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君及び同協会理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小沢雅仁君（立憲）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、N党

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月6日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防団員の確保対策と消防職員のハラスメント防止に関する件、インターネット上の誹謗中傷への対応に関する件、総務省若手職員の早期退職に関する件、サイバーセキュリティの確保に関する件、地方議会議員と「旧統一教会」の関係に関する件、日本放送協会による特別あて所配達郵便の利用に関する件等について松本総務大臣、中谷経済産業副大臣、杉田総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、古賀之士君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

○令和4年12月9日（金）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長浮島智子君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理あかま二郎君、同奥野総一郎君及び松本総務大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

伊藤岳君（共産）

（衆第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、N党

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月10日（土）（第9回）

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 開会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧 (21名)

委員長	杉	久武 (公明)	山東	昭子 (自民)	福島	みずほ (立憲)
理事	三木	亨 (自民)	世耕	弘成 (自民)	佐々木	さやか (公明)
理事	牧山	ひろえ (立憲)	福岡	資麿 (自民)	梅村	みずほ (維新)
理事	谷合	正明 (公明)	森	まさこ (自民)	鈴木	宗男 (維新)
理事	川合	孝典 (民主)	山崎	正昭 (自民)	仁比	聡平 (共産)
	加田	裕之 (自民)	和田	政宗 (自民)	尾辻	秀久 (無)
	古庄	玄知 (自民)	石川	大我 (立憲)	長浜	博行 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類37件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、法曹人材の確保に向けた処遇改善の必要性、官民給与の実態調査の在り方及び賃金水準の官民較差の相当性、裁判官・検察官の人的体制整備の在り方と勤務実態等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって可決された。

民法等の一部を改正する法律案は、子の権利利益を保護する観点から、嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止、嫡出否認をすることができる者の範囲の拡大及び出訴期間の伸長、事実と反する認知についてその効力を争うことができる期間の設置等の措置を講ずるとともに、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、嫡出推定に関する現行制度の妥当性と見直しの在り方、無戸籍者問題の解決に向けた施策を推進する必要性、認知無効による国籍喪失問題と無国籍者の発生防止のための方策等について質疑が行われた。質疑を終局した後、日本共産党より、認知について反対の事実があるときは認知された子の国籍の取得に係る規定は適用しないものとする国籍法の一部改正規定を削除する等の修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月27日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、成年年齢引下げを踏まえた法教育の推進策について法務大臣の所見、適切な事件記録の保存及び廃棄の運用の実効性確保に向けた最高裁判所の取組、法テラスに設けられる「旧統一教会」問題等を取り扱う部署の規模及び相談体制、選択的夫婦別氏制度の実現に対する法務大臣の見解、再犯防止のために法務省が地方公共団体に対して行う財政支援等の取組の内容、離婚時における財産分与の除斥期間の延長と同制度の周知・広報の必要性、いわゆる宗教二世の子供の権利保護のための法務省の取組、入管収容施設と刑事施設における死亡者数の比較に対する法務大臣の見解、事件記録等保存規程が遵守されていないことに対する最高裁判所の認識、「旧統一教会」による被害者の存在を放置したことに対する法務大臣の見解等が取り上げられた。

11月1日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、養育費の不払を刑事罰の対象とすることに対する法務大臣及び法務省の見解、同性婚を認めないのは法の下での平等に反するという意見に対する法務大臣の見解、被害の実態に基づいて刑法の性犯罪規定改正の検討を行う必要性について法務大臣の見解、暫定的な面会交流の必要性についての法務大臣の見解、団体監理型における監理団体を認証制にすべきとの指摘に対する法務大臣の見解、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた具体的な計画や見通しを示す必要性等が取り上げられた。

11月17日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、デジタル化を踏まえた裁判記録の保存の在り方についての最高裁判所の見解、裁判記録の原則破棄を原則保存へと切替えることを最高裁判所が検討する意向の有無、法務大臣が名古屋入管の被収容者死亡事案の最終報告書と丁寧に向き合う必要性、ウクライナ避難民等を補完的保護対象者とする法整備の必要性についての法務大臣の見解、少年犯罪による遺族に対する公的な支援を充実させる必要性についての法務大臣の見解、ウクライナにおける邦人男性の死亡に関する詳細情報を再発防止のために公表する必要性、外国人労働者の労働条件を改善していく必要性についての法務大臣の認識、死刑制度を廃止する諸外国の動向を受けての法務大臣の見解等が取り上げられた。

11月22日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、東京入管で被収容者が死亡した事態を職員が発見した経緯及び当日の対応の適切性、東京地方裁判所行政部の部総括判事を訟務局長に任命した理由及び判断者、コートハウスドッグや司法面接など子どもに寄り添った刑事手続上の取組を進める必要性、死刑確定者の親族等に対する死刑執行の事前告知についての法務大臣の見解、外国人技能実習機構による実地検査の在り方の見直しについての法務大臣の見解、入管収容施設における医療の在り方を根本的に改善する必要性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和4年10月25日(火) (第1回)

○理事の補欠選任を行った。

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○令和4年10月27日(木) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○法教育に関する件、裁判記録の保存に関する件、「旧統一教会」問題に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、再犯防止対策に関する件、離婚時の財産分与に関する件、名古屋出入国在留管理局における被収容者の死亡事案に関する件等について葉梨法務大臣、築文部科学副大臣、門山法務副大臣、高木外務大臣政務官、高見法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

三木亨君(自民)、加田裕之君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、谷合正明君(公明)、佐々木さやか君(公明)、梅村みずほ君(維新)、鈴木宗男君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)

○令和4年11月1日(火) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○養育費の不払問題に関する件、同性婚に関する件、刑法における性犯罪規定の見直しに関する件、面会交流に関する件、技能実習制度に関する件、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する件等について葉梨法務大臣、門山法務副大臣、高見法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

古庄玄知君(自民)、福島みずほ君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、梅村みずほ君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)

○令和4年11月8日(火) (第4回)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について葉梨法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月10日(木) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について葉梨法務大臣、磯崎内閣官房副長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

石川大我君(立憲)、梅村みずほ君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、谷合正明君(公明)、加田裕之君(自民)

○令和4年11月15日(火) (第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○令和4年11月17日(木) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判記録の保存に関する件、名古屋出入国在留管理局における被収容者の処遇に関する件、ウクライナからの避難民の受入れに関する件、少年法に関する件、ウクライナにおける邦人男性の死亡に関する件、外国人労働者の受入れに関する件、死刑制度に関する件等について齋藤法務大臣、武井外務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川大我君（立憲）、谷合正明君（公明）、梅村みずほ君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤法務大臣、築文部科学副大臣、杉田総務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、梅村みずほ君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産

反対会派 維新

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

（閣法第4号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産

反対会派 維新

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

○令和4年11月22日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○入管収容施設における被収容者の死亡事案に関する件、判検交流に関する件、刑事手続における被害児童への配慮に関する件、死刑制度に関する件、技能実習制度に関する件等について齋藤法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年12月6日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

神戸大学大学院法学研究科教授 窪田充見君

民法772条による無戸籍児家族の会代表 井戸まさえ君

国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所首席法務アソシエイト 金児真依君
立命館大学名誉教授 二宮周平君

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、福島みずほ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和4年12月8日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣、築文部科学副大臣、伊佐厚生労働副大臣、杉田総務大臣政務官、秋本外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、石川大我君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月10日（土）（第11回）

○請願第18号外36件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○開会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	阿達	雅志 (自民)	小野田	紀美 (自民)	福山	哲郎 (立憲)
理事	岩本	剛人 (自民)	武見	敬三 (自民)	山口	那津男 (公明)
理事	佐藤	正久 (自民)	中曾根	弘文 (自民)	金子	道仁 (維新)
理事	小西	洋之 (立憲)	堀井	巖 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	平木	大作 (公明)	松川	るい (自民)	山添	拓 (共産)
理事	音喜多	駿 (維新)	吉川	ゆうみ (自民)	伊波	洋一 (沖縄)
	猪口	邦子 (自民)	羽田	次郎 (立憲)	高良	鉄美 (沖縄)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出法律案1件の合計2件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願11種類55件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書は、我が国とアメリカ合衆国との間の現行の貿易協定の内容を部分的に改正し、協定附属書Iに定めるアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正するものである。委員会においては、セーフガード措置の発動水準上げと国内牛肉生産者への影響、将来の協議によりセーフガード発動水準を再び引き上げる可能性、日米貿易協定における自動車・自動車部品の関税撤廃交渉を行う必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定するものである。委員会においては、自衛官の処遇及び生活・勤務環境の改善、防衛能力を十分に発揮するための人員の確保、自衛官独自の給与制度創設の必要性、自衛官の超過勤務の実態、防衛省・自衛隊におけるセクハラを含むハラスメント問題への対応等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

10月13日、北朝鮮による弾道ミサイル発射等について浜田防衛大臣及び林外務大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

11月1日、「旧統一教会」問題、防衛力の整備、円安・物価高騰の在外職員給与への影響、外交実施体制、ウクライナ情勢、日中関係、米軍の空中給油訓練、日韓関係、ODA、日朝関係等について質疑を行った。

11月8日、北朝鮮情勢、防衛力の整備、「旧統一教会」問題、ODA、国連改革、パキスタンにおける洪水被害に対する支援、米軍オスプレイの事故等について質疑を行った。

11月10日、米軍オスプレイの安全性等について質疑を行った。

11月15日、外交実施体制、ODA、防衛力の整備、「旧統一教会」問題、日中関係、核軍縮・不拡散、日韓関係、気候変動枠組条約第27回締約国会議等について質疑を行った。

12月6日、国際女性会議WAW!、防衛力の整備、ODA、日韓関係、防衛装備移転三原則、尖閣諸島をめぐる問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月13日(木) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮による弾道ミサイル発射等に関する件について浜田防衛大臣及び林外務大臣から報告を聞いた後、浜田防衛大臣、林外務大臣、磯崎内閣官房副長官、中川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、福山哲郎君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、平木大作君(公明)、音喜多駿君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○令和4年10月25日(火) (第2回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○令和4年11月1日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「旧統一教会」問題に関する件、防衛力の整備に関する件、円安・物価高騰の在外職員給与への影響に関する件、外交実施体制に関する件、ウクライナ情勢に関する件、日中関係に関する件、米軍の空中給油訓練に関する件、日韓関係に関する件、ODAに関する件、日朝関係に関する件等について林外務大臣、浜田防衛大臣、山田外務副大臣、武井外務副大臣、井野防衛副大臣、星野内閣府副大臣、石井国土交通副大臣、井上財務副大臣、尾身総務副大臣、秋本外務大臣政務官、吉川外務大臣政務官、木村防衛大臣政務官、小野田防衛大臣政務官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君(立憲)、音喜多駿君(維新)、金子道仁君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、佐藤正久君(自民)、平木大作君(公明)、高良鉄美君(沖縄)

○令和4年11月8日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮情勢に関する件、防衛力の整備に関する件、「旧統一教会」問題に関する件、ODAに関する件、国連改革に関する件、パキスタンにおける洪水被害に対する支援に関する件、米軍オスプレイの事故に関する件等について浜田防衛大臣、林外務大臣、山田外務副大臣、木村防衛大臣政務官

及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、小西洋之君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月10日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 米軍オスプレイの安全性に関する件等について浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山添拓君（共産）

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について林外務大臣、浜田防衛大臣、山田外務副大臣、秋野財務副大臣、金子財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、福山哲郎君（立憲）、平木大作君（公明）、音喜多駿君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（閣法第8号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和4年11月15日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 外交実施体制に関する件、ODAに関する件、防衛力の整備に関する件、「旧統一教会」問題に関する件、日中関係に関する件、核軍縮・不拡散に関する件、日韓関係に関する件、気候変動枠組条約第27回締約国会議に関する件等について林外務大臣、浜田防衛大臣、山田外務副大臣、豊田国土交通副大臣、井野防衛副大臣、吉川外務大臣政務官、木村防衛大臣政務官、小野田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、佐藤正久君（自民）、小西洋之君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、平木大作君（公明）、音喜多駿君（維新）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について林外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月22日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について林外務大臣、浜田防衛大臣、磯崎内閣官房副長官、井野防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、伊波洋一君（沖縄）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、紙智子君（共産）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

○令和4年12月6日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際女性会議WAW!に関する件、防衛力の整備に関する件、ODAに関する件、日韓関係に関する件、防衛装備移転三原則に関する件、尖閣諸島をめぐる問題に関する件等について林外務大臣、浜田防衛大臣、磯崎内閣官房副長官、秋野財務副大臣、井野防衛副大臣、宮本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、小西洋之君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和4年12月10日(土) (第9回)

- 請願第29号外54件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	酒井 庸行 (自民)	馬場 成志 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	浅尾 慶一郎 (自民)	藤川 政人 (自民)	梅村 聡 (維新)
理事	大家 敏志 (自民)	古川 俊治 (自民)	大塚 耕平 (民主)
理事	西田 昌司 (自民)	宮沢 洋一 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	横沢 高德 (立憲)	宮本 周司 (自民)	安達 澄 (無)
理事	上田 勇 (公明)	勝部 賢志 (立憲)	神谷 宗幣 (無)
	岡田 直樹 (自民)	柴 慎一 (立憲)	堂込 麻紀子 (無)
	佐藤 信秋 (自民)	秋野 公造 (公明)	
	野上 浩太郎 (自民)	横山 信一 (公明)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願6種類53件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月1日、円安を奇貨とした生産拠点の国内回帰の促進等により日本経済の回復を目指す考え方に対する財務大臣の見解、円安の是正に向けた政府の対応、金融所得課税における「1億円の壁」の問題に関する財務大臣の所見、今般決定された総合経済対策において多額の予備費を増額する目的と意義、内閣府試算のGDPギャップと今般決定された総合経済対策の関係性、物価上昇の見通しに対する財務大臣の認識、公共調達や事業者間の取引での免税事業者への不当な取扱いについて財務省が把握する必要性、官民ファンドの政策的意義、国民負担率の上昇に対する財務大臣の見解、地域経済の動向と政策上の配慮の必要性等について質疑を行った。

11月10日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書(令和3年12月10日提出)について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、2%の物価安定目標の設定根拠及び今後の達成見込みと修正の必要性、異次元金融緩和による成果・副作用と出口戦略に対する日銀総裁の見解、円安の現状において大規模な金融緩和を維持することとした理由、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進む中で我が国経済が持ち直していると日銀が判断する根拠、自身の任期後の金融政策に影響を与えかねない日銀総裁の発言の在り方、長期にわたり達成できていない物価安定目標の達成見通しに対する日銀総裁の見解の根拠、足下の物価上昇を一時的なものとする日銀総裁の見解及びその根拠、各国の金利引上げによる世界的な景気後退の可能性に関する日銀の認識、現状の金融政策を維持する意図及び円安是正のための金融緩和修正を求める意見に対する日銀総裁の見解等について質疑を行った。

11月17日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金

融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（令和3年12月17日提出）について、鈴木内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、賃上げを伴う2%の物価安定目標を達成するための日銀の取組、我が国において賃上げが進んでいない状況に対する政府の認識、暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等の取組と今後の方針、政府税制調査会の消費増税の議論が国民に与えたメッセージに係る財務大臣の見解、金利及び為替の変動が金融機関経営に与える影響、金融所得課税における「1億円の壁」の問題に対する財務省の見解、相続税の合計課税価格及び実際に相続される資産の額、旧日本長期信用銀行に対する破綻処理の総括と今後類似の事案が発生した場合の対処方針、消費税の軽減税率導入によって生じた民間事業者の負担に関する財務省の認識等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○令和4年10月27日（木）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○令和4年11月1日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政法の制定経緯に関する件、円安の現状と対策に関する件、金融所得課税に関する件、消費税のインボイス制度に関する件、物価の見通しに関する件、官民ファンドに関する件、国民負担率に関する件、地域金融機関に関する件等について鈴木国務大臣、秋野財務副大臣、井上財務副大臣、藤丸内閣府副大臣、金子財務大臣政務官、鈴木内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、柴愼一君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、上田勇君（公明）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、安達澄君（無）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和4年11月10日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、藤丸内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行理事内田真一君及び同銀行理事清水誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、安達澄君（無）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和4年11月17日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について鈴木内閣府特命担当大臣から説明を聴い

た後、政府と日本銀行の政策連携に関する件、賃金の引上げに向けた対応に関する件、事業成長担保権の創設に関する件、消費税の使途に関する件、金融緩和の出口戦略に関する件、金融所得課税に関する件、相続税の見直しに関する件、銀行の業務運営と金融庁の役割に関する件、消費税の軽減税率制度に関する件等について鈴木国務大臣、秋野財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君（自民）、柴愼一君（立憲）、上田勇君（公明）、梅村聡君（維新）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、安達澄君（無）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和4年12月10日（土）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第16号外52件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	高橋	克法 (自民)	臼井	正一 (自民)	宮口	治子 (立憲)
理事	赤池	誠章 (自民)	櫻井	充 (自民)	伊藤	孝江 (公明)
理事	今井	絵理子 (自民)	末松	信介 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	上野	通子 (自民)	高橋	はるみ (自民)	中条	きよし (維新)
理事	熊谷	裕人 (立憲)	橋本	聖子 (自民)	松沢	成文 (維新)
理事	伊藤	孝恵 (民主)	古賀	千景 (立憲)	吉良	よし子 (共産)
	赤松	健 (自民)	斎藤	嘉隆 (立憲)	船後	靖彦 (れ新)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願5種類48件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案は、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構について、大学及び高等専門学校の学部を設置等に関する助成金を交付する業務を追加するとともに、当該業務に要する費用に充てるための基金を設けようとするものである。

委員会においては、基金による支援の内容、理工系分野への進学希望者を増やすための取組等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月27日、経済安全保障分野での文部科学省の取組状況、「旧統一教会」と政務三役との関係、子供の時期からヘルプマークについて教える必要性、教員の勤務時間管理における虚偽報告の実態に対する文部科学省の認識、令和5年度から開始される「トビタテ！留学JAPAN」の第2ステージの事業概要、検証総括委員会を立ち上げて東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる贈収賄疑惑の検証及び総括を行う必要性、日本文化継承のための文部科学省の予算及び政策、国や自治体の家庭教育支援政策における「旧統一教会」の影響について調査する必要性、障害のある子供の就学先決定の仕組みを改める必要性等について質疑を行った。

11月15日、グローバル人材育成のための海外留学の推進に向けた文部科学省の取組、「旧統一教会」に対し宗教法人法に基づく質問権を行使することを文部科学大臣として判断した理由、教員不足の要因に対する文部科学省の認識、高等学校情報科の教員等の確保に向

けた取組、文化芸術分野において書面による契約を義務付ける必要性、教員の在校等時間の虚偽申告が疑われる事例に対する文部科学大臣の見解及び文部科学省の対応、大学入学共通テストの英語4技能試験に関して指摘された課題の東京都の中学校英語スピーキングテストにおける解消状況、国連障害者権利委員会が求めるインクルーシブ教育に対する文部科学省の認識等について質疑を行った。

11月24日、教育に関する実情調査のため、目黒区立油面小学校を視察した。

(2) 委員会経過

○令和4年10月25日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○令和4年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済安全保障に係る文部科学省の取組に関する件、「旧統一教会」と政務三役との関係に関する件、ヘルプマークの普及に関する件、教員の働き方改革に関する件、日本人留学生への支援に関する件、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する件、日本文化の継承に向けた文部科学省の取組に関する件、「旧統一教会」が政策に与えた影響に関する件、障害のある子供の就学先決定の在り方に関する件等について永岡文部科学大臣、築文部科学副大臣、井出文部科学副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、山本文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、宮口治子君(立憲)、古賀千景君(立憲)、竹内真二君(公明)、松沢成文君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和4年11月15日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- グローバル人材の育成に関する件、宗教法人法に基づく質問権の行使に関する件、教員不足への対応に関する件、高等学校情報科の実施に関する件、文化芸術分野における契約関係に関する件、教員の在校等時間の実態把握に関する件、東京都における中学校英語スピーキングテストに関する件、インクルーシブ教育の在り方に関する件等について永岡文部科学大臣、築文部科学副大臣、井出文部科学副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、山本文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上野通子君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、斎藤嘉隆君(立憲)、竹内真二君(公明)、中条きよし君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和4年12月2日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について永岡文部科学大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、秋野財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

櫻井充君（自民）、宮口治子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、竹内真二君（公明）、松沢成文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）

（閣法第21号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月10日（土）（第5回）

- 請願第131号外47件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山田	宏 (自民)	羽生田	俊 (自民)	若松	謙維 (公明)
理事	こやり	隆史 (自民)	比嘉	奈津美 (自民)	東	徹 (維新)
理事	島村	大 (自民)	藤井	一博 (自民)	松野	明美 (維新)
理事	川田	龍平 (立憲)	星	北斗 (自民)	田村	まみ (民主)
理事	山本	香苗 (公明)	本田	颯子 (自民)	芳賀	道也 (民主)
	生稻	晃子 (自民)	石橋	通宏 (立憲)	倉林	明子 (共産)
	石田	昌宏 (自民)	打越	さく良 (立憲)	天島	大輔 (れ新)
	神谷	政幸 (自民)	高木	真理 (立憲)		
	友納	理緒 (自民)	窪田	哲也 (公明)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出2件（厚生労働委員長2件）の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類119件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国、都道府県及び関係機関の連携協力による病床等の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方等についての検討に関する規定を追加する修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、医療措置協定の締結促進に向けた対応方針、医療人材確保に向けた支援策、保健所の更なる体制強化の必要性、感染症に係る検査体制整備の取組方針等について、岸田内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、令和4年度出産・子育て応援給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案は、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、障害者の就労支援及び雇用の質の向上の推進、精神障害者の権利

擁護の在り方、国連勧告を踏まえた障害者施策の推進の必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、C型肝炎救済特別措置法に基づく給付金の請求期限を延長するとともに、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、れいわ新選組から、特定C型肝炎ウイルス感染者の負担の軽減や救済に資する方策について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定の追加等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

第209回国会閉会後の8月25日、新型コロナウイルス感染症対策等に関する件を議題とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療機関及び保健所の負担軽減策、新型コロナウイルス感染症の総陽性者数を把握するための簡便な手法の具体的内容、新型コロナウイルス感染症対策の検証についての厚労大臣の見解、感染者の全数把握見直しにより届出対象外となった者の健康観察の在り方、新型コロナウイルス感染症発生届に係る対象者の見直しを全国統一の基準で行う必要性、厚労省におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症対応に関する厚労大臣の評価、医薬品、医療機器の供給状況を把握するための仕組み及びシステムの構築状況、国及び自治体の責任で保健所勤務の保健師の休養確保等について措置する必要性、新型コロナウイルスに感染した在宅障害者への自治体の支援に国が財政支援を行う必要性等について質疑を行った。

10月27日、歯科健診と健康増進の関係性、社会経済活動と感染対策の両立を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症対応、新型コロナウイルスワクチン接種率と新規感染者数との関係についての厚労省の認識、非正規雇用に対する入口規制等の法制度改革を行う必要性、最低賃金の地域間格差に対する配慮と改善に向けた政府における取組状況、緊急小口資金等の特例貸付の効果・課題を検証し同様の事態への対応を検討する必要性、オンライン資格確認の原則義務化後も機器導入が完了していない医療機関への対処方針、障害者と健常者が同じ職場で働くことができる環境の整備に向けた厚労大臣の見解、平時から医療機関における医薬品等の在庫情報を把握する必要性、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応方針の実行可能性、精神科病院における身体拘束を減らすために数値目標を設定する必要性等について質疑を行った。

11月1日、看護小規模多機能型居宅介護の普及促進のため制度改革を行う必要性、ウィズコロナに向けてエビデンスに基づき感染症対策の徹底を国民に示していく必要性、昨今の物価上昇に合わせた生活扶助基準の引上げを検討する必要性、未知の感染症を含めた感染症全般に係る後遺症の支援制度を創設する必要性、日本におけるオミクロン株対応2価ワクチン2種の取扱いが米国と異なる理由、妊娠から出産・育児まで伴走型相談支援が全

自治体で実施されるよう財政支援を含め検討する必要性、保育・医療等の分野における職業紹介をハローワークに限定する必要性、オンライン資格確認の義務化に関し現場の混乱を招かないようにする必要性、非正規公務員に対して無期転換申込権の付与を行うことに対する厚労大臣の所見、介助が必要な障害者の地域移行支援の推進に関する厚労大臣の認識等について質疑を行った。

11月8日、臨床研究法の対象を国際的な標準に合わせて広げる必要性、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の格差是正に対する厚労大臣の見解、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの業務において効果的・効率的に予算を活用する必要性、医薬品製造受託機関（CMO）における原材料高騰による影響等の課題についての認識、看護学生を対象とした給付型奨学金を創設する必要性、重度障害者の雇用施策につき自治体に任せるのではなく国が率先して行う必要性等について質疑を行った。

11月10日、障害者雇用に関する実情を調査し、もって本委員会に付託が予定される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（閣法第17号）の審査に資するため、株式会社良品計画（無印良品銀座店）を視察した。

12月8日、新型コロナウイルスワクチン接種後の死亡事例の因果関係評価のため調査を行う必要性、外出困難者等の就労支援における分身ロボットの活用に関する厚労大臣の所見、特別支援学校に近い駅の施設整備に係る国の支援を増やすよう厚労省が働きかける必要性、フィブリノゲン投与の蓋然性を評価する第三者認定審査会を設置し救済を進める必要性、C型肝炎救済特別措置法改正案に係る発議者による被害者等の要望を反映した提案の有無等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和４年８月25日（木）（第209回国会閉会後第１回）

- 理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症対策等に関する件について加藤厚生労働大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、打越さく良君（立憲）、川田龍平君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）

○令和４年10月25日（火）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○令和４年10月27日（木）（第２回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康増進対策に関する件、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に関する件、医薬品行政に関する件、医療保険制度に関する件、新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件、非正規雇

用労働者問題に関する件、最低賃金に関する件、コロナ禍における生活支援策に関する件、障害者雇用対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制に関する件、精神保健医療福祉施策に関する件等について加藤厚生労働大臣、羽生田厚生労働副大臣、伊佐厚生労働副大臣、石井国土交通副大臣、本田厚生労働大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、神谷政幸君（自民）、川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、窪田哲也君（公明）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）

○令和4年11月1日（火）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○介護保険制度に関する件、新型コロナウイルス感染症に伴う課題への対応に関する件、生活保護制度に関する件、新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件、子ども・子育て支援に関する件、医療分野のデジタル化に関する件、職業紹介事業に関する件、非正規雇用労働者問題に関する件、障害者支援策に関する件等について加藤厚生労働大臣、羽生田厚生労働副大臣、和田内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、杉田総務大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、こやり隆史君（自民）、打越さく良君（立憲）、高木真理君（立憲）、若松謙維君（公明）、窪田哲也君（公明）、東徹君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）

○令和4年11月8日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○臨床研究に関する件、労働環境の整備に関する件、臓器移植に関する件、医薬品行政に関する件、看護師等の養成に関する件、障害者支援策に関する件等について加藤厚生労働大臣、長峯経済産業大臣政務官、鈴木内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○令和4年11月15日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中島克仁君から説明を聴いた後、加藤厚生労働大臣、伊佐厚生労働副大臣、本田厚生労働大臣政務官、宮本財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、藤井一博君（自民）、川田龍平君（立憲）、高木真理君（立憲）、若松謙維君（公明）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年11月17日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員池下卓君、加藤厚生労働大臣、羽生田厚生労働副大臣、畦元厚生労働大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官、鈴木内閣府大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官、杉田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、生稲晃子君（自民）、打越さく良君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和4年11月18日（金）（第7回）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長 齋藤智也君
社会医療法人同仁会耳原総合病院病院長 河原林正敏君
国立大学法人東京医科歯科大学学長 田中雄二郎君
医療法人社団裕和会長尾クリニック名誉院長 長尾和宏君

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、高木真理君（立憲）、窪田哲也君（公明）、東徹君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和4年11月24日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、高木真理君（立憲）、若松謙維君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

- ・質疑

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月5日（月）（第9回）

- 令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長三ッ林裕巳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。（衆第16号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

全国精神保健福祉センター長会会長 辻本哲士君

特定非営利活動法人日本障害者協議会代表 藤井克徳君

特定非営利活動法人東松山障害者就労支援センター代表理事 若尾勝己君

杏林大学保健学部作業療法学科教授 長谷川利夫君

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、川田龍平君（立憲）、窪田哲也君（公明）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）

○令和4年12月6日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣、羽生田厚生労働副大臣、勝俣農林水産副大臣、和田内閣府副大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、友納理緒君（自民）、川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、山本香

苗君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）

○令和4年12月8日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、高木真理君（立憲）、東徹君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長三ッ林裕巳君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第15号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

○C型肝炎感染被害者の救済に関する件、新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件、障害者

雇用対策に関する件、障害者支援策に関する件等について加藤厚生労働大臣、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、松野明美君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和4年12月10日（土）（第12回）

- 請願第1号外118件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧 (21名)

委員長	山下	雄平 (自民)	滝波	宏文 (自民)	田名部	匡代 (立憲)
理事	堂故	茂 (自民)	藤木	眞也 (自民)	下野	六太 (公明)
理事	船橋	利実 (自民)	山田	俊男 (自民)	安江	伸夫 (公明)
理事	宮崎	雅夫 (自民)	山本	啓介 (自民)	串田	誠一 (維新)
理事	徳永	エリ (立憲)	若林	洋平 (自民)	紙	智子 (共産)
理事	舟山	康江 (民主)	石垣	のりこ (立憲)	須藤	元気 (無)
	加藤	明良 (自民)	小沼	巧 (立憲)	寺田	静 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願1種類24件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

競馬法の一部を改正する法律案は、競馬の健全な発展等のため、地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化等の措置を講じようとするものである。委員会では、地方競馬への支援措置の在り方、競走馬生産と引退後利用の支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

第209回国会閉会後の9月26日、令和4年8月3日からの大雨による農林水産関係被害の状況等に関する実情調査のため、山形県に視察を行った。

11月1日、2025年農林業センサスにおいて農業集落調査を継続する必要性、飼養衛生管理の徹底等の高病原性鳥インフルエンザ等への対策と経営支援の必要性、肥料・飼料価格や燃油価格の高騰に対する新たな総合経済対策における取組、オーガニックビレッジに取り組む市町村が少ない背景、担い手確保に向けて畜産業を魅力ある業界とするためアニマルウェルフェアの取組を強化する必要性、飼料価格高騰分の差額補填や加工原料乳生産者補給金の単価引上げを直ちに実施する必要性、需給が緩和している生乳生産について全国的な需給調整機能を構築するとともに国産チーズの置き換えなど国内における需給構造を転換する必要性、国家戦略特区における法人農地取得事業の全国展開や農地所有適格法人の規制緩和について現場の声も聞いて丁寧に検討を行う必要性、学校の内装の木質化等による将来も見据えた木材需要の確保に向けた取組の必要性、サンマの漁獲量減少傾向に関する今後の予測及び対策方針等について質疑を行った。

11月8日、農林水産物の適正な価格形成を実現するための具体的施策の検討状況、成長促進等を目的とする家畜への抗生物質投与の禁止を検討する必要性、国内向け農産物等の

残留農薬基準を輸出向けと同等に厳格化する必要性、てん菜に係る交付金の交付対象数量削減の経緯及び方針の確認、水田活用の直接支払交付金の交付要件として示された「1か月以上の水張り」の現場における実施可能性、土壌診断が進まない理由と積極的に診断データを活用する必要性、農業委員や農協役員等における女性の登用及び意見反映の現状に対する評価、引きこもりの状態にある者の就労や社会参画を確保するため農福連携を活用する必要性、食料安全保障の強化に向けた水産業の振興の必要性等について質疑を行った。

12月9日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、食料自給率向上や食料安全保障に対する農林水産大臣の見解、高病原性鳥インフルエンザの今シーズンの発生状況を踏まえた対策、酪農ヘルパー制度の利用の現状及び酪農家の働き方改革に向けた同制度の今後の方針、インバウンド消費におけるアニマルウェルフェアに配慮した畜産物のニーズを調査する必要性、国産稲わらの利用を拡大するために生産者と需要者である畜産農家のマッチングを推進する必要性、需給が緩和する年末年始に向けた牛乳及び乳製品の消費拡大のための取組、酪農経営において性判別精液による後継牛と和牛の受精卵による和子牛の生産を今後も支援する必要性、日本で就労する魅力が低下しているとされる状況下における外国人技能実習制度や特定技能制度の現状と課題についての農林水産大臣の認識等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月25日(火) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○令和4年11月1日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料安定供給に関する件、生産資材価格高騰対策に関する件、みどりの食料システム戦略に関する件、農林水産統計に関する件、家畜伝染病対策に関する件、酪農経営に係る緊急支援に関する件、アニマルウェルフェアに関する件、国家戦略特別区域における企業による農地取得の特例に関する件、森林・林業・木材産業政策に関する件、サンマ等の漁獲量減少対策に関する件等について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

堂故茂君(自民)、船橋利実君(自民)、徳永エリ君(立憲)、田名部匡代君(立憲)、下野六太君(公明)、串田誠一君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)、寺田静君(無)

○令和4年11月8日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農作物の残留農薬基準に関する件、動物用医薬品に関する件、甘味資源作物の生産に関する件、水田農業政策に関する件、土壌診断の在り方に関する件、農業における女性活躍の推進に関する件、農福連携の推進に関する件、食料安全保障の強化に向けた水産業の振興に関する件等について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

○競馬法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月10日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○競馬法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官、政府参考人、参考人日本中央競馬会理事長後藤正幸君及び地方競馬全国協会理事長斉藤弘君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、小沼巧君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

（閣法第7号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君、寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月9日（金）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○畜産物等の価格安定等に関する件について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

串田誠一君（維新）、加藤明良君（自民）、徳永エリ君（立憲）、下野六太君（公明）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

○畜産物価格等に関する決議を行った。

○令和4年12月10日（土）（第6回）

○請願第190号外23件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営は、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取組の結果、畜産物の生産量が増加傾向で推移する一方、依然として、担い手の高齢化、後継者不足が進行しており、特に、中小・家族経営における経営の継続を困難なものとしている。こうした事態に対応するためには、生産基盤をより一層強化する取組や次世代に継承できる持続的な生産基盤を創造する取組の継続が重要である。

このような中、ウクライナ情勢や異常な円安等に伴う穀物価格の上昇等による配合飼料等の資材価

格の高騰や、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少は、畜産・酪農経営に対し営農継続が危ぶまれるほどの甚大な影響をもたらしている。特に、飼料価格の高騰は、飼料自給率の低い我が国において食料安全保障に関わる問題であることから、飼料の輸入依存からの脱却を目指すとともに、畜産・酪農経営の安定を図り、営農継続の意欲を維持し、高めていくことが重要な課題となっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和五年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 配合飼料価格の高騰による畜産・酪農経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度を安定的に運営し、配合飼料価格の高止まりによる生産者の負担増加を抑制するための対策を着実に実施するとともに、今後の畜産・酪農経営の動向を見定め、必要に応じて追加の対策を講ずること。また、耕畜連携による飼料用とうもろこし等の国産飼料の生産・利用の拡大、飼料用米、稲発酵粗飼料の生産・利用の推進、草地等の生産性向上、稲わら等の国産粗飼料の広域流通等による国産飼料に立脚した畜産・酪農への転換を強力に推進し、飼料自給率の向上を図ること。加えて、飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組を支援すること。
- 二 配合飼料に加え、単品の濃厚飼料、購入粗飼料の価格高騰等により、生産コストが上昇している畜産・酪農経営を支援する施策を講ずること。また、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少で乳製品在庫が高水準にある中、生乳の需給ギャップを早期に解消するため、生産者による一定期間における生産抑制への取組、国産チーズの競争力強化、生産者団体・乳業者による乳製品の在庫対策を支援すること。その際、生産者の経営継続、将来的な生産力回復に配慮すること。さらに、牛乳・乳製品の消費拡大に取り組むこと。
- 三 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、各種対策を強力に推進し、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図り、感染リスクを低減させる取組を支援すること。また、アフリカ豚熱等の家畜伝染病の流入防止のため、水際での防疫措置等の発生予防対策を徹底すること。さらに、これらの措置を着実に進めるため、地域の家畜衛生を支える家畜防疫員や産業動物獣医師の確保・育成を図るとともに、豚熱の予防的ワクチン接種体制を強化すること。
- 四 加工原料乳生産者補給金については、飼料等の資材価格の高騰を踏まえ、中小・家族経営を含む酪農経営の維持が可能となるよう単価を決定すること。集送乳調整金については、輸送環境が急速に悪化していること等を踏まえ、条件不利地域を含めて確実にあまねく集乳を行えるよう単価を決定すること。また、総交付対象数量については、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少を踏まえつつ国産乳製品の安定供給が図られるよう適切に決定すること。
- 五 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、生産コストの動向等を踏まえ再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。また、肉用子牛の価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急激に悪化していることに鑑み、肉用子牛生産者の経営改善を支援すること。さらに、肉用牛生産基盤の維持・強化を図るため、優良な繁殖雌牛の導入、和牛受精卵を活用した和子牛の生産等酪農経営と肉用牛経営の連携等の取組を支援すること。
- 六 経済連携協定等が、我が国の畜産・酪農経営に与える影響について、統計データ等を常に注視し、分析を行い、これを公表すること。また、関税削減や日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの見直し等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、実効ある経営安定対策を講ずること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。
- 七 畜産・酪農経営における経済性や採算性の分析を不断に行い、大規模化の効果やリスク、飼養形

態・飼養規模の在り方などを検証し、現場と情報の共有を図ること。

八 中小・家族経営をはじめとした地域の関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスターについて、引き続き、現場の声を踏まえた事業執行に努めつつ、飼料増産や収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援すること。また、既往債務が畜産・酪農経営に与える影響に鑑み、償還負担の軽減に向けた金融支援措置が十分に活用されるよう、その周知徹底を図ること。さらに、乳業工場・食肉処理施設の再編整備及び機能強化等を支援すること。

九 酪農経営の労働負担の軽減のため、飼養方式の改善、機械化、育成の外部化を支援するとともに、特に中小・家族経営にとって不可欠な存在である酪農ヘルパーについては、その要員の育成や確保、傷病時の利用料金の軽減等のための支援を行うこと。また、ICTやロボット技術の活用等により生産性の向上と省力化を図るとともに、後継者による継承や新規就農の推進のための取組を強力に支援すること。さらに、畜産・酪農の現場に外国人材が円滑に受け入れられるよう環境整備を進めること。

十 国際社会において、SDGsに基づく環境と調和した持続可能な農業の促進が求められていることを踏まえ、持続的な畜産物生産に向けた家畜ふん堆肥の利用推進や高品質化、家畜排せつ物処理施設の機能強化等の温室効果ガス排出量の削減に資する取組を支援すること。また、畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成やGAP認証取得等の取組を支援するとともに、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の普及を図ること。

十一 家畜能力等の向上を図る取組を一層支援すること。また、関係者の長年の努力の結晶である和牛遺伝資源の厳格な流通管理及び知的財産としての価値の保護を確実に実施すること。

十二 畜産物の輸出促進を図るため、畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した産地のコンソーシアム化、コンソーシアムと品目団体との連携による販売力の強化等を進めるとともに、国産畜産物の需要の増加に対応できる生産基盤の構築や輸出対応型の処理加工施設の整備に取り組むこと。

十三 原発事故に伴う放射性物質の吸収抑制対策及び放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の処理を強力に推進すること。また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	吉川	沙織 (立憲)	太田	房江 (自民)	森本	真治 (立憲)
理事	青山	繁晴 (自民)	片山	さつき (自民)	石川	博崇 (公明)
理事	石井	正弘 (自民)	北村	経夫 (自民)	里見	隆治 (公明)
理事	中田	宏 (自民)	小林	一大 (自民)	猪瀬	直樹 (維新)
理事	田島	麻衣子 (立憲)	長峯	誠 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
理事	石井	章 (維新)	松村	祥史 (自民)	岩渕	友 (共産)
	越智	俊之 (自民)	村田	享子 (立憲)	平山	佐知子 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願2種類23件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案は、液化天然ガス(LNG)の確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)にLNGの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講じようとするものである。

委員会においては、JOGMECに対するLNGの調達要請の在り方、ガスの使用制限による影響を最小化する必要性、LNGの安定供給の確保に向けた今後の取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査〕

10月27日、国産海洋資源確保への取組に関する件、企業の国内回帰への支援策に関する件、電気・ガス料金の負担軽減策に関する件、原子力発電所の再稼働に向けた取組に関する件、中小企業の価格転嫁対策に関する件、中小企業の資金繰り等への支援策に関する件、CEV補助金の予算確保に関する件、二輪車産業政策への取組に関する件、電気自動車の普及促進策に関する件等について質疑を行った。

12月6日、APEC閣僚会議等に関する件について西村経済産業大臣から報告を聴取した後、エネルギー価格高騰対策に関する件、中小企業の価格転嫁対策に関する件、2030年度のエネルギー需給見通しに関する件、自動車産業政策の課題に関する件、原子力発電所の運転期間の見直しに関する件、メタンハイドレート開発への取組に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月25日(火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○令和4年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国産海洋資源確保への取組に関する件、企業の国内回帰への支援策に関する件、電気・ガス料金の負担軽減策に関する件、原子力発電所の再稼働に向けた取組に関する件、中小企業の価格転嫁対策に関する件、中小企業の資金繰り等への支援策に関する件、CEV補助金の予算確保に関する件、二輪車産業政策への取組に関する件、電気自動車の普及促進策に関する件等について西村(康)国務大臣、中谷経済産業副大臣、宮本財務大臣政務官、里見経済産業大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君(自民)、中田宏君(自民)、森本真治君(立憲)、石川博崇君(公明)、石井章君(維新)、猪瀬直樹君(維新)、磯崎哲史君(民主)、岩淵友君(共産)、平山佐知子君(無)

○令和4年11月8日(火) (第3回)

- ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について西村経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月10日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について西村経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小林一大君(自民)、村田享子君(立憲)、田島麻衣子君(立憲)、石川博崇君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、磯崎哲史君(民主)、岩淵友君(共産)

(閣法第13号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

欠席会派 無(平山佐知子君)

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月6日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- APEC閣僚会議等に関する件について西村経済産業大臣から報告を聴いた後、エネルギー価格高騰対策に関する件、中小企業の価格転嫁対策に関する件、2030年度のエネルギー需給見通しに関する件、自動車産業政策の課題に関する件、原子力発電所の運転期間の見直しに関する件、メタンハイドレート開発への取組に関する件等について西村経済産業大臣、河野内閣府特命担当大臣、古谷公正取引委員会委員長、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

村田享子君(立憲)、田島麻衣子君(立憲)、猪瀬直樹君(維新)、磯崎哲史君(民主)、岩淵友君(共産)、平山佐知子君(無)

○令和4年12月10日(土) (第6回)

- 請願第117号外22件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	蓮 舫 (立憲)	梶原 大介 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	青木 一彦 (自民)	清水 真人 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	長谷川 岳 (自民)	鶴保 庸介 (自民)	室井 邦彦 (維新)
理事	森屋 隆 (立憲)	豊田 俊郎 (自民)	嘉田 由紀子 (民主)
理事	高橋 光男 (公明)	永井 学 (自民)	浜口 誠 (民主)
理事	石井 苗子 (維新)	山本 佐知子 (自民)	田村 智子 (共産)
	足立 敏之 (自民)	吉井 章 (自民)	木村 英子 (れ新)
	石井 浩郎 (自民)	鬼木 誠 (立憲)	
	大野 泰正 (自民)	三上 えり (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出1件(国土交通委員長)の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願はなかった。

〔法律案の審査〕

港湾法の一部を改正する法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するため、港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成、同計画に基づき区分内の規制を強化し、又は緩和することができる制度の創設等の措置を講ずるとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化を図るため、国が港湾施設の管理を自ら行うことができる制度の拡充、行政財産である緑地等の貸付けに係る制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、港湾の脱炭素化の推進の在り方、我が国港湾の国際競争力の強化、港湾緑地の貸付制度における課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

離島振興法の一部を改正する法律案は、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、都道府県の責務に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通、情報通信、産業、教育、エネルギーその他の分野における施策の充実等を図ろうとするものである。

委員会においては、離島の実情を踏まえて離島指定解除を検討する必要性、離島における医療や交通の確保・通信や教育の充実等に向けた取組、離島外の人材の活用に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月25日、国土交通行政等の諸施策について、斉藤国務大臣から説明を聴取した。

10月27日、質疑を行い、新たな国土形成計画の策定に向けた国土交通大臣の考え方、防災気象情報の高度化及び情報発信に係る今後の取組、四国の高規格幹線道路網の整備を促進する必要性、地域公共交通を確保するための具体策及び国土交通大臣の決意、相続した空き家の譲渡所得に係る特別控除を延長する必要性、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備効果に関する国土交通省の認識、貸切バスの規制緩和による安全性への影響に関する国土交通大臣の見解、交通運輸労働者に対する賃上げの実現に向けた国土交通大臣の決意、全国旅行支援の現状に対する国土交通大臣の認識、鉄道におけるサイバーセキュリティ対策、バス車内への運転者の氏名掲示義務を見直す必要性、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業を改善充実する必要性、関西国際空港の再生に向けた国の認識及び国土交通大臣の決意、JRのローカル線の在り方に対する地域の合意形成に向けて国が積極的に支援する必要性、地方公共団体の技術職員不足を解消するための具体策、これまでの国土強靱化対策の取組に係る国土交通大臣の評価、国土交通省統計改革プランの趣旨、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けたインフラ整備の取組方針、河川法の目的に人命を守ることを明示する必要性、霞堤の取扱いに係るガイドラインを国が作成する必要性、空き家対策の取組状況と課題、被けん引車に対する自動車税環境性能割の課税を見直す必要性、東京外かく環状道路工事現場付近での地表面陥没事故の原因に対する国土交通大臣の認識、同事故による地盤補修方法に関する情報の被害住民への提供の在り方、車椅子の大きさにより乗車を拒否する鉄道事業者の対応に係る現状認識、車椅子に関する鉄道事業者の対応の改善に向けた国土交通省の対応などの諸問題が取り上げられた。

11月8日、質疑を行い、国産SAF（持続可能な航空燃料）の供給計画の具体化と企業同士の協業の必要性、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後の取組に対する国土交通大臣の決意、高速道路におけるネットワーク整備と渋滞対策の必要性、気候変動を踏まえた富士川の治水対策の加速化、未着工となっているリニア中央新幹線の静岡工区の着工に向けた取組の推進の必要性、関係行政機関の連携による土砂災害からの確実な避難を可能とする体制の構築、JRの線区も含むローカル鉄道の現状とその存続に向けた国土交通大臣の考え、本土への架橋により離島住民の生活上の負担が重くなる実態への認識、全国旅行支援の実施に伴う便乗値上げに関する実態調査と同支援の実施期間の延長、北朝鮮によるミサイル発射に係る海上保安庁の情報発信の在り方、インバウンドの本格的回復に向けた集中的な取組支援についての国土交通大臣の見解、二輪車向けETC車載器購入に対する助成金の継続支給の必要性、Jアラートの精度改善の必要性と避難シェルターの設置を促進する施策の有無、建設労働者の労働意欲の改善を可能とする支援策についての具体的な内容、霞堤の氾濫による被害で収入が減少した農家に対する支援の必要性、全体事業の費用便益効果が0.4である川辺川ダムの建設に対する説明責任、東京外かく環状道路に対する事業再評価の必要性、旧統一教会との関わりに対する豊田国土交通副大臣及び古川国土交通大臣政務官のそれぞれの認識、新幹線車内電源を人工呼吸器に使用する際に同意書が不要であることの周知徹底の必要性、車椅子を使用する障害者がJR各社の駅で長時間待たされる状況の早急な改善などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和4年10月25日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政等の諸施策に関する件について斉藤国土大臣から説明を聴いた。

○令和4年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 四国の高規格幹線道路網の整備促進に関する件、地域公共交通の確保策に関する件、バス運転者の氏名揭示義務の見直しに関する件、地方公共団体における技術職員不足の解消支援策に関する件、防災・減災、国土強靱化に関する件、流域治水対策に関する件、空き家対策に関する件、東京外かく環状道路工事現場付近での地表面陥没事故に関する件、車椅子利用者の鉄道利用に関する件等について斉藤国土交通大臣、石井国土交通副大臣、豊田国土交通副大臣、尾身総務副大臣、清水国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

梶原大介君(自民)、吉井章君(自民)、森屋隆君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、嘉田由紀子君(民主)、浜口誠君(民主)、田村智子君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和4年11月8日(火) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国産SAF(持続可能な航空燃料)の供給拡大に関する件、高速道路ネットワークの整備に関する件、防災・減災、国土強靱化に関する件、観光需要の回復に向けた取組に関する件、地方鉄道路線の存続に関する件、北朝鮮によるミサイル発射に係る情報発信の在り方に関する件、流域治水対策に関する件、東京外かく環状道路の事業再評価に関する件、障害者の鉄道利用に関する件等について斉藤国土交通大臣、磯崎内閣官房副長官、石井国土交通副大臣、豊田国土交通副大臣、古川国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大野泰正君(自民)、永井学君(自民)、三上えり君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、嘉田由紀子君(民主)、田村智子君(共産)、木村英子君(れ新)

- 港湾法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月10日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 港湾法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について斉藤国土交通大臣、清水国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

鬼木誠君(立憲)、森屋隆君(立憲)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)、田村智子君(共産)、舩後靖彦君(れ新)、山本佐知子君(自民)、矢倉克夫君(公明)

(閣法第14号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年11月15日(火) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○離島振興法の一部を改正する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長木原稔君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理末次精一君、同赤木正幸君、同石原宏高君、斉藤国土交通大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

三上えり君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)、田村智子君(共産)

(衆第12号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月10日(土) (第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧 (21名)

委員長	滝沢 求 (自民)	関口 昌一 (自民)	水岡 俊一 (立憲)
理事	朝日 健太郎 (自民)	野村 哲郎 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	進藤 金日子 (自民)	松山 政司 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	丸川 珠代 (自民)	三原じゅん子 (自民)	青島 健太 (維新)
理事	清水 貴之 (維新)	渡辺 猛之 (自民)	浜野 喜史 (民主)
理事	山下 芳生 (共産)	青木 愛 (立憲)	山本 太郎 (れ新)
	石井 準一 (自民)	辻元 清美 (立憲)	ながえ 孝子 (無)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願2種類35件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月1日、福島再生・未来志向プロジェクトへの取組、熱中症対策の取組強化、「旧統一教会」問題、省エネ住宅等の普及に向けた取組の在り方、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の評価、「大阪・関西万博」に対する環境省の支援、発電用原子炉の運転期間の検討、大阪市夢洲地区IR予定区域におけるPCB土壤汚染問題、ALPS処理水の海洋放出問題、環境省における女性の管理職登用等について質疑を行った。

12月6日、COP27の成果、発電用原子炉の運転期間、特定外来生物の水際対策の強化、有機フッ素化合物PFASの環境への影響、カーボンニュートラル実現及び経済成長に向けた原子力発電の活用、大阪市夢洲地区IR予定区域におけるPCB土壤汚染問題、原子力防災に係る避難計画の実効性、石炭火力発電におけるアンモニア混焼等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月27日(木) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○令和4年11月1日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島再生・未来志向プロジェクトへの取組に関する件、熱中症対策の取組強化に関する件、「旧統一教会」問題に関する件、省エネ住宅等の普及に向けた取組の在り方に関する件、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の評価等に関する件、「大阪・関西万博」に対する環境省の支

援に関する件、発電用原子炉の運転期間の検討に関する件、大阪市夢洲地区 I R 予定区域における PCB 土壌汚染問題に関する件、ALPS 処理水の海洋放出問題に関する件、環境省における女性の管理職登用にに関する件等について西村環境大臣、太田経済産業副大臣、小林環境副大臣、国定環境大臣政務官、柳本環境大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、朝日健太郎君（自民）、水岡俊一君（立憲）、宮崎勝君（公明）、清水貴之君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和 4 年 12 月 6 日（火）（第 3 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- COP27の成果に関する件、発電用原子炉の運転期間に関する件、特定外来生物の水際対策の強化に関する件、有機フッ素化合物 P F A S の環境への影響等に関する件、カーボンニュートラル実現及び経済成長に向けた原子力発電の活用に関する件、大阪市夢洲地区 I R 予定区域における PCB 土壌汚染問題に関する件、原子力防災に係る避難計画の実効性に関する件、石炭火力発電におけるアンモニア混焼に関する件等について西村（明）国務大臣、中谷経済産業副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻元清美君（立憲）、新妻秀規君（公明）、青島健太君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和 4 年 12 月 10 日（土）（第 4 回）

- 請願第 41 号外 34 件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	室井 邦彦 (維新)	自見 はなこ (自民)	徳永 エリ (立憲)
理事	櫻井 充 (自民)	柘植 芳文 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	武見 敬三 (自民)	豊田 俊郎 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	大塚 耕平 (民主)	羽生田 俊 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	小池 晃 (共産)	宮本 周司 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
	石井 浩郎 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	木村 英子 (れ新)
	太田 房江 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)	(会期終了日 現在)

委員会経過

○令和4年10月7日(金) (第1回)

- 理事を選任した。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	末松 信介 (自民)	古庄 玄知 (自民)	福島 みずほ (立憲)
理事	足立 敏之 (自民)	島村 大 (自民)	村田 享子 (立憲)
理事	大野 泰正 (自民)	中田 宏 (自民)	塩田 博昭 (公明)
理事	片山 さつき (自民)	長谷川 岳 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	高橋 はるみ (自民)	広瀬 めぐみ (自民)	山本 香苗 (公明)
理事	藤川 政人 (自民)	船橋 利実 (自民)	若松 謙維 (公明)
理事	石橋 通宏 (立憲)	堀井 巖 (自民)	青島 健太 (維新)
理事	杉尾 秀哉 (立憲)	松川 るい (自民)	音喜多 駿 (維新)
理事	矢倉 克夫 (公明)	松下 新平 (自民)	串田 誠一 (維新)
理事	片山 大介 (維新)	山田 俊男 (自民)	磯崎 哲史 (民主)
	朝日 健太郎 (自民)	若林 洋平 (自民)	嘉田 由紀子 (民主)
	有村 治子 (自民)	石垣 のりこ (立憲)	田村 智子 (共産)
	猪口 邦子 (自民)	古賀 千景 (立憲)	山添 拓 (共産)
	臼井 正一 (自民)	塩村 あやか (立憲)	山本 太郎 (れ新)
	小林 一大 (自民)	辻元 清美 (立憲)	浜田 聡 (N党)

(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された案件は、令和四年度第2次補正予算2案であり、いずれも可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

令和四年度補正予算2案(第2号及び特第2号)は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、租税及印紙収入等の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額を行うものである。補正予算2案は、11月21日国会に提出され、12月2日に成立した。

委員会では、11月22日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、30日から質疑に入り、12月2日には外交等現下の諸課題に関する集中審議及び締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、補正予算2案は可決された。

委員会の質疑においては、総合経済対策の意義と効果、コロナ後の財政政策の在り方、前年度決算を踏まえた予算審議の必要性、コロナ対策に係る予算措置の妥当性、子供予算の充実に係る対応方針、賃金の動向に対する政府の現状認識、日銀の財務状況の健全性、日中首脳会談等を踏まえた今後の外交政策、防衛力強化に関する政府の方針、今後のエネルギー政策の在り方、酪農業の現況と支援充実の必要性、漁業支援も含めた福島復興の取組、旧統一教会被害者救済法案の実効性、閣僚等の任命責任等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、以下のとおり、委員会が開かれた。

まず、岸田内閣総理大臣の所信表明演説に対する本会議での各党代表質問の後、10月19日、20日の2日間、質疑が行われた。

質疑においては、宗教法人の解散命令に係る宗教法人法第81条第1項の解釈、故安倍晋三国葬儀実施の決定過程、ヘイトクライム被害の受け止め、拉致問題早期解決のための取組、旧統一教会問題における被害者救済の取組、G7・G20財務相・中央銀行総裁会議の成果及び足下の円安への対応策、歯科医療提供体制の整備の重要性、エネルギー価格高騰対策及び子育て支援を含む総合経済対策の在り方、靈感商法等の社会問題に対する「見守りネットワーク」活用の促進、宗教法人に対する是正命令を可能とする法改正の必要性、インバウンド受入再開とマスク着用継続の整合性、マイナンバーカードと健康保険証一体化の政策目標、トリガー条項凍結解除及び再エネ賦課金徴収一時停止の必要性、故安倍晋三国葬儀実施の合憲性、障害者に対する合理的配慮の在り方、NHK受信料の全国一律化及び徴収手続の見直し等の問題が取り上げられた。

また10月24日、現下の諸課題に関する集中審議が行われた。質疑においては、電気・ガス料金高騰に対する支援の在り方、円安の国民生活への影響及び金融緩和政策継続の妥当性、旧統一教会への解散命令請求の要件に係る総理の認識、無償化の拡大による税への信頼感向上に係る総理の所見、企業の外貨建て内部留保を活用した国内投資促進策、円安の短期的・長期的な要因、原発再稼働を含む原発政策の是非、コロナ下における障害者入院時の介護者付添いに係る政府対応の改善策、SNS等を通じて政治家が情報発信することの重要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和4年10月19日(水) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について岸田内閣総理大臣、谷国家公安委員会委員長、永岡文部科学大臣、葉梨法務大臣、山際国務大臣、松野内閣官房長官、加藤厚生労働大臣、秋葉国務大臣、高市国務大臣、林外務大臣、寺田国務大臣、河野国務大臣、小倉国務大臣、浜田防衛大臣、西村経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、野村農林水産大臣、鈴木財務大臣、岡田国務大臣、西村環境大臣、川崎参議院法制局長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君(立憲)、辻元清美君(立憲)、打越さく良君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、松山政司君(自民)、石井正弘君(自民)、比嘉奈津美君(自民)

○令和4年10月20日(木) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について岸田内閣総理大臣、鈴木財務大臣、加藤厚生労働大臣、野村農

林水産大臣、齊藤国土交通大臣、林外務大臣、河野国務大臣、葉梨法務大臣、小倉国務大臣、永岡文部科学大臣、山際国務大臣、寺田総務大臣、西村経済産業大臣、西村環境大臣、岡田国務大臣、松野内閣官房長官、浜田防衛大臣、井野防衛副大臣、山中原子力規制委員会委員長、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び参考人杏林大学保健学部作業療法学科教授長谷川利夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷合正明君（公明）、佐々木さやか君（公明）、音喜多駿君（維新）、猪瀬直樹君（維新）、片山大介君（維新）、浜口誠君（民主）、山添拓君（共産）、天島大輔君（れ新）、浜田聡君（N党）

○令和4年10月24日（月）（第3回）

— 集中審議（現下の諸課題） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、現下の諸課題に関する件について岸田内閣総理大臣、谷国務大臣、山際国務大臣、秋葉国務大臣、鈴木財務大臣、寺田総務大臣、加藤厚生労働大臣、葉梨法務大臣、小倉国務大臣、西村経済産業大臣、井出文部科学副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び全国靈感商法対策弁護士連絡会・東京共同法律事務所弁護士木村壮君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、川田龍平君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、金子道仁君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、岩渕友君（共産）、木村英子君（れ新）、浜田聡君（N党）

○令和4年11月22日（火）（第4回）

- 令和四年度一般会計補正予算（第2号）（予）
令和四年度特別会計補正予算（特第2号）（予）

以上両案について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月30日（水）（第5回）

— 総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
令和四年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、秋葉国務大臣、松野内閣官房長官、西村（明）国務大臣、谷国家公安委員会委員長、齋藤法務大臣、浜田防衛大臣、小倉国務大臣、河野国務大臣、鈴木財務大臣、野村農林水産大臣、林外務大臣、永岡文部科学大臣、西村経済産業大臣、加藤厚生労働大臣、松本総務大臣、齊藤国土交通大臣、高市国務大臣、岡田国務大臣、磯崎内閣官房副長官、山田外務副大臣、木村防衛大臣政務官、長峯経済産業大臣政務官、杉田総務大臣政務官、政府参考人、国立国会図書館当局及び参考人全国靈感商法対策弁護士連絡会・東京共同法律事務所弁護士木村壮君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、福岡資麿君（自民）、森屋宏君（自民）、堀井巖君（自民）

○令和4年12月1日（木）（第6回）

— 総括質疑 —

○令和四年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）

令和四年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、西村経済産業大臣、加藤厚生労働大臣、鈴木国務大臣、西村環境大臣、浜田防衛大臣、斉藤国土交通大臣、永岡文部科学大臣、河野国務大臣、後藤国務大臣、松本総務大臣、小倉国務大臣、林外務大臣、伊佐厚生労働副大臣、竹谷復興副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石川博崇君（公明）、新妻秀規君（公明）、高木かおり君（維新）、青島健太君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、田村智子君（共産）、山本太郎君（れ新）、浜田聡君（N党）

○令和4年12月2日（金）（第7回）

— 集中審議（外交等現下の諸課題）・締めくくり質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）

令和四年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、西村経済産業大臣、岡田内閣府特命担当大臣、加藤厚生労働大臣、鈴木財務大臣、齋藤法務大臣、永岡文部科学大臣、河野内閣府特命担当大臣、林外務大臣、浜田防衛大臣、松本総務大臣、西村環境大臣、斉藤国土交通大臣、豊田国土交通副大臣、杉田総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁雨宮正佳君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・集中審議（外交等現下の諸課題）

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、上田勇君（公明）、浅田均君（維新）、上田清司君（民主）、山添拓君（共産）、天島大輔君（れ新）、浜田聡君（N党）

・締めくくり質疑

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、串田誠一君（維新）、磯崎哲史君（民主）、紙智子君（共産）、山本太郎君（れ新）、浜田聡君（N党）

（令和四年度第2次補正予算）

賛成会派 自民、公明、民主、N党

反対会派 立憲、維新、共産、れ新

○令和4年12月10日（土）（第8回）

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	佐藤	信秋 (自民)	越智	俊之 (自民)	羽田	次郎 (立憲)
理事	福岡	資麿 (自民)	加田	裕之 (自民)	三上	えり (立憲)
理事	三宅	伸吾 (自民)	佐藤	啓 (自民)	上田	勇 (公明)
理事	和田	政宗 (自民)	進藤	金日子 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	野田	国義 (立憲)	比嘉	奈津美 (自民)	三浦	信祐 (公明)
理事	石川	博崇 (公明)	宮崎	雅夫 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	柴田	巧 (維新)	森屋	宏 (自民)	柳ヶ瀬	裕文 (維新)
	生稻	晃子 (自民)	山田	太郎 (自民)	竹詰	仁 (民主)
	今井	絵理子 (自民)	鬼木	誠 (立憲)	芳賀	道也 (民主)
	岩本	剛人 (自民)	高木	真理 (立憲)	吉良	よし子 (共産)

(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された案件はなかった。

(2) 委員会経過

○令和4年12月10日(土) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 開会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

行政監視委員会

委員一覧 (35名)

委員長	青木 愛 (立憲)	上野 通子 (自民)	柴 慎一 (立憲)
理事	舞立 昇治 (自民)	衛藤 晟一 (自民)	田島 麻衣子 (立憲)
理事	松村 祥史 (自民)	高野 光二郎 (自民)	水野 素子 (立憲)
理事	田名部 匡代 (立憲)	堂故 茂 (自民)	宮口 治子 (立憲)
理事	新妻 秀規 (公明)	永井 学 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	梅村 聡 (維新)	長谷川 英晴 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	上田 清司 (民主)	橋本 聖子 (自民)	山本 博司 (公明)
理事	倉林 明子 (共産)	藤井 一博 (自民)	石井 章 (維新)
	青山 繁晴 (自民)	星 北斗 (自民)	紙 智子 (共産)
	浅尾 慶一郎 (自民)	三浦 靖 (自民)	水道橋 博士 (れ新)
	井上 義行 (自民)	山谷 えり子 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
	石井 正弘 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会は、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件等について調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

11月14日、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について寺田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、自見内閣府大臣政務官、小野田防衛大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、参議院行政監視委員会が担う立法院としての行政監視機能に関する総務大臣の認識、総務省行政評価局の調査結果を地方公共団体や地方議会へ積極的に情報提供する必要性、政治資金に係る自身と関係団体の問題に鑑みて総務大臣を辞任する必要性、救急搬送に際し搬送先の選択基準となる都道府県が定める医療機関リストの見直し頻度、公務に関わる労働環境について総務省行政評価局による調査を行う必要性、国家公務員と地方公務員の天下りの実態把握状況、政策評価の改革に取り組むに当たっての総務大臣の決意、火山防災対策に関する行政評価・監視で指摘された問題点を踏まえた内閣府の取組方針、就職氷河期世代向けの短期資格等習得コースの訓練受講者数の目標達成に向けた改善策、支援を要する妊産婦に対するアウトリーチの取組に関する政策評価上の指標や目標の検討状況、保育の公定価格における地域区分について地域の現状を踏まえ直ちに見直す必要性、公営住宅における風呂難民とも言われる状況を解消するための施策、2022年10月の札幌市

北区におけるオスプレイの低空飛行が日米合同委員会合意に違反することの確認、行政監視委員会の在り方、雇用継続を希望する会計年度任用職員の再任用が望ましい旨の通知を地方公共団体に発出する必要性などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和4年11月14日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について寺田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、自見内閣府大臣政務官、小野田防衛大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三浦靖君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、水野素子君(立憲)、新妻秀規君(公明)、石井章君(維新)、上田清司君(民主)、紙智子君(共産)、山本太郎君(れ新)、伊波洋一君(沖縄)

○令和4年12月10日(土) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	石井 準一 (自民)	青木 一彦 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理事	石田 昌宏 (自民)	赤松 健 (自民)	窪田 哲也 (公明)
理事	馬場 成志 (自民)	加藤 明良 (自民)	下野 六太 (公明)
理事	渡辺 猛之 (自民)	梶原 大介 (自民)	清水 貴之 (維新)
理事	勝部 賢志 (立憲)	神谷 政幸 (自民)	田村 まみ (民主)
理事	森本 真治 (立憲)	友納 理緒 (自民)	
理事	佐々木 さやか (公明)	山本 啓介 (自民)	
理事	東 徹 (維新)	山本 佐知子 (自民)	
理事	浜野 喜史 (民主)	吉井 章 (自民)	
理事	仁比 聡平 (共産)	牧山 ひろえ (立憲)	(会期終了日 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	青木 一彦 (自民)	神谷 政幸 (自民)	佐々木 さやか (公明)
	赤松 健 (自民)	馬場 成志 (自民)	下野 六太 (公明)
	石田 昌宏 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	東 徹 (維新)
	加藤 明良 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	浜野 喜史 (民主)
	梶原 大介 (自民)	森本 真治 (立憲)	仁比 聡平 (共産)
			(4. 10. 3 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	牧山 ひろえ (立憲)	山本 啓介 (自民)	窪田 哲也 (公明)
	石田 昌宏 (自民)	山本 佐知子 (自民)	佐々木 さやか (公明)
	神谷 政幸 (自民)	吉井 章 (自民)	東 徹 (維新)
	友納 理緒 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	浜野 喜史 (民主)
	馬場 成志 (自民)	森本 真治 (立憲)	仁比 聡平 (共産)
			(4. 10. 3 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の1件であり、可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定するものである。

本法律案は、11月4日に衆議院から提出、10日、本委員会に付託され、11日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○令和4年9月8日(木) (第209回国会閉会後第1回)

- 故安倍晋三国葬儀に関する件について岸田内閣総理大臣及び松野内閣官房長官から報告を聴いた後、岸田内閣総理大臣及び松野内閣官房長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君(自民)、吉川沙織君(立憲)、高橋光男君(公明)、清水貴之君(維新)、浜野喜史君(民主)、仁比聡平君(共産)

○令和4年10月3日(月) (第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、文教科学委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民及び公明党各3人、日本維新の会2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会3人、国民民主党・新緑風会2人、日本共産党、れいわ新選組及び沖縄の風各1人 計35人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会3人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、れいわ新選組1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民3人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計20人

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民3人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びNHK党各1人 計20人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民4人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党、れいわ新選組、NHK党及び沖縄の風各1人 計35人

一、外交・安全保障に関する調査会、国民生活・経済及び地方に関する調査会及び資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

外交・安全保障に関する調査会

自由民主党12人、立憲民主・社民4人、公明党2人、日本維新の会3人、国民民主党・新緑風会、日本共産党、NHK党及び沖縄の風各1人 計25人

国民生活・経済及び地方に関する調査会

自由民主党13人、立憲民主・社民4人、公明党3人、日本維新の会2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計25人

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

自由民主党12人、立憲民主・社民4人、公明党3人、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計25人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、立憲民主・社民及び公明党各2人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月6日及び7日

ロ、時間 自由民主党60分、立憲民主・社民45分、公明党30分、日本維新の会25分、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各20分

ハ、人数 自由民主党及び立憲民主・社民各2人、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人

ニ、順序 1立憲民主・社民 2自由民主党 3公明党 4日本維新の会 5国民民主党・新緑風会 6日本共産党 7立憲民主・社民 8自由民主党

一、碧水会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

一、会期を69日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年10月6日(木) (第2回)

一、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(石井準一君外10名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年10月7日(金) (第3回)

一、国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員市田忠義君、小川敏夫君、郡司彰君、渡辺喜美君及び増子輝彦君を院議をもって表彰することに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年10月19日(水) (第4回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本委員会の運営について委員長及び委員から発言があった。

○令和4年10月28日(金) (第5回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、皇室会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。

一、本会議における経済に関する件についての国务大臣の発言に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各4分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年11月9日(水) (第6回)

一、次の件について大串内閣府副大臣、星野内閣府副大臣、藤丸内閣府副大臣、柘植総務副大臣、門山法務副大臣、石井国土交通副大臣及び小林環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ロ、カジノ管理委員会委員の任命同意に関する件

ハ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、電気通信紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ホ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

リ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ヌ、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

ル、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年11月11日(金) (第7回)

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第10号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産

反対会派 維新

一、国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風

会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年11月18日(金) (第8回)

一、民法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年11月22日(火) (第9回)

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 11月22日

ロ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民20分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ハ、人 数 各派1人

ニ、順 序 1立憲民主・社民 2自由民主党 3公明党 4日本維新の会 5国民民主党・新緑風会 6日本共産党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年12月2日(金) (第10回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年12月5日(月) (第11回)

一、新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案(石井準一君外9名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年12月8日(木) (第12回)

一、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年12月10日(土)(第13回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	鈴木	宗男（維新）	関口	昌一（自民）	横山	信一（公明）
理事	牧野	たかお（自民）	野上	浩太郎（自民）	舟山	康江（民主）
理事	井上	哲士（共産）	松山	政司（自民）		
	世耕	弘成（自民）	水岡	俊一（立憲）		（会期終了日 現在）

委員会経過

○令和4年12月10日（土）（第1回）

○理事を選任した。

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	三浦	信祐 (公明)	小野田	紀美 (自民)	吉川	沙織 (立憲)
理事	足立	敏之 (自民)	加田	裕之 (自民)	塩田	博昭 (公明)
理事	大野	泰正 (自民)	加藤	明良 (自民)	柴田	巧 (維新)
理事	野田	国義 (立憲)	梶原	大介 (自民)	室井	邦彦 (維新)
理事	下野	六太 (公明)	古庄	玄知 (自民)	嘉田	由紀子 (民主)
	阿達	雅志 (自民)	宮崎	雅夫 (自民)	仁比	聡平 (共産)
	岩本	剛人 (自民)	高木	真理 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔国政調査〕

10月13日、令和4年台風第15号による被害状況等の実情調査のため、静岡県において視察を行った。

11月9日、前記視察について、視察委員から報告を聴取した。

11月16日、質疑を行い、大規模出水時においてダムが発揮した効果の全体像、防災・減災、国土強靱化の取組における河道掘削等の被害軽減効果、地球温暖化に伴う気候変動の影響を踏まえたダム整備等の必要性、国土交通省地方整備局等における人員確保の重要性、大規模断水対策として耐震性貯水槽を普及させる必要性、地方公共団体における業務継続計画の策定促進に向けた政府の取組方針、Jアラートによるミサイル発射情報の迅速・的確な提供に向けた取組、令和4年台風第15号による農業被害等への対応状況、流域治水対策に資する田んぼダムの取組の普及促進策、子供の防災意識向上に資する1日防災学校の取組の全国拡大の必要性、線状降水帯等の予測精度向上に向けた取組の必要性、能登半島において継続する地震活動に関する総合調査の推進方策、流域治水政策を推進するに当たって検討すべき課題、河川政策として遊水池等のグリーンインフラ整備を進めることの意義、供与期間終了後の木造仮設住宅の県から市町村への譲渡による活用の意義、令和2年7月の球磨川流域での豪雨災害からの復興に係る政府の支援の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

- 令和4年10月3日(月) (第1回)
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 令和4年11月9日(水) (第2回)

○令和4年台風第15号による被害状況等に関する件について委員から報告を聴いた。

○令和4年11月16日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ダムによる防災・減災効果に関する件、地方公共団体における業務継続計画の策定促進に関する件、令和4年台風第15号による被害への対応に関する件、線状降水帯等の予測精度の向上に関する件、流域治水対策の在り方に関する件、令和2年7月豪雨による被災者の居住確保に関する件等について谷国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、野田国義君（立憲）、下野六太君（公明）、柴田巧君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和4年12月10日(土) (第4回)

○請願第412号を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	三原じゅん子 (自民)	上野	通子 (自民)	吉田	忠智 (立憲)
理事	青木 一彦 (自民)	臼井	正一 (自民)	秋野	公造 (公明)
理事	江島 潔 (自民)	大家	敏志 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	高野 光二郎 (自民)	酒井	庸行 (自民)	窪田	哲也 (公明)
理事	高橋 はるみ (自民)	高橋	克法 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	石橋 通宏 (立憲)	中西	祐介 (自民)	鈴木	宗男 (維新)
理事	矢倉 克夫 (公明)	本田	颯子 (自民)	上田	清司 (民主)
理事	清水 貴之 (維新)	松山	政司 (自民)	浜口	誠 (民主)
	青山 繁晴 (自民)	勝部	賢志 (立憲)	紙	智子 (共産)
	朝日 健太郎 (自民)	塩村	あやか (立憲)	水道橋	博士 (れ新)
	有村 治子 (自民)	田島	麻衣子 (立憲)	高良	鉄美 (沖縄)
	今井 絵理子 (自民)	水野	素子 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月11日、政府開発援助等の諸方針に関する件について、林外務大臣から発言があった。また、沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する件について、岡田内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び林外務大臣から発言があった。

12月7日、政府開発援助等の諸方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する件について調査を行い、開発協力大綱の改定に際して、十分な議論及び市民団体の関与を確保する必要性、ロシアによる我が国漁船に対する臨検や拿捕の状況及びそれらに対する政府の対応、ウクライナに対する越冬支援の現状と現金給付を通じた支援に関する政府の方針、新型コロナウイルス感染症等で打撃を受けた沖縄の観光産業の再生に向けた政府の支援方針、北方四島交流事業の対象者拡大の必要性及び北方領土返還運動を継続していくための体制強化、電力価格の高騰に対する政府の取組状況及び沖縄の特殊性を踏まえた更なる取組の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年11月11日(金) (第2回)

○政府開発援助等の諸方針に関する件について林外務大臣から発言があった。

○沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する件について岡田内閣府特命担当大臣及び林外務大臣

から発言があった。

○令和4年12月7日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等の諸方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する件について
林外務大臣、岡田内閣府特命担当大臣、井野防衛副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際
協力機構理事長田中明彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、清水貴之君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君
（共産）、高良鉄美君（沖縄）

○令和4年12月10日(土) (第4回)

- 政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定
した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	古川 俊治 (自民)	福岡 資麿 (自民)	森屋 隆 (立憲)
理事	石井 正弘 (自民)	藤井 一博 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
理事	西田 昌司 (自民)	舞立 昇治 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	比嘉 奈津美 (自民)	松川 るい (自民)	山本 博司 (公明)
理事	堀井 巖 (自民)	松下 新平 (自民)	片山 大介 (維新)
理事	石川 大我 (立憲)	三浦 靖 (自民)	中条 きよし (維新)
理事	谷合 正明 (公明)	森屋 宏 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	石井 章 (維新)	山下 雄平 (自民)	浜野 喜史 (民主)
	上月 良祐 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	井上 哲士 (共産)
	佐藤 啓 (自民)	小西 洋之 (立憲)	山下 芳生 (共産)
	中田 宏 (自民)	古賀 千景 (立憲)	天島 大輔 (れ新)
	長峯 誠 (自民)	宮口 治子 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和5年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものである。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、統一率が低下する中で統一地方選挙を実施する意義、在外国民審査制度が導入されていなかった理由と審査権行使のための環境整備、郵便等投票や国民審査における点字投票を改善する必要性、子供を連れた選挙運動に係る公選法上の解釈等について質疑が行われた後、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙

区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めようとするものである。

委員会においては、区割り変更に関する有権者への周知、議員定数増による一票の較差是正、洋上投票制度の対象の拡大の必要性、寺田総務大臣の政治資金及び選挙運動費用に係る問題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

11月2日、第26回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について寺田総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年11月2日(水) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第26回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について寺田総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について寺田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月9日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について寺田総務大臣、杉田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

熊谷裕人君(立憲)、石川大我君(立憲)、片山大介君(維新)、中条きよし君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山下芳生君(共産)、天畠大輔君(れ新)

(閣法第10号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

(閣法第11号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和4年11月11日(金) (第4回)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について寺田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月16日(水) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について寺田総務大臣、杉田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、熊谷裕人君(立憲)、石井章君(維新)、浜野喜史君(民主)、井上哲士君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(閣法第15号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

○令和4年12月10日(土) (第6回)

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷	えり子（自民）	小林	一大（自民）	里見	隆治（公明）
理事	北村	経夫（自民）	清水	真人（自民）	東	徹（維新）
理事	滝波	宏文（自民）	永井	学（自民）	金子	道仁（維新）
理事	打越	さく良（立憲）	丸川	珠代（自民）	川合	孝典（民主）
理事	竹内	真二（公明）	吉井	章（自民）	井上	哲士（共産）
	赤池	誠章（自民）	青木	愛（立憲）	船後	靖彦（れ新）
	衛藤	晟一（自民）	三上	えり（立憲）		（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第210回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月14日、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、新潟県新潟市において視察を行い、横田めぐみさんの拉致現場を実地に調査するとともに、新潟県、新潟市、柏崎市、佐渡市、新潟県警察本部の担当者から、拉致問題に関する県・市の取組、拉致事案の調査・捜査の実施状況等について説明を聴取し質疑を行った。次いで、特定失踪者の問題等について関係者から意見を聴取した。

12月10日、上記視察について視察委員から報告を聴取した。

（2）委員会経過

○令和4年10月3日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年12月10日（土）（第2回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	鶴保 庸介 (自民)	友納 理緒 (自民)	上田 勇 (公明)
理事	三宅 伸吾 (自民)	長谷川 英晴 (自民)	猪瀬 直樹 (維新)
理事	山田 太郎 (自民)	船橋 利実 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
理事	杉尾 秀哉 (立憲)	山本 啓介 (自民)	芳賀 道也 (民主)
理事	平木 大作 (公明)	山本 佐知子 (自民)	伊藤 岳 (共産)
	越智 俊之 (自民)	小沼 巧 (立憲)	浜田 聡 (N党)
	滝波 宏文 (自民)	岸 真紀子 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月2日、地方創生及びデジタル社会の形成等の諸施策に関する件について岡田国務大臣及び河野国務大臣から発言があった。

11月9日、スーパーシティ型国家戦略特別区域制度の在り方、デジタル田園都市国家構想交付金の申請要件、国家戦略特別区域制度を活用した法人農地取得事業の全国展開、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策への支援、岡田国務大臣が代表を務める政党支部の広報掲示板に係る管理料、中小企業のための規制改革等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年11月2日(水) (第2回)

- 地方創生及びデジタル社会の形成等の諸施策に関する件について岡田国務大臣及び河野国務大臣から発言があった。

○令和4年11月9日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- スーパーシティ型国家戦略特別区域制度の在り方に関する件、デジタル田園都市国家構想交付金の申請要件に関する件、国家戦略特別区域制度を活用した法人農地取得事業の全国展開に関する件、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策への支援に関する件、岡田国務大臣が代表を務める政党支部の広報掲示板に係る管理料に関する件、中小企業のための規制改革に関する件等について岡田国務大臣、河野デジタル大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平木大作君 (公明)、岸真紀子君 (立憲)、柳ヶ瀬裕文君 (維新)、芳賀道也君 (民主)、伊藤

岳君（共産）、浜田聡君（N党）

○令和4年12月10日（土）（第4回）

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	松沢	成文 (維新)	神谷	政幸 (自民)	打越	さく良 (立憲)
理事	こやり	隆史 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	福島	みずほ (立憲)
理事	中田	宏 (自民)	島村	大 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	石橋	通宏 (立憲)	三木	亨 (自民)	音喜多	駿 (維新)
理事	安江	伸夫 (公明)	宮本	周司 (自民)	田村	まみ (民主)
	赤松	健 (自民)	山田	太郎 (自民)	山添	拓 (共産)
	生稻	晃子 (自民)	石垣	のりこ (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案は、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めること、寄附を勧誘する際の配慮義務の遵守に係る勧告、公表等についての規定を創設すること、この法律の規定についての検討に関して、施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」に改めること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、両法律案について河野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、法人等による寄附の不当な勧誘防止法案の衆議院における修正部分について稲田衆議院消費者問題に関する特別委員長から説明を聴取した後、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、河野内閣府特命担当大臣等に対して質疑を行った。

委員会の質疑においては、被害者の困惑についての立証の困難性、寄附を勧誘する際の配慮規定の意義と効果、被害者救済の実効性の確保、新法の適切な運用と必要な見直し、衆議院における修正によって期待される効果等について議論が行われた。

討論の後、順次採決の結果、消費者契約法及び国民生活センター法改正案は、全会一致をもって、法人等による寄附の不当な勧誘防止法案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月9日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和3年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について河野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

11月16日、靈感商法対策に取り組む河野大臣の所見、いわゆる「健康食品」の法律上の位置付け及び担当省庁・部局、いわゆる「健康食品」の更なる活用を検討する必要性、「旧統一教会」問題の被害者救済に向けた新法の準備状況、食品ロス問題とエシカル消費に対する国民の認知度を上げる方策、ナッツ類に食物アレルギー表示義務を課す必要性、生命保険の解約返戻金に関する国民生活センターへの相談事例、一部の外貨建て保険の解約時に生じるタイムラグマージン（手数料）の問題点、低解約返戻金型又は無解約返戻金型の保険商品を規制し消費者保護を図る必要性、靈感商法等の被害に関する相談状況、消費生活相談体制を強化する必要性、消費者教育の充実及び周知啓発のための地方自治体との連携の必要性、消費者契約法における宗教法人に対する寄附の考え方、マインドコントロールを規定した法律の有無、消費生活相談員に対する靈感商法関連の研修を充実させる必要性、消費者行政のデジタル化の推進に関する河野大臣の所見、消費者庁が実施する表彰制度の費用対効果の検証と改廃の必要性、カスタマーハラスメントの防止に向けた政府の取組、消費者契約法における靈感商法に係る取消権の規定の有効性、会計年度任用職員に移行した消費生活相談員の処遇改善、非正規職員が増える要因である公務員定員削減計画の見直しの必要性等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和4年10月3日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年11月9日（水）（第2回）

- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和3年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について河野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○令和4年11月16日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「旧統一教会」問題に関する件、いわゆる「健康食品」の活用に関する件、食品ロスの削減に関する件、生命保険の解約返戻金に関する件、消費生活相談体制の強化に関する件、消費者教育の充実に関する件、カスタマーハラスメントの防止に関する件等について河野内閣府特命担当大臣、大串内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、川田龍平君（立憲）、村田享子君（立憲）、安江伸夫君（公明）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和4年12月9日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について河野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院消費者問題に関する特別委員長稲田朋美君から説明を聴き、修正案提出者衆議院議員宮崎政久君、同山井和則君、河野内閣府特命担当大臣、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、岸真紀子君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

中央大学大学院法務研究科教授 宮下修一君
公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長 増田悦子君
旧統一教会元2世信者 小川さゆり君
全国靈感商法対策弁護士連絡会
弁護士 阿部克臣君

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、石橋通宏君（立憲）、宮崎勝君（公明）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、田村智子君（共産）

○令和4年12月10日（土）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、河野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、福島みずほ君（立憲）、打越さく良君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、音喜多駿君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(閣法第22号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	古賀 之士 (立憲)	豊田 俊郎 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理事	上月 良祐 (自民)	羽生田 俊 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	櫻井 充 (自民)	橋本 聖子 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	松村 祥史 (自民)	広瀬 めぐみ (自民)	横山 信一 (公明)
理事	和田 政宗 (自民)	藤木 眞也 (自民)	松野 明美 (維新)
理事	石垣 のりこ (立憲)	星 北斗 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
理事	若松 謙維 (公明)	宮沢 洋一 (自民)	竹詰 仁 (民主)
理事	梅村 みずほ (維新)	森 まさこ (自民)	岩渕 友 (共産)
	石井 浩郎 (自民)	若林 洋平 (自民)	山本 太郎 (れ新)
	江島 潔 (自民)	鬼木 誠 (立憲)	浜田 聡 (N党)
	進藤 金日子 (自民)	柴 愼一 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	滝沢 求 (自民)	徳永 エリ (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第210回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月9日、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について、秋葉復興大臣から発言があった。

(2) 委員会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年11月9日(水) (第2回)

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について秋葉復興大臣から発言があった。

○令和4年12月10日(土) (第3回)

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 開会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 調査会審議経過

外交・安全保障に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	猪口 邦子（自民）	赤松 健（自民）	三上 えり（立憲）
理 事	朝日 健太郎（自民）	生稲 晃子（自民）	水野 素子（立憲）
理 事	こやり 隆史（自民）	今井 絵理子（自民）	高橋 光男（公明）
理 事	松川 るい（自民）	上野 通子（自民）	金子 道仁（維新）
理 事	塩村 あやか（立憲）	永井 学（自民）	松野 明美（維新）
理 事	平木 大作（公明）	長谷川 英晴（自民）	浜田 聡（N党）
理 事	串田 誠一（維新）	森 まさこ（自民）	伊波 洋一（沖縄）
理 事	浜口 誠（民主）	吉川 ゆうみ（自民）	
理 事	岩渕 友（共産）	羽田 次郎（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。

今国会においては、理事懇談会で協議を行った結果、3年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」とすることを決定し、本調査テーマの下、当面は、「戦争防止のための要件」、「軍縮・不拡散」、「国連改革」及び「持続的な防衛基盤整備の在り方」について調査を進めていくこととした。

（2）調査会経過

○令和4年10月3日（月）（第1回）

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年12月10日（土）（第2回）

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 外交・安全保障に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

国民生活・経済及び地方に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	福山	哲郎 (立憲)	岩本	剛人 (自民)	若林	洋平 (自民)
理 事	加田	裕之 (自民)	越智	俊之 (自民)	柴	慎一 (立憲)
理 事	上月	良祐 (自民)	堂故	茂 (自民)	高木	真理 (立憲)
理 事	高野	光二郎 (自民)	友納	理緒 (自民)	窪田	哲也 (公明)
理 事	小沼	巧 (立憲)	星	北斗 (自民)	杉	久武 (公明)
理 事	竹内	真二 (公明)	三木	亨 (自民)	中条	きよし (維新)
理 事	高木	かおり (維新)	山本	啓介 (自民)	木村	英子 (れ新)
理 事	伊藤	孝恵 (民主)	山本	佐知子 (自民)		
理 事	山添	拓 (共産)	和田	政宗 (自民)		(会期終了日 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。今国会では、調査テーマ等について理事懇談会等で協議を行った結果、3年間の調査テーマを「誰もが残さず希望が持てる社会の構築」とし、1年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について調査を進めることに決定し、12月10日、その旨を調査会に報告した。

(2) 調査会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

○調査会長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年12月10日(土) (第2回)

○調査項目の選定について会長から報告があった。

○国民生活・経済及び地方に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	宮沢	洋一 (自民)	有村	治子 (自民)	村田	享子 (立憲)
理 事	佐藤	啓 (自民)	神谷	政幸 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理 事	滝波	宏文 (自民)	自見	はなこ (自民)	河野	義博 (公明)
理 事	三浦	靖 (自民)	高橋	はるみ (自民)	新妻	秀規 (公明)
理 事	岸	真紀子 (立憲)	広瀬	めぐみ (自民)	青島	健太 (維新)
理 事	塩田	博昭 (公明)	藤井	一博 (自民)	嘉田	由紀子 (民主)
理 事	梅村	みずほ (維新)	船橋	利実 (自民)	船後	靖彦 (れ新)
理 事	竹詰	仁 (民主)	宮崎	雅夫 (自民)		
理 事	吉良	よし子 (共産)	鬼木	誠 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。理事会等で協議を行った結果、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」とし、1年目は「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」について調査を進めることを決定した。

(2) 調査会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

○調査会長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年12月10日(土) (第2回)

○調査項目の選定について会長から報告があった。

○原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○開会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	衛藤 晟一（自民）	熊谷 裕人（立憲）
幹 事	浅尾 慶一郎（自民）	加藤 明良（自民）	古賀 千景（立憲）
幹 事	片山 さつき（自民）	小林 一大（自民）	辻元 清美（立憲）
幹 事	堀井 巖（自民）	古庄 玄知（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹 事	牧野 たかお（自民）	佐藤 正久（自民）	佐々木 さやか（公明）
幹 事	山本 順三（自民）	進藤 金日子（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹 事	小西 洋之（立憲）	中西 祐介（自民）	安江 伸夫（公明）
幹 事	吉田 忠智（立憲）	松川 るい（自民）	山本 香苗（公明）
幹 事	西田 実仁（公明）	松下 新平（自民）	浅田 均（維新）
幹 事	音喜多 駿（維新）	松山 政司（自民）	東 徹（維新）
幹 事	大塚 耕平（民主）	丸川 珠代（自民）	猪瀬 直樹（維新）
幹 事	山添 拓（共産）	山田 宏（自民）	磯崎 哲史（民主）
	青山 繁晴（自民）	山谷 えり子（自民）	舟山 康江（民主）
	赤池 誠章（自民）	石川 大我（立憲）	仁比 聡平（共産）
	白井 正一（自民）	打越 さく良（立憲）	山本 太郎（れ新）

（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方」について意見の交換を行った後、「憲法に対する考え方について（特に、憲法における参議院の在り方並びに参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題を中心として）」について、審査会を開催した。

また、本審査会付託の請願1種類8件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

11月9日、「憲法に対する考え方」について委員相互間において意見の交換が行われ、施行後75年を経過した憲法のあるべき姿について国民に考えを深めてもらうことの重要性、憲法との関係における合区解消の議論の必要性、旧統一教会・国葬をめぐる問題についての調査審議の必要性、憲法改正によらない合区廃止の方策についての議論の必要性、参議院の行政監視機能と選挙制度との関係、憲法保障の議論の重要性、我が国の国際貢献と憲法第9条の制約、国際的な視点からの憲法第9条改正論議の必要性、憲法の規範力を高める議論を進める必要性、憲法に定める法の下での平等の意義と合区解消の必要性、憲法と戦

後日本の歩みの重みに対する認識の欠如と国葬強行、政府・自民党と統一協会との関係の憲法問題、現行憲法の遵守と国民の命や暮らし、憲法第25条及び第13条等に係る憲法違反の調査の必要性等について、見解が述べられた。

12月7日、「憲法に対する考え方について（特に、憲法における参議院の在り方並びに参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題を中心として）」について、川崎参議院法制局長及び憲法審査会事務局当局から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、国会議員の責任として憲法の具体的条文を国民に示す必要性、合区対象界の拡大に伴う参議院の存在意義への影響等を踏まえた法律による合区廃止の提案、参議院の在り方についての参議院改革協議会での議論を踏まえた憲法審査会での議論の必要性、地方の問題などで独自の役割を発揮するような参議院の機能充実を前提とした参議院改革、緊急集会の開会要件を院の自律権の問題として議論する重要性、参議院の行政監視機能を充実強化するための検討の必要性、全国を11ブロック単位とする個人名投票による大選挙区制の意義、将来の道州制導入を視野に入れた統治機構改革のための憲法改正の必要性、自衛隊明記・緊急事態条項・教育無償化の議論を優先する必要性、合区が生み出した一票の較差以上の更なる較差、特定枠制度の不合理性、二院制下における参議院の性格・機能と選挙制度の議論等に係る憲法審査会の役割、選挙制度の憲法適合性をめぐる司法の要求への対応法、比例代表を中心とする全国10ブロックの非拘束名簿式の選挙制度の意義、最高裁判決前に立法府が一票の較差問題を議論することの問題、生存権・幸福追求権等の議論の必要性等について、見解が述べられた。

(2) 審査会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の選任及び補欠選任を行った。

○令和4年11月9日(水) (第2回)

- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

○令和4年12月7日(水) (第3回)

- 憲法に対する考え方について（特に、憲法における参議院の在り方並びに参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題を中心として）について川崎参議院法制局長及び憲法審査会事務局当局から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和4年12月10日(土) (第4回)

- 請願第26号外7件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	有村 治子（自民）	堀井 巖（自民）	高木 かおり（維新）
	上野 通子（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	浜口 誠（民主）
	こやり 隆史（自民）	石川 博崇（公明）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

10月3日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われ、その後に開会された審査会において会長が選任された。

〔調査の経過〕

今国会においては、まず、特定秘密の保護に関する法律第19条により令和4年6月7日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、高市国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。また、令和3年12月及び令和4年6月の本審査会の年次報告書における指摘事項について、政府参考人から説明を聴き、星野内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。さらに、令和4年6月21日に内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。

〔調査の概要〕

10月28日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、高市国務大臣から説明を聴いた。

11月2日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、令和3年12月及び令和4年6月の本審査会の年次報告書における指摘事項について政府参考人から説明を聴いた後、星野内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。さらに、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 審査会経過

○令和4年10月3日(月) (第1回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 会長の補欠選任を行った。

○令和4年10月28日(金) (第2回)

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について高市
国務大臣から説明を聴いた。

○令和4年11月2日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府
参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、星野
内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等
がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人
に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

5 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会 長	松下	新平 (自民)	関口	昌一 (自民)	谷合	正明 (公明)
幹 事	佐藤	正久 (自民)	西田	昌司 (自民)	横山	信一 (公明)
幹 事	丸川	珠代 (自民)	野上	浩太郎 (自民)	室井	邦彦 (維新)
幹 事	森本	真治 (立憲)	松山	政司 (自民)	芳賀	道也 (民主)
	世耕	弘成 (自民)	蓮	舩 (立憲)	山下	芳生 (共産)
						(会期終了日 現在)

審査会経過

- 令和4年10月3日(月) (第2回)
- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、445件（57種類）であり、このうち件数の多かったものは、「子供のための予算を大幅に増やし、保育・学童保育制度の抜本的改善を求めることに関する請願」「じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願」「保育・学童保育制度の抜本的改善に関する請願」「食料危機の下で、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化を求めることに関する請願」及び「アスベスト被害根絶に関する請願」各24件、「豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願」及び「高齢者の命・健康・人権を脅かす七十五歳以上医療費窓口負担二割化の中止を求めることに関する請願」各19件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣42件、法務37件、外交防衛55件、財政金融53件、文教科学48件、厚生労働119件、農林水産24件、経済産業23件、環境35件、災害対策1件、憲法8件であった。

請願者の総数は54万844人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、11月22日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の5日前の12月5日までと決定された。

12月10日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われたが、いずれも審査未了となった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	42	0	0	42	0	
法 務	37	0	0	37	0	
外 交 防 衛	55	0	0	55	0	
財 政 金 融	53	0	0	53	0	
文 教 科 学	48	0	0	48	0	
厚 生 労 働	119	0	0	119	0	
農 林 水 産	24	0	0	24	0	
経 済 産 業	23	0	0	23	0	
環 境	35	0	0	35	0	
災 害 対 策	1	0	0	1	0	
憲 法	8	0	0	8	0	
計	445	0	0	445	0	提出総数 445件

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
1	国道の新設又は改築に関する質問主意書	野田 国義君	4. 10. 4	4. 10. 11	4. 10. 14
2	地方主要道道路整備への国の関与に関する質問主意書	野田 国義君	10. 4	10. 11	10. 14
3	日本共産党と破防法に対する第二次岸田改造内閣の対応に関する質問主意書	浜田 聡君	10. 4	10. 11	10. 14
4	第二次岸田改造内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問主意書	浜田 聡君	10. 4	10. 11	10. 14
5	福島地方裁判所管内における法曹三者の法廷外定期交流と法曹界のコンプライアンス意識に関する質問主意書	浜田 聡君	10. 4	10. 11	10. 14
6	いわゆる「AV新法」におけるAVの法律的な位置付け等に関する質問主意書	浜田 聡君	10. 4	10. 11	10. 14
7	国葬儀における選曲に関する質問主意書	浜田 聡君	10. 4	10. 11	10. 14
8	国葬の定義等に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 4	10. 11	10. 14
9	安倍元総理の国葬儀と国民、国会、裁判所との関係等に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 4	10. 11	10. 14
10	安倍元総理の国葬儀が法的根拠を欠く違憲かつ違法の行為であることに関する質問主意書	小西 洋之君	10. 4	10. 11	10. 14
11	文化庁が宗教法人法第八十一条の解散命令の請求を裁判所に行わないことが違法であることに関する質問主意書	小西 洋之君	10. 4	10. 11	10. 14
12	消費者契約法の靈感商法等による消費者契約の取消権の解釈（旧統一教会による被害への適用）に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 4	10. 11	10. 14
13	安倍元総理の国葬儀を実施した理由等に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 4	10. 11	10. 14

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
14	AV出演被害者支援団体への中傷等に関する質問 主意書	塩村 あやか君	4. 10. 5	4. 10. 12	4. 10. 18
15	「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管 理計画」に関する質問主意書	塩村 あやか君	10. 5	10. 12	10. 18
16	国葬のルールの方針についての岸田政権の見解等 に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 6	10. 12	10. 18
17	岸田内閣の臨時会召集が憲法第五十三条に違反す ること等に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 6	10. 12	10. 18
18	電気事業法に係る自家用電気工作物のみなし設置 者に関する質問主意書	船後 靖彦君	10. 20	10. 26	11. 1
19	父母の離婚後の親権者に関する規律に関する質問 主意書	神谷 宗幣君	10. 24	10. 31	11. 4
20	外国の利益になる不当な情報操作を防ぐための法 整備に関する質問主意書	神谷 宗幣君	10. 24	10. 31	11. 4
21	中国の海外警察拠点に関する質問主意書	神谷 宗幣君	10. 24	10. 31	11. 4
22	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の 利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」 に関する質問主意書	神谷 宗幣君	10. 24	10. 31	11. 4
23	外国人の生活保護受給に係る最高裁判決を踏まえ 旧厚生省通達を見直す必要性に関する質問主意書	神谷 宗幣君	10. 24	10. 31	11. 4
24	外国人の永住許可に関する質問主意書	神谷 宗幣君	10. 24	10. 31	11. 4
25	外国投資家の株式保有割合の増加に関する質問主 意書	神谷 宗幣君	10. 24	10. 31	11. 4
26	自治体が管理するディープフリーザーに関する質 問主意書	浜田 聡君	10. 25	10. 31	11. 4
27	外国人留学生を増やすため岸田文雄総理大臣が命 じた計画策定に関する質問主意書	神谷 宗幣君	10. 26	11. 2	11. 8
28	台湾有事を想定した国民保護訓練に関する質問主 意書	神谷 宗幣君	10. 26	11. 2	11. 8

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
29	新型コロナワクチンの予防接種健康被害給付に係る予算の積算根拠等に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 10. 27	4. 11. 2	4. 11. 8
30	AV産業の所掌に関する質問主意書	浜田 聡君	10. 28	11. 7	11. 11
31	文部科学省が医学部、歯学部、薬学部、看護学部を設置する大学に対し、HPVワクチンや新型コロナウイルスに係るワクチン接種に反対する団体を招いて授業を行うよう要請していることに関する質問主意書	浜田 聡君	11. 2	11. 9	11. 15
32	新型コロナウイルス感染拡大対策で「屋外でのマスク着用は不要」原則を周知することに関する質問主意書	神谷 宗幣君	11. 2	11. 9	11. 15
33	嘉手納飛行場パパープ地区への防錆整備格納庫移設に関する質問主意書	高良 鉄美君	11. 7	11. 14	11. 18
34	楽天モバイルの基地局建設が滞っていることに関する質問主意書	浜田 聡君	11. 8	11. 14	11. 18
35	新型コロナワクチン購入契約の情報公開に関する質問主意書	神谷 宗幣君	11. 9	11. 14	11. 18
36	在外投票の実態に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	11. 10	11. 16	11. 22
37	「在外ネット投票でしか投票できない有権者」の存在に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	11. 10	11. 16	11. 22
38	在外国民審査に関する最高裁違憲判決の趣旨に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	11. 10	11. 16	11. 22
39	困難を抱える女性に対する支援に関する質問主意書	塩村 あやか君	11. 18	11. 28	12. 2
40	ストーカー規制の更なる推進に関する質問主意書	塩村 あやか君	11. 18	11. 28	12. 2
41	就職氷河期世代支援に関するこれまでの取組及び成果並びに今後の取組に資する新しい資本主義の在り方等に関する質問主意書	塩村 あやか君	11. 18	11. 28	12. 2
42	出産・子育て応援交付金に関する質問主意書	塩村 あやか君	11. 18	11. 28	12. 2

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
43	フードバンク等に対する現物寄付の全額損金処理に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 11.18	4. 11.28	4. 12.2
44	対ミャンマー外交に関する質問主意書	打越 さく良君	11.24	11.30	12.6
45	第二次岸田改造内閣における「日本共産党と破壊活動防止法」に関する質問主意書	鈴木 宗男君	11.25	11.30	12.6
46	御嶽山の国立公園、国立公園化に関する質問主意書	羽田 次郎君	11.29	12.5	12.9
47	生活保護における世帯認定に関する質問主意書	倉林 明子君	11.29	12.5	12.9
48	岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問主意書	辻元 清美君	11.29	12.5	12.9
49	今後の経済見通しや政府が「百六百万円の壁」と説明してきたことの正当性及び年金額の変動等に関する質問主意書	辻元 清美君	11.30	12.5	12.9
50	中国の海外警察拠点に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	11.30	12.5	12.9
51	G20バリ首脳宣言におけるワクチン接種証明書に関する議論に関する質問主意書	神谷 宗幣君	11.30	12.5	12.9
52	石綿健康被害救済基金の治療研究への活用に関する質問主意書	辻元 清美君	12.2	12.7	12.13
53	関東大震災時の朝鮮人等虐殺事件における犠牲者の遺体処理に関する質問主意書	杉尾 秀哉君	12.6	12.9	12.16
54	障害者欠格条項に関する政府の姿勢に関する質問主意書	浜田 聡君	12.6	12.9	12.16
55	昆虫食とエビ・カニに対するアレルギーの注意喚起の必要性に関する質問主意書	浜田 聡君	12.6	12.9	12.16
56	旧統一教会の「関連団体」に関する質問主意書	辻元 清美君	12.7	12.9	12.16

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
57	NPOやNGO等の非営利組織や政治団体に寄附規制が適用されることへの懸念に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 12. 7	4. 12. 9	4. 12. 16
58	メガソーラー事業によって引き起こされる森林の乱開発・土石流を防ぐための方策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	12. 7	12. 9	12. 16
59	北海道百年記念塔の解体に関する質問主意書	神谷 宗幣君	12. 7	12. 9	12. 16
60	我が国における潜在的な食料供給力と国内で完結できる食料供給体制の整備に関する質問主意書	神谷 宗幣君	12. 7	12. 9	12. 16
61	生殖補助医療の現状に関する質問主意書	神谷 宗幣君	12. 7	12. 9	12. 16
62	杉原千敏元在カナウス日本国領事館副領事の名誉回復に関する質問主意書	鈴木 宗男君	12. 8	12. 9	12. 20
63	外国人「定住者」が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問主意書	羽田 次郎君	12. 8	12. 9	12. 20
64	原子炉の耐用年数に関する質問主意書	辻元 清美君	12. 8	12. 9	12. 20
65	環境省に設置が予定されるPFOS対策の専門家会議に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 8	12. 9	12. 20
66	PFOS流出の原因究明及び環境補足協定に基づく立入調査の実効性に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 8	12. 9	12. 20
67	PFOS等の流出に対する抜本的対策の必要性に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 8	12. 9	12. 20
68	原発避難計画の策定に対する国の支援に関する質問主意書	山本 太郎君	12. 9	12. 9	12. 20
69	福島第一原子力発電所一号機ペDESTAL内調査に関する質問主意書	山本 太郎君	12. 9	12. 9	12. 20
70	「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金等の値下げ支援対策に関する質問主意書	柴田 巧君	12. 9	12. 9	12. 20

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
71	公営住宅の入居に際し保証人確保が困難な人の入居確保に関する質問主意書	田村 智子君	4. 12. 9	4. 12. 9	4. 12. 20
72	セーフティネット登録住宅制度に関する質問主意書	田村 智子君	12. 9	12. 9	12. 20
73	開放型スプリンクラー設備に関する質問主意書	浜田 聡君	12. 9	12. 9	12. 20
74	全国的な視点に立ったアイヌの経済的及び社会的状況の改善に向けた取組に関する質問主意書	紙 智子君	12. 9	12. 9	12. 20
75	無戸籍者問題の解決に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 9	12. 9	12. 20
76	嫡出否認制度の規律の見直しに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 9	12. 9	12. 20
77	親の懲戒権の見直しと体罰の禁止に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 9	12. 9	12. 20
78	事実に反する認知が行われた子の日本国籍喪失に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 9	12. 9	12. 20
79	寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務等に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 10	12. 10	12. 23
80	薬価の中間年改定の在り方等に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 10	12. 10	12. 23
81	国葬儀の法的本質及び法的効果並びに法的根拠等に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 10	12. 10	12. 23
82	反撃能力に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 10	12. 10	12. 23

(令和4年12月23日現在)

参議院改革協議会

協議員一覧（13名）

座長	世耕弘成（自民）	田名部匡代（立憲）	船後靖彦（れ新）
	青木一彦（自民）	谷合正明（公明）	浜田聡（N党）
	中西祐介（自民）	柴田巧（維新）	伊波洋一（沖縄）
	丸川珠代（自民）	川合孝典（民主）	
	小西洋之（立憲）	井上哲士（共産）	（4. 11. 11 現在）

（1）発足の経緯

令和4年11月9日、尾辻秀久議長の主宰により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置することとし、その構成や運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

11月11日、議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員15人以内をもって組織する参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議において石井準一議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

（2）検討の経緯

第210回国会において、本協議会（世耕弘成座長）は2回の調査検討を行った。

まず、11月16日の協議会（第1回）では、本協議会の運営に関する事項について決定した。

11月29日の協議会（第2回）では、山東前議長の下で設置された前回の協議会の報告書及び令和4年参議院議員通常選挙定数訴訟に係る各高裁判決について、事務局から説明を聴取した。また、選挙制度の問題について、前回の協議会の議論を土台として、引き続き本協議会において協議することが了承された。選挙制度以外の問題については、前回の協議会の協議テーマのほかに新たに希望する項目がある場合は、各会派から提出することとなった。

（3）協議会経過

- 令和4年11月16日（水）（第1回）
 - 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。
- 令和4年11月29日（火）（第2回）
 - 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

(4) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第196回 (常会)	平成 30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48
第198回 (常会)	31. 1. 28(月)	31. 1. 28(月)	令和 元. 6. 26(水)	150	—	150
第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67
第201回 (常会)	2. 1. 20(月)	2. 1. 20(月)	2. 6. 17(水)	150	—	150
第202回 (臨時会)	2. 9. 16(水)	2. 9. 17(木)	2. 9. 18(金)	3	—	3
第203回 (臨時会)	2. 10. 26(月)	2. 10. 26(月)	2. 12. 5(土)	41	—	41
第204回 (常会)	3. 1. 18(月)	3. 1. 18(月)	3. 6. 16(水)	150	—	150
第205回 (臨時会)	3. 10. 4(月)	3. 10. 8(金)	3. 10. 14(木) 衆議院解散	11	—	11
第206回 (特別会)	3. 11. 10(水)	3. 11. 12(金)	3. 11. 12(金)	3	—	3
第207回 (臨時会)	3. 12. 6(月)	3. 12. 6(月)	3. 12. 21(火)	16	—	16
第208回 (常会)	4. 1. 17(月)	4. 1. 17(月)	4. 6. 15(水)	150	—	150
第209回 (臨時会)	4. 8. 3(水)	4. 8. 3(水)	4. 8. 5(金)	3	—	3
第210回 (臨時会)	4. 10. 3(月)	4. 10. 3(月)	4. 12. 10(土)	69	—	69

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	元. 7. 23(日)	元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	元. 7. 21(日)	元. 7. 29	7. 7. 28	第199回(臨時会)	元. 8. 1(木)
第26回	4. 7. 10(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第209回(臨時会)	4. 8. 3(水)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(令和4年12月10日現在)

第2次岸田内閣国務大臣

内閣総理大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

総務大臣

松本 剛明 (衆・自民)

法務大臣

齋藤 健 (衆・自民)

外務大臣

林 芳正 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

鈴木 俊一 (衆・自民)

文部科学大臣

永岡 桂子 (衆・自民)

厚生労働大臣

加藤 勝信 (衆・自民)

農林水産大臣

野村 哲郎 (参・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

西村 康稔 (衆・自民)

国土交通大臣

斉藤 鉄夫 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

西村 明宏 (衆・自民)

防衛大臣

浜田 靖一 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

松野 博一 (衆・自民)

国務大臣 (デジタル大臣)

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、デジタル改革))

河野 太郎 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

秋葉 賢也 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、海洋政策))

谷 公一 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共同参画))

小倉 将信 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障))

高市 早苗 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、規制改革、地方創生、クールジャパン戦略、アイヌ施策))

岡田 直樹 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

後藤 茂之 (衆・自民)

内閣官房副長官

木原 誠二 (衆・自民)

磯崎

仁彦 (参・自民)

栗生 俊一

副大臣

デジタル副大臣

内閣府副大臣

大串 正樹 (衆・自民)

復興副大臣

小島 敏文 (衆・自民)

竹谷 とし子 (参・公明)

内閣府副大臣

藤丸 敏 (衆・自民)

星野 剛士 (衆・自民)

和田 義明 (衆・自民)

総務副大臣

尾身 朝子 (衆・自民)

柘植 芳文 (参・自民)

法務副大臣

門山 宏哲 (衆・自民)

外務副大臣

武井 俊輔 (衆・自民)

山田 賢司 (衆・自民)

財務副大臣

井上 貴博 (衆・自民)

秋野 公造 (参・公明)

文部科学副大臣

井出 庸生 (衆・自民)

築 和生 (衆・自民)

厚生労働副大臣

羽生田 俊 (参・自民)

厚生労働副大臣

内閣府副大臣

伊佐 進一 (衆・公明)

農林水産副大臣

勝俣 孝明 (衆・自民)

野中 厚 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

中谷 真一 (衆・自民)

太田 房江 (参・自民)

国土交通副大臣

豊田 俊郎 (参・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

石井 浩郎 (参・自民)

環境副大臣

山田 美樹 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

小林 茂樹 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

井野 俊郎 (衆・自民)

大臣政務官

デジタル大臣政務官

内閣府大臣政務官

尾崎 正直 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

鈴木 英敬 (衆・自民)

自見 はなこ (参・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

中野 英幸 (衆・自民)

総務大臣政務官

国光 あやの (衆・自民)

杉田 水脈 (衆・自民)

中川 貴元 (衆・自民)

法務大臣政務官

高見 康裕 (衆・自民)

外務大臣政務官

秋本 真利 (衆・自民)

高木 啓 (衆・自民)

吉川 ゆうみ (参・自民)

財務大臣政務官

金子 俊平 (衆・自民)

宮本 周司 (参・自民)

文部科学大臣政務官

伊藤 孝江 (参・公明)

文部科学大臣政務官

復興大臣政務官

山本 左近 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

畦元 将吾 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

内閣府大臣政務官

本田 顕子 (参・自民)

農林水産大臣政務官

角田 秀穂 (衆・公明)

藤木 眞也 (参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

長峯 誠 (参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

里見 隆治 (参・公明)

国土交通大臣政務官

古川 康 (衆・自民)

清水 真人 (参・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

西田 昭二 (衆・自民)

環境大臣政務官

国定 勇人 (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

柳本 顕 (衆・自民)

防衛大臣政務官

小野田 紀美 (参・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

木村 次郎 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁	川本	裕子	内閣法制局長官	近藤	正春
公正取引委員会委員長	古谷	一之	原子力規制委員会委員長	山中	伸介
公害等調整委員会委員長	永野	厚郎			

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成26年	186(常会)	7,236	1,878	5,358
	187(臨時会)	1,649	484	1,165
	188(特別会)	26	22	4
27年	189(常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190(常会)	4,697	1,003	3,694
	191(臨時会)	60	53	7
	192(臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193(常会)	5,814	1,005	4,809
	194(臨時会)	13	13	0
	195(特別会)	719	241	478
30年	196(常会)	5,696	1,000	4,696
	197(臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198(常会)	3,409	774	2,635
	199(臨時会)	124	119	5
	200(臨時会)	1,519	363	1,156
2年	201(常会)	835	253	582
	202(臨時会)	18	17	1
	203(臨時会)	335	106	229
3年	204(常会)	1,100	202	898
	205(臨時会)	59	59	0
	206(特別会)	16	16	0
	207(臨時会)	182	94	88
4年	208(常会)	1,726	510	1,216
	209(臨時会)	83	75	8
	210(臨時会)	944	251	693

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
2年	3,267	71,111	8,197	59,355	1,071	2,269	219	0
3年	3,575	48,368	8,708	38,664	168	827	1	0
4年	7,678	100,516	24,031	66,586	5,579	4,153	167	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和4年の数は、第210回国会終了日(12月10日)現在。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参観を中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を50名程度(10月1日以降100名程度)とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25
令和2年度	4,759	149	139	5	5
令和3年度	7,200	231	211	5	15
令和4年度					
4月	710	23	20	1	2
5月	1,204	37	35	2	0
6月	1,291	44	44	0	0
7月	866	30	25	2	3
8月	294	12	6	0	6
9月	954	29	27	1	1
10月	1,245	38	35	1	2
11月	1,091	36	34	2	0
12月	905	33	29	0	4
(年度途中計)	8,560	282	255	9	18

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参議院特別体験プログラムを中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を45名、1日の回数を2回、1回の受入団体を1団体とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
スロベニア共和国国民評 議会議長一行 (4. 10. 4. 招待状発送)	団長 国民評議会議長 アロイズ・コウシュツァ君 団員 国民評議会議員 国際関係・欧州問題委員会委員長 ボーヤン・ケケツ君 同 国民評議会議員 ミティア・ゴレンシュチェック君 随員 国民評議会議長室室長 ゴフィヤ・ハフネル君 同 政府儀典局儀典官 マルコ・スコク君 同 通訳 ポローナ・ブルーメン君	4. 11. 7 ~11. 11

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第145回 I P U 会議出席 (4. 9. 12 議長決定)	ルワンダ	4. 10. 9 ～10. 16	山田 太郎君 (自民) 熊谷 裕人君 (立憲)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
第30回アジア・太平洋議員 フォーラム (A P P F) 総 会出席 (4. 9. 9 議長決定)	タイ	4. 10. 25 ～10. 29	松川 るい君 (自民) 新妻 秀規君 (公明)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
第43回 A S E A N 議員会議 (A I P A) 総会出席 (4. 10. 4 議長決定)	カンボジア	4. 11. 20 ～11. 25	堂故 茂君 (自民) 柴田 巧君 (維新)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

9 我が国で開催された国際会議

会議名	第40回日本・EU議員会議	
開催地	東京	
期間	令和4年10月31日～11月1日	
出席議員	<p>日本国会代表団</p> <p>団長 衆議院議員 船田 元君 副団長 参議院議員 武見 敬三君 参議院議員 高橋はるみ君、舞立昇治君、三宅伸吾君、宮崎雅夫君、和田政宗君、塩村あやか君、田島麻衣子君、高橋光男君、浅田均君、舟山康江君、紙智子君 衆議院議員 あかま二郎君、井出庸生君、伊藤信太郎君、石橋林太郎君、上杉謙太郎君、小里泰弘君、大野敬太郎君、後藤田正純君、土田慎君、平井卓也君、牧島かれん君、務台俊介君、山下貴司君、岡本あき子君、玄葉光一郎君、櫻井周君、中川正春君、原口一博君、青柳仁士君、杉本和巳君、岡本三成君、山崎正恭君、鈴木敦君</p>	<p>欧州議会代表団</p> <p>団長 クリステル・シャルデモーゼ君 (デンマーク) イェンス・ガイア君 (ドイツ) イヴァン・シュテファネツ君 (スロバキア) ニコラウス・フェスト君 (ドイツ) ユッタ・パウルス君 (ドイツ) トマシュ・フデホフスキー君 (チェコ) ツヴェテリーナ・ペンコヴァ君 (ブルガリア) インマ・ロドリゲス＝ピニェーロ君 (スペイン) ミアペトラ・クンプラ＝ナタリ君 (フィンランド) ウルマス・パエト君 (エストニア) イザベル・ベンジュメア・ベンジュメア君 (スペイン) ダニーロ・オスカル・ランチャーニ君 (イタリア)</p>

10 国会に対する報告等（4.8.6～12.10）

第209回国会閉会後から第210回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
令和4年	
8. 8(月)	○ 一般職の職員の給与についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告
30(火)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
9. 2(金)	○ 令和3年度における予算使用の状況(令和3年度出納整理期間を含む。)の報告 ○ 令和4年度第1・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 令和4年度第1・四半期における国庫の状況の報告
9(金)	○ 令和3年度公正取引委員会年次報告書 ○ 「令和3年度政府が講じた死因究明等に関する施策」についての報告
20(火)	○ 国立研究開発法人情報通信研究機構令和3年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する総務大臣の意見
26(月)	○ 令和3年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告 ○ 令和3年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
10. 11(火)	○ 令和3年12月6日から令和4年10月2日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
14(金)	○ 「令和3年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告
21(金)	○ 「令和3年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告
27(木)	○ 令和3年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告
11. 1(火)	○ シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ○ シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告 ○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
18(金)	○ 2021年の国際連合教育科学文化機関第41回総会において採択された勧告に関する報告書 ○ 令和3年度国の債権の現在額総報告 ○ 令和3年度物品増減及び現在額総報告
22(火)	○ 「令和3年度犯罪被害者等施策」に関する報告
25(金)	○ 国と地方の協議の場(令和4年度第2回)における協議の概要に関する報告書 ○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発等)に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見 ○ 国立研究開発法人科学技術振興機構令和3年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立研究開発法人科学技術振興機構令和3年度特定公募型研究開発業務(経済安全保障重要技術育成プログラム)に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 国立研究開発法人科学技術振興機構令和3年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本学術振興会令和3年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター令和3年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和3年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する農林水産大臣の意見 ○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見 ○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発)に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見 ○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務(グリーンイノベーション基金事業)に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見 ○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務(経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業)に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見 ○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見
12. 2(金)	○ 日本放送協会令和3年度業務報告書及びこれに付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
6(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 ○ 令和4年度第2・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 令和4年度第2・四半期における国庫の状況の報告
9(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 ○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書外13件

11 国会関係日誌（4.8.6～12.10）

年月日	事 項
【第209回国会(臨時会)閉会后】	
令和4年	
8. 6(土)	○ 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式、尾辻議長出席
9(火)	○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、尾辻議長出席
10(水)	○ 第2次岸田改造内閣発足
15(月)	○ 全国戦没者追悼式、尾辻議長出席
18(木)	○ 参・臨時国会召集要求書(斎藤嘉隆君外76名)提出 ○ 衆・臨時国会召集要求書(馬淵澄夫君外125名)提出
19(金)	○ 衆・厚生労働委(新型コロナウイルス感染症対策等について質疑)
25(木)	○ 参・厚生労働委(新型コロナウイルス感染症対策等について質疑)
31(水)	○ 参・「碧水会」解散
9. 1(木)	○ 岸本周平衆議院議員、議員辞職 ○ 嘉田由紀子参議院議員、国民民主党・新緑風会へ入会
8(木)	○ 参・議院運営委(故安倍晋三国葬儀について報告聴取、質疑) ○ 衆・議院運営委(故安倍晋三国葬儀について報告聴取、委員から発言)
12(月)	○ 参・議院運営委委員派遣(京都府、～13日)
20(火)	○ 三上えり参議院議員、立憲民主・社民へ入会
27(火)	○ 故安倍晋三国葬儀、尾辻議長参列
28(水)	○ 臨時会召集を閣議決定
30(金)	○ 衆・経済産業委(現下の経済情勢等について質疑) ○ 熊野正士参議院議員、議員辞職
【第210回国会(臨時会)】	
10. 3(月)	○ 参・本会議(13常任委員長辞任、14常任委員長選挙、7特別委員会設置、3調査会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、会期の件、所信表明演説) ○ 衆・本会議(会期の件、14常任委員長辞任、15常任委員長選挙、情報監視審査会委員長及び委員辞任、情報監視審査会委員選任、9特別委員会設置、所信表明演説) ○ 開会式
5(水)	○ 衆・本会議(北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議、代表質問1日目)
6(木)	○ 参・本会議(北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議、代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目)
7(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 参議院比例代表選出議員選挙、宮崎勝氏繰上補充当選(熊野正士参議院議員辞職による)、公明党へ入会
17(月)	○ 衆・予算委(基本的質疑)
18(火)	○ 衆・予算委(基本的質疑)
19(水)	○ 参・予算委
20(木)	○ 参・予算委
24(月)	○ 参・予算委(集中審議「現下の諸課題」) ○ 衆・予算委(集中審議「社会情勢等内外の諸課題」)
25(火)	○ 衆・本会議(山際国務大臣の辞任について発言、感染症法案、感染症法案(衆法)、新型インフル医薬品指定法案(衆法)趣旨説明・質疑)

- 27(木) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
- 28(金) ○ 参・本会議(経済に関する件について発言・質疑)
- 31(月) ○ 第40回日本・EU議員会議(～11月1日)
- 11. 1(火) ○ 衆・本会議(民法等改正案趣旨説明・質疑)
- 吉田豊史衆議院議員、日本維新の会を退会
- 4(金) ○ 衆・本会議
- 8(火) ○ スロベニア共和国・コウシュツァ国民評議会議長一行(参議院招待)、尾辻議長訪問
- 衆・本会議(感染症法案修正議決、FATF勧告対応法案趣旨説明・質疑)
- 9(水) ○ 参・本会議
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について意見交換)
- 参議院各会派代表者懇談会
- 10(木) ○ 衆・本会議
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
- 11(金) ○ 参・本会議(感染症法案趣旨説明・質疑、参議院改革協議会設置)
- 15(火) ○ 衆・本会議(FATF勧告対応法案可決)
- 16(水) ○ 参議院改革協議会(第1回)
- 17(木) ○ 衆・本会議(民法等改正案可決)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
- 18(金) ○ 参・本会議(民法等改正案趣旨説明・質疑)
- 21(月) ○ 衆・本会議(閣僚の交代に係る経緯について発言、財政演説(令和四年度第二次補正予算)・質疑)
- 22(火) ○ 参・本会議(閣僚の交代に係る経緯について発言、財政演説(令和四年度第二次補正予算)・質疑)
- 参・予算委(令和四年度第二次補正予算趣旨説明)
- 衆・予算委(令和四年度第二次補正予算趣旨説明)
- 24(木) ○ 参・厚生労働委(感染症法案可決)
- 25(金) ○ 衆・予算委(令和四年度第二次補正予算基本的質疑)
- 28(月) ○ 衆・予算委(令和四年度第二次補正予算基本的質疑)
- 29(火) ○ 参議院改革協議会(第2回)
- 衆・予算委(令和四年度第二次補正予算集中審議「外交等内外の諸課題」、令和四年度第二次補正予算締めくり質疑、令和四年度第二次補正予算可決)
- 衆・本会議(情報監視審査会委員辞任・選任、令和四年度第二次補正予算可決)
- 30(水) ○ 参・予算委(令和四年度第二次補正予算総括質疑)
- 12. 1(木) ○ 参・予算委(令和四年度第二次補正予算総括質疑)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について説明聴取、討議)
- 2(金) ○ 参・予算委(令和四年度第二次補正予算集中審議「外交等現下の諸課題」、令和四年度第二次補正予算締めくり質疑、令和四年度第二次補正予算可決)
- 参・本会議(令和四年度第二次補正予算可決、感染症法案可決)
- 5(月) ○ 参・本会議(新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議、障害者総合支援法案趣旨説明・質疑)
- 6(火) ○ 衆・本会議(消費者契約法案、法人寄附不当勧誘防止法案趣旨説明・質疑)
- 7(水) ○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(特に、憲法における参議院の在り方並びに参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題を中心として)説明聴取、意見交換)
- 8(木) ○ 参・法務委(民法等改正案可決)
- 参・厚生労働委(障害者総合支援法案可決)

10(土)

- 衆・本会議(消費者契約法案可決、法人寄附不当勧誘防止法案修正議決)
- 参・本会議(消費者契約法案、法人寄附不当勧誘防止法案趣旨説明・質疑)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(「ネットCMと国民投票運動」及び「ネット社会と憲法の関わり」)について参考人質疑)
- 参・消費者問題特別委(消費者契約法案可決、法人寄附不当勧誘防止法案可決)
- 参・本会議(障害者総合支援法案可決、民法等改正案可決、消費者契約法案可決、法人寄附不当勧誘防止法案可決、事務総長辞任・選挙)
- 衆・本会議
- 第210回国会閉会